

上信越自動車道

埋蔵文化財発掘調査報告書

23

—更埴市内 その二—

長野県屋代遺跡群出土木簡

一九九六

日本道路公団東京第二建設局
長野県教育委員会
(財)長野県埋蔵文化財センター

『長野県屋代遺跡群出土木簡』正誤表

頁	段-行	誤	正
iii	下段-6	八〇	八二
iv	上段-10		(追加) 土器の器種分類は平成十 年度刊行予定の『古代編』を参照 (11)
10	下段-14	(12)	曲物槽
19	上段-19	曲物槽	須恵器
36	下段-22	須恵器	ハギトリ
48	-15	調整法不明	表部分的にカットグラス
48	-16	表カットグラス	乎雲奈
60	-17	乎雲奈	乎雲奈
112	-10	南南南南 □ □ 北	南南南南 □ □ 北
125	下段-12	こと	うえ
209	38	駒塗	駒塗
221		主な遺跡	主な遺跡

『長野県屋代遺跡群出土木簡』

A4判・二四〇頁
綴組み・付図五枚

◆本書の内容

日本初の国符木簡、地方遺跡最古の年紀をもつ「乙丑年」(895年)木簡、信濃國(軍団)の存在を示す木簡など、大きな話題を呼んだ更埴市屋代遺跡群出土の木簡の正式報告書。第一章では屋代遺跡群⑥区の調査経過、第二章では木簡の層位的出土状況および慶賀バターンの特徴を解説。第三章は木簡一二六点の赤外写真と紙文を見聞きで配置。第四章は木簡の製作技術と使用が終了した後の慶賀方法について新視点を提示。第五章はそれらの成果を踏まえて信濃の古代史像に大胆に迫る。その内容は初期国府・郡家に代表される経済活動、そして軍事・宗教と多岐にわたり、古代史研究全体に一石を投じてゐる。

◆目次

第一章 遺跡の概観

第一節 遺跡の概観

第二節 調査・整理の概要

第三節 ⑥区の地形と本幕層序

第二章 木簡の層位の遣構と伴出遺物

第一節 木簡出土の遣構と伴出遺物の概略

第二節 各木田対応層出土土器

第三節 第五木田対応層検出遣構と出土遺物

第四節 第四木田対応層検出遣構と出土遺物

第五節 第三木田対応層検出遣構と出土遺物

第六節 第二木田対応層検出遣構と出土遺物

第七節 小結

第三章 木簡の紙文と解説

第一節 第五木田対応層出土木簡

第二節 第四木田対応層出土木簡

第三節 第三木田対応層出土木簡

第四節 第二木田対応層出土木簡

第四章 屋代遺跡群出土木簡の製作技法と慶賀方法

第一節 木簡の形態と製作技法

第二節 木簡の転用・慶賀方法

第三節 木簡の製作と転用・慶賀からの展望

第五章 考察

第一節 屋代木簡の特徴

第二節 主な木簡の時期的特徴 屋代木簡の内容別特徴

第三節 木簡をめぐる諸問題

木簡にみえる行政地名 木簡にみえるウジ名と部

木簡の字体・異筆 信濃國における官衙問題

まとめ

各時期の特色と意義および課題 信濃國の存在と科(信)野評 木簡からみた

第六章 結語

◆購入申し込みについて
「申込先」〒386 長野県上田市下塙尻九三六一三

(財)長野県埋蔵文化財センター「申込先」

図書資料普及会

（販）

026812619394 (FAX) 026812619194

*電話はがき・FAX等でお申しださい。

【領便】一部 三五〇〇円(送料別)

各時期の特色と意義および課題 信濃國の存在と科(信)野評 木簡からみた
【送金】現品到着後、同封の払い込み用紙を使用し、郵便振替でご送金ください。
送料は、一部五〇〇円、二部六〇〇円、三部以上実費となります。



平成8年8月27日

各位 殿

(財)長野県埋蔵文化財センター

報告書の送付について

当センターの業務につきまして、平素より御高配いただき厚く御礼申し上げます。
さて、今回下記報告書等を刊行いたしましたのでお送りいたします。御高覧御活用いた
だければ幸いに存じます。

記

上信越自動車道埋蔵文化財報告書 7 - 大星山古墳群・北平1号墳

〃 23 - 更埴市屋代遺跡群出土木簡

長野県埋蔵文化財センター年報 12

長野県埋蔵文化財センター紀要 4

長野県埋蔵文化財センター研究論集「長野県考古学」

上信越自動車道

埋蔵文化財発掘調査報告書
—更埴市内 その二—

23

長野県屋代遺跡群出土木簡

一九九六

日本道路公団東京第二建設局
長野県教育委員会
(附) 長野県埋蔵文化財センター



四六



庚子
大



五



六



七

三



歴代遺跡群⑥区 第四水田対応面全景
(後方、森の手前が雨宮庭寺跡)



木籠集中出土地点調査風景
(手前 第四水田対応溝 SD 7035 SD 7036などの掘り下げ状況)
(奥 第三水田面および SD 8028 完掘状況)



黒代遺跡群・更埴条里遺跡全景(昭和22年撮影国土地理院)



森将軍塚古墳より黒代遺跡群方面を望む

序

佐久平から長野盆地を通り上越へと北進する上信越自動車道のうち、有明山トンネルをぬけ、長野自動車道と合流するまでの更埴市内約二キロの区間の調査は平成三年度から六年度の四年間行われました。

このあたりは古くから更埴条里遺跡の調査が行われ、学会から注目されおりましたが、**側長野県埋蔵文化財センター**の発掘調査によって、千曲川右岸の自然堤防上に立地する繩文時代から中世にかけての集落と、集落に隣接する古代の水田の状況が次第に明らかになってきました。

特に平成六年度の調査では、この集落の北端にある、千曲川の支流によって形成された湿地から約四万点を越す木製品が出土しました。その中から地方遺跡最古の年紀をもつ木簡や国内初の国符木簡を筆頭に、長野県の古代史上例を見ない多くの木簡が発見されました。

主要な木簡については解説後、報道機関への発表や遺物展示会を通じて公表してきましたが、その後も古代史の研究者との連携によりながら慎重に整理、解説を進めてまいりました。今回の報告書ではこれらの木簡のうち主要な二六点について、発掘調査および遺物観察を通じての木簡の考古学的な検討と、木簡の文字内容の検討から、古代信濃における地方行政のありかた、人々の暮らしぶり、交流の様相、物資の流通などを幅広く考察しております。木簡は多彩な内容を持ち、信濃にとどまらず古代地方史を研究する上でも貴重な資料となることと確信しております。

最後になりましたが、発掘調査から整理作業、本報告書刊行に至るまで深い御理解と御協力をいただいた日本道路公团東京第二建設局、同上田工事事務所、長野県土木部高速道路局、更埴市、同教育委員会、ちくま農業協同組合、地区対策委員会、地権者等の関係諸機関、発掘調査や整理作業に従事された多くの方々、木簡の解説を中心的に進めていたいたい平川南先生をはじめとした木簡検討委員会の先生方、直接御指導を賜った長野県教育委員会文化課、幾多の難問を克服して調査を完了し、調査終了後一年という短期間に本書の刊行を推進した財長野県埋蔵文化財センター職員に対して、心から敬意と感謝を表する次第であります。

平成八年三月二十一日

財団法人 長野県埋蔵文化財センター

理事長 佐藤善處

例 言

章、索引は平川南を中心に木簡検討委員会が執筆した。
上記以外の本書の執筆分担は以下のとおりである。

本書は上信越自動車道建設工事にかかる、更埴市内の調査のうち、
更埴市内その二である。

本書は平成六年度の屋代遺跡群の発掘調査で出土した木簡を中心にして
た調査報告書である。すでにこれらの一部については次のものに発表し
たことがある。本報告書と本文・解説が異なるものがあるが、今後は本
報告書によられたい。

「長野県埋蔵文化財ニュース」No.40 一九九四 勝長野県埋蔵文化財セ
ンター 「屋代遺跡群出土の木簡」(特別公開説明資料) 一九九五 勝長野県理
藏文化財センター・長野県立歴史館

「屋代遺跡群出土木簡について」一九九四、一九九五 記者発表資料
屋代遺跡群木簡検討委員会

「屋代遺跡群出土の木簡について」一九九五 水沢教子「文化財信濃」
第23巻第2号。

「長野県屋代遺跡群と出土木簡」一九九五 木簡学会発表資料 勝長
野県理藏文化財センター・屋代遺跡群木簡検討委員会

本書に掲載されている遺構・遺物の詳細な解説は平成六年度刊行予定
の「更埴串田遺跡・屋代遺跡群 古代編」を参照されたい。

木簡の記文・解説に関しては、国立歴史民俗博物館の平川南教授を中心
とした木簡検討委員会を設置し、平成六年度に三回、七年度に四回に
及ぶ検討を依頼した。木簡検討委員会の構成は以下のとおりである。

(以下略)

国立歴史民俗博物館教授 平川 南
東京大学史料編纂所助手 山口 英男

東京大学大学院助手 鎌江 宏之
長野県立歴史館専門主事 福島 正樹

長野県立歴史館専門主事 伊藤 伊作

なお、本文の検討に際しては東京大学助教授 佐藤真、奈良国立文化財
研究所主任研究官 寺崎保弘の指導を頂いた。また、勝長野県埋蔵文化
財センターより小林秀夫、白田武正、百瀬良秀、寺内隆夫、宮島義和、
水沢教子が検討に参加した。

第三章の訳文と解説は木簡検討委員会の協議により執筆した。第五

六

例 言

第一章、第六章 寺内隆夫
第二章 第二節 烏羽英継 第二節以外の第二章 寺内隆夫・宮島義和
上記以外 第四章、英文要約、水沢教子

なお、八〇号木簡の文字の実測は鎌江、それ以外を寺内が行い、その他
の掲載図の実測、トレースはそれぞれの項目の執筆担当者が中心になっ
て行った。英文要約はジョーン・ビヨーが補作した。

本書の編集 校正の実務は水沢教子が行い、白田武正、寺内隆夫がこ
れを補佐し、全体を小林秀夫が校閲した。

木簡の観察は浜松ホトニクス株式会社の赤外線テレビカメラを用いて
行い、赤外線写真は宮島義和、西浦力が、外形写真は田村彬が撮影し
た。

木簡の解説および本書作成にあたり、次の諸氏および関連の機関より
御教示 御協力を頂いた。(五十音順・敬称略)

奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター考古計画研究室長 金子裕
之、向日市教育委員会主事 清水みき、コーネル大学副教授 ジョー・グ
ン・ビジョー、早稲田大学教授 新川登庸男、國學院大學教授 鈴木靖
民、御群県埋蔵文化財調査事業団主任調査研究員 高島英之、奈良國
立文化財研究所史料調査長 鎌野和巳、長野市立博物館学芸員 原田
和彦、東京都立大学助教授 山田昌久、向日市埋蔵文化財センター長
山中、東京大学教授 伊豆長岡町教育委員会 横原考古学
研究所、同附属博物館、更埴市教育委員会、奈良国立文化財研究所、藤
枝市郷土博物館、浜松市博物館、豊吉川弘文館
また、一九九五年十二月に開催された第一七回木簡学会で発表した際、
多くの方々から貴重な御意見を賜った。記して感謝申し上げたい。
長野県立歴史館には施設、設備の利用について御配慮いただいた。
木簡大簡のうち一二点の樹種についてはパリノ・サーウェイ株式会社
に鑑定を依頼した。

木簡番号は各章の挿図および文中で共通する。
註および参考文献は各章末に、第五章の一部は項末にまとめてある。
本書に掲載した木簡および土器は勝長野県埋蔵文化財センターが保管
しているが、木簡は本書刊行後、長野県立歴史館へ移管する。

二 一

四 三

五

九 八 七 六

一一 一二 一三 一四

凡例

合点。

本書に掲載した木簡は、屋代遺跡群の発掘調査で出土した木簡のうち、調査中に認定したものと、平成6年、度の整理作業で赤外線照射によって発見したものである。なお、墨痕のみのものは除外している。板状品への赤外線照射は現在も実行中であり、もし今後抽出されるものがあれば、「更埴条里遺跡・屋代遺跡群・古代編」に掲載していく予定である。

第二章掲載の土器の実測図の断面は、土師器が白抜き、須恵器が黒塗りで区別してある。法量については「径は外端部から外端部まで、杯Bの底径も外端部から外端部までを計測した。

第三章は木簡の説文、解説と木簡のはば原寸大の赤外線写真から成る。なお木簡の法量が規定の枠を越えるものについては原寸のはば二分の一大の写真を掲載し、原寸の大赤外線写真を付図として添付した。木簡の外形写真は巻末に約二分の一の大で掲載した。

木簡の配列は、まず造構の新旧と層位によって古いものから順に並べた。造構の番号については調査期間が異なったため、同一構流路に複数の番号（七千番台と八千番台）がついている場合がある。同一構流路については図92 屋代遺跡群出土木簡一覧表および本文中に記してある。さらにその中を木簡の内容分類によつて、文書、付札、その他の順に配列した。

木簡番号は次のように記した。

木簡の内容分類は、「平城京木簡」解説（一九九五 奈良国立文化財研究所）の凡例にならない、文書（文書、記録、付札）、その他（音書、記載内容の不明のものなど）とし、その順で配列した。

記文に用いた符号は次のとおりである。

「」木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。（端とは木目方向の上下両端をいう。）

孔のあることを示す。

□□□ 欠損文字のうち字數が推定できるもの。

□□□ 欠損文字のうち字數が数えられないもの。

□□□ 記載内容からみて、上または下に一字以上の文字を推定できるもの。但し削除については併記になるので、この記号は省略した。

「」異筆、追筆。

木簡の裏面に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として訛文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。

以外の校訂註、および説明註。

マ 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

マ（部）、團（圓）、用（開）、寸（村）、萬（萬）、逃（返）については

多くの字体のまま翻字した。（）内は現行常用字体。

解説の前半に木簡の技法を記した。上下端部、表面の頸に、製作時の成形技法、調整方法、廃棄時の切断方法について觀察した。本文中「二

次的」と言ふ表現は木簡としての機能が終了した後を示す。側面は、多くの場合刃物をしっかりと入れて調整しているため、特別の場合のみ記した。なお技法の名称は「考古資料としての古代木簡」「木簡研究」一

四（山中草一九九二）に依拠する。

訛文の下刷には法量、型式、木取り、樹権、出土遺構、出土層位を記した。（）内には出土遺構、出土層位と同一と認定した遺構および層位を記した。Gは同一遺構、同一層位から出土した木簡のグループを示す。

四（山中草一九九二）に依拠する。

長さ×幅×厚さを：：：単位で示し、小数点以下は四捨五入した。

欠損しているものは現存部分の法量を（）付けて示した。

した。（）内には出土遺構、出土層位と同一と認定した遺構および層位を記した。Gは同一遺構、同一層位から出土した木簡のグループを示す。

九

七

八

六

三

二

一

1

2

3

4

（1）

木簡学会の型式

011型式 短冊形

015型式 短冊形で側面に孔を穿ったもの。

019型式 一端が方頭で他端は折損、腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形のもの。

022型式 小形矩形の材の一端を圭頭状にしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。方頭、圭

頭、圭頭。

頭など種々の作り方がある。

032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

059型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

065型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

081型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式 削肩。

(2) 破代・連縫群の型式

型式を以下のような諸要素を示す組み合わせとして設定した。

A 形態

a 製作時の形態

- (上下端部平面形)
- [1] 直頭形 上、下端を直線的に成形、調整したもの。
 - [2] 複数段形 調整を複数回行うことによって稜がついたもの。
 - [3] 主頭形 端部を山形に成形、調整したもの。
 - [4] 斜行形 端部を斜めに成形、調整したもの。
 - [5] 剣先形 主に下端を鋸角に尖らせたもの。



- (側面の切り込みの有無)
- [6] 側面に「V」型状もしくは「U」型状もしくは「L」型状の切り込みが施されるもの。
 - [7] 側面に「V」型状もしくは「U」型状の切り込みが認められないもの。

- b 転用もしくは廃棄時の形態

転用もしくは廃棄時に上下端部に刃物を入れることによって形成された平面形態を記号で示した。

(一) 下端部平面形

- [A] 上、下端が直線的に切斷されたもの。
- [B] 上、下端が斜めに切斷されたもの。

- [Z] 刃物を入れない折損もしくは腐蝕しているもの。

- (側面形)
[F] 二次の切断、力による割き、もしくは切損、腐蝕によって片面側面が残存していないもの。

- [E] 二次の切断、力による割き、もしくは切損、腐蝕によって両側面が残存していないもの。

- 木瘤の成形、調整および転用、廃棄時に用いられる技法は以下のとおりである。

- 刃物を木目に直交もしくは斜行方向に入れて、切斷する方法

- サキ キリ・オリ 切り口を入れて折り取る方法(切り口のみを入れて、後に自然に割れたものも含まれる)。

- ケズリ 表面を薄く削ぎおとす方法。

- 木目と同一方向に刃物を移動させ、厚い材から薄い材を削ぎ落としたり、幅の広い材を狭くしたりする方法。

B 技法の名称

a 技法の名称

- 木瘤の成形、調整および転用、廃棄時に用いられる技法は以下のとおりである。

- 刃物を木目に直交もしくは斜行方向に入れて、切斷する方法

- サキ キリ・オリ 切り口を入れて折り取る方法(切り口のみを入れて、後に自然に割れたものも含まれる)。

- ケズリ 表面を薄く削ぎおとす方法。

- 木目と同一方向に刃物を移動させ、厚い材から薄い材を削ぎ落としたり、幅の広い材を狭くしたりする方法。

b 部位と名称

(上下端部平面の廃棄、転用技法)

- [A] 上、下端に直線的なキリが行わされたもの。

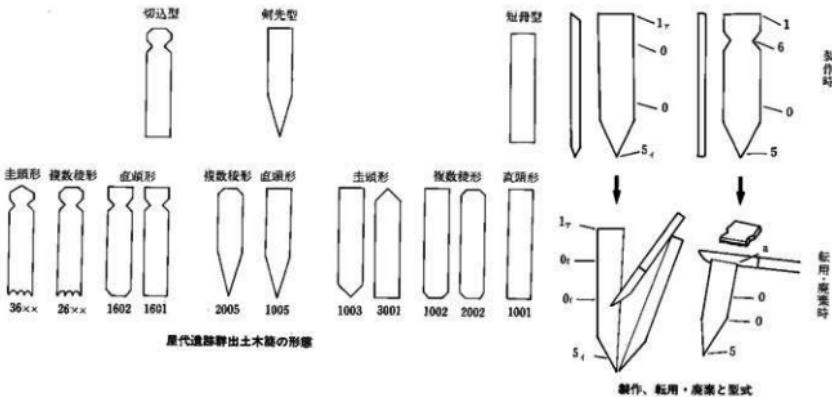
- [a] 上、下端に直線的なキリ・オリが行わされたもの。

- [B] 上、下端に斜めのキリが行わされたもの。

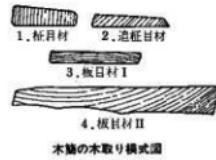
- [b] 上、下端に斜めのキリ・オリが行わされたもの。

(表面の調整、転用、廃棄技法)

- カットグラス ケズリ痕跡が五パーセント以下のかットグラス状ケズリ。



屋代遺跡群出土木簡の形態



第四章の木簡の実測図は、形態・技法の検討上必要なもののみ掲載した。実測図は积文との関連を考慮して右表として配置し、製作技法を見るために累書の有無に関わらず裏面も掲げた。縮尺は「二分の一」に統一してある。実測図に用いた符号は以下のとおりである。

○刀子によるケズリ痕の切り合いを示す。「。」の方が後から行ったケズリ。

△面が平滑であるためキリ・オリ、キリ、サキの際、刃物を入れたと推測される部分を示す。

×刃物をいれずに力で割いたと推測される部分を示す。

本文中で「屋代遺跡群出土木簡」を「屋代木簡」に省略することもある。また文中に引用する際は、××号と表記する。

ハギトリ
ケズリ痕跡が「○」程度までのハギトリ状ケズリ。
調整法不明
調査は認められるが、ケズリの痕跡が明瞭でないもの。
無調整
無調整のもの。

3

樹種
肉眼観察により樹種をあらかじめ分類し、その中の四二点の木簡の切片をとり、顯微鏡により鑑定した結果を示した。

ハギトリ
ケズリ痕跡が「○」程度までのハギトリ状ケズリ。
調整法不明
調査は認められるが、ケズリの痕跡が明瞭でないもの。
無調整
無調整のもの。

ハギトリ
ケズリ痕跡が「○」程度までのハギトリ状ケズリ。
調整法不明
調査は認められるが、ケズリの痕跡が明瞭でないもの。
無調整
無調整のもの。

4

木取り
板目材を板、逆板目材を逆とし、板目材については「出土木簡の樹種と木取り」I、II（布留遺跡天理教発掘調査団一九八二）を参照し、板目材Iを板I、板目材IIを板IIとして記載した。

例
ヒノキ属
肉眼観察により樹種をあらかじめ分類し、その中の四二点の木簡の切片をとり、顯微鏡により鑑定した結果を示した。

一〇

木取り
板目材を板、逆板目材を逆とし、板目材については「出土木簡の樹種と木取り」I、II（布留遺跡天理教発掘調査団一九八二）を参照し、板目材Iを板I、板目材IIを板IIとして記載した。

例
ヒノキ属
肉眼観察により樹種をあらかじめ分類し、その中の四二点の木簡の切片をとり、顯微鏡により鑑定した結果を示した。

本文目次

第一章 造跡の概観	三	第五水田対応層における木簡出土状況	19
第一節 造跡の概観	1	第四節 第四水田対応層検出遺構と出土遺物	1
一 五代跡群④区の位置	1	一 第四水田対応層検出遺構	20
二 周辺の環境	1	二 第四水田対応層出土遺物	20
第二節 調査・整理の概要	1	三 第四水田対応層における木簡出土状況	23
一 調査の経過	3	第五節 第三水田対応層検出遺構と出土遺物	23
二 ⑥区調査方法の成果と問題点	4	一 第三水田対応層検出遺構	27
第三節 ⑥区の地形と基本層序	3	二 第三水田対応層出土遺物	28
一 ⑥区周辺の地形と遺構	9	三 第三水田対応層における木簡出土状況	28
二 ⑥区基本層序	9	第六節 第二水田対応層検出遺構と出土遺物	27
第二章 木簡出土の遺構と伴出遺物	10	一 第二水田対応層検出遺構	31
第一節 木簡出土の遺構と伴出遺物の概略	10	二 第二水田対応層出土遺物	31
一 各水田対応層出土木簡	10	三 第二水田対応層における木簡出土状況	31
二 第五水田対応層出土木簡	10	第七節 小結	31
三 第四水田対応層出土木簡	11	一 層位反復と木簡の新旧関係	32
四 第三水田対応層出土木簡	11	二 木簡貯蔵時の形態及び貯蔵状況の分類	32
五 第二水田対応層出土木簡	11	三 木簡貯蔵パターンの変遷	32
第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物	12	四 第五水田期	35
一 第五水田対応層出土遺構	12	五 第四水田期	35
二 第五水田対応層出土遺物	12	六 第三水田期	36
第四節 第二水田対応層出土木簡	12	七 第二水田期	36
一 第五水田対応層出土木簡	12	八 まとめ	36
二 第五水田対応層出土木簡	12		
三 第五水田対応層出土木簡	12		
四 第五水田対応層出土木簡	12		
五 年代比定について	12		
第五節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物	12		
一 第五水田対応層出土遺構	12		
二 第五水田対応層出土遺物	12		
第六節 卷頭図版	19		
序	19		
例言	19		
凡例	19		

第四章 層代遺跡群出土木簡の製作技法と廃棄方法

第一節 木簡の形態と製作技法	122
一 層代遺跡群出土木簡の形態と製作技法	122
〔〕木簡の形態分類	122
〔〕成形、調整技法の種類	122
〔〕第五水田対応層出土木簡の様相	122
〔〕第四水田対応層出土木簡の様相	122
〔〕第三水田対応層出土木簡の様相	122
〔〕短冊型	122
〔〕短冊型もしくは劍先型	122
〔〕劍先型	122
〔〕圓切込型	122
五 第二水田対応層出土木簡の様相	122
六 小結	122
第一節 大筒の転用・廃棄方法	145
一 木筒の転用方法	145
〔〕第五水田対応層出土木筒の様相	145
〔〕第四水田対応層出土木筒の様相	145
〔〕第三水田対応層出土木筒の様相	145
二 木筒の廃棄方法	145
〔〕郡守木筒の廃棄方法	145
〔〕国守木筒の廃棄方法	145
〔〕その他の木筒の廃棄方法	145
三 小結	145
第二節 木筒の製作と転用・廃棄からの展望	152
第五章 考察	152
第一節 木簡の全体的特徴	152

第五章 原代木筒の時別的特徴

一 紀年記載からみた木筒群の時期	159
〔〕記載内容からみた木筒群の時期	159
〔〕木筒の記載内容と出土箇位との対応	159
二 原代木筒の内容別特徴	159
〔〕文書木筒	159
〔〕付札	159
〔〕青書	159
〔〕祭祀關係木筒	159
〔〕その他	159
第三節 主な木筒の検討	159
一 千支年木筒	159
二 國符木筒	159
三 郡符木筒	159
四 軍國關係木筒	159
五 出掌關係木筒	159
六 九九算木筒	159
第一節 木筒をめぐる諸問題	174
一 木筒にみえる行政地名	174
〔〕四名	174
〔〕郡名	174
〔〕郷(里)名	174
〔〕都算里制下の里名	174
二 木筒にみえるウジ名と地名	174
三 「奉子」「製作人」「署取人」	174
〔〕布子	174
〔〕都作人	174
〔〕署取人	174
四 木筒の字体・異筆	174
五 信濃國における官衙問題	174
六 研究史の整理	174
第七節 木筒の製作と転用・廃棄からの展望	187
第五章 考察	187
第一節 木筒の全体的特徴	187

(二) 漢代木簡と官僚問題

第四節　まとめ

一 各時期の特色と意義および課題

(一) 七世紀後半～八世紀初頭の木簡

(二) 郡里制下の木簡

(三) 郡鄉單制下の木簡

(四) 信濃國の存在と料(怎)野評

三 木簡からみた違法の性格

(一) 木簡の商業からみた違法の性格

(二) 祭祀の場と郡家中心論説の想定

(三) 木簡の商業からみた違法の性格

(四) 木簡の商業からみた違法の性格

(五) 木簡の商業からみた違法の性格

(六) 木簡の商業からみた違法の性格

(七) 木簡の商業からみた違法の性格

(八) 木簡の商業からみた違法の性格

(九) 木簡の商業からみた違法の性格

(十) 木簡の商業からみた違法の性格

(十一) 木簡の商業からみた違法の性格

(十二) 木簡の商業からみた違法の性格

(十三) 木簡の商業からみた違法の性格

(十四) 木簡の商業からみた違法の性格

第六章　結語

参考資料

索引

英文要約

220 218 206 203 201 199 199 198 197 196 195 195 192
(1) (2)

捕 図 目 次

図一	千曲川の断面図	1	図三〇	SD7-039 四号木簡出土状況図	25
図二	ボーリング調査	3	図三一	第三水田および対応層出土遺物	24
図三	排水用井戸の掘削	3	図三二	第三水田対応層木簡分布図	24
図四	並行して行われる縄文面の調査	3	図三三	SD7-030 内湯水坑遺物出土状況	24
図五	⑥区「印グリッド」配点図	4	図三四	六号「乙丑年」木簡出土状況	24
図六	赤外線による紋文の検討	5	図三五	SD7-031 稲脚出土状況	24
図七	木簡展示会	6	図三六	一一号「郡符」木簡出土状況	24
図八	犀代遺跡群の位置	6	図三七	第一、水田対応層検出遺物	24
図九	南北中央ベルトセクション	6	図三八	出土層位から見た木簡新旧関係表	24
図一〇	犀代遺跡群⑤区柱状図	7	図三九	木簡の形態	24
図一一	柱状図・断面図作成地点	7	図四〇	第五水田対応層出土木簡	24
図一二	第五水田対応層出土土器	8	図四一	第五水田対応層出土木簡	24
図一三	第五水田対応層出土土器	8	図四二	第四水田対応層出土木簡	24
図一四	第五水田対応層出土土器	13	図四三	第四水田対応層出土木簡	24
図一五	第四水田対応層出土土器	13	図四四	第四水田対応層出土木簡	24
図一六	第三水田対応層出土土器	15	図四五	第四水田対応層出土木簡	24
図一七	第三水田・第二水田対応層出土土器	15	図四六	第四水田対応層出土木簡	24
図一八	第三水田対応層木簡分布図	17	図四七	端部が丸頭部の木簡の主頭部	24
図一九	湧水坑内出土土器の磨耗状況	18	図四八	第三水田対応層出土木簡	24
図二〇	SD7-045=SD8-032内湧水坑出土状況	19	図四九	第三水田対応層出土木簡	24
図二一	第四水田および対応層出土遺構	19	図五〇	第三水田対応層出土木簡	24
図二二	第四水田対応層木簡分布図	21	図五一	第三水田対応層出土木簡	24
図二三	SD7-030・7-035断面図	21	図五二	第三水田対応層出土木簡	24
図二四	SD7-035断面	22	図五三	第三水田対応層出土木簡	24
図二五	SD7-047木組施設出土状況	23	図五四	第三水田対応層出土木簡	24
図二六	木簡出土状況	23	図五五	第三水田対応層出土木簡	24
図二七	「印符」木簡出土状況	23	図五六	第二水田対応層出土木簡	24
図二八	「印符」木簡出土状況	23	図五七	木簡の形態変遷	24
図二九	一六号木簡(琴形木製品)出土状況	24	図五八	第三水田対応層出土付札の形態	24
SD8-032	15層上面	24	図五九	木簡の法量	24
	三〇、三一号木簡出土状況図	24	図六〇	六〇号木簡の二次的な改変	24

図六二 国符木簡の廃棄行程

図六三 木簡の廃棄行為

図六四 屋代遺跡群木簡内容別一覧

図六五 荷札木簡の記載内容一覧

図六六 三号木簡「戊戌年」部分写真

図六七 関連する木簡の出土層位

図六八 四号木簡実測図

図六九 五号木簡実測図

図七〇 伊勢国略図

図七一 一二四号木簡実測図

図七二 那符木簡一覧

図七三 六〇号木簡「信濃國」部分写真

図七四 軍團名観

図七五 長屋王家七六号木簡

図七六 茨城県鹿の子C遺跡一二四号漆紙文書

図七七 八一号木簡実測図と釋文

図七八 「和名類聚抄」の信濃国郡鄉

図七九 ウジ一部の分布

図八〇 科野の御名代の伴と部

図八一 科野の品部

図八二 科野の部曲

図八三 科野のクニの氏族

図八四 木簡の字体・異筆(一)

図八五 木簡の字体・異筆(二)

図八六 「高井郡」付札・「信濃郡」「諏訪郡」付札

図八七 木簡の作成・宛所・廃棄

図八八 古代の信濃國

図八九 北信濃の郷比定地

図九〇 信濃國古代郡鄉の分布推定図

図九一 屋代遺跡群出土木簡開連年表

図九二 屋代遺跡群出土木簡一覧表

図版目次

卷頭図版一 星代遺跡群出土木簡 一、二、五、一四、四六、七三、九〇号
卷頭図版二 屋代遺跡群⑥区 第四水田対応面全景、木簡集中出土地点調査
卷頭図版三 屋代遺跡群・更埴桑里遺跡全景、森将軍塚古墳より屋代遺跡
査風景

群方面を望む

図版一 一、二号木簡
図版二 三、四号木簡
図版三 五、六、七、八号木簡
図版四 九、一〇号木簡
図版五 一一号木簡
図版六 一二、一三号木簡
図版七 三四、四五号木簡
図版八 一四、一五、一六号木簡
図版九 一七、一八、一九号木簡
図版十 二〇、二一、二二、二三、二三号木簡
図版十一 二四、二五、二六、二七号木簡
図版一二 二八、二九、三〇、三一号木簡
図版一三 三二、三三、三四、三五号木簡
図版一四 三六、三七、三八、三九号木簡
図版一五 四〇、四一、四二、四三号木簡
図版一六 四四、四五号木簡
図版一七 四六、四七、四八号木簡
図版一八 四九、五〇、五一号木簡
図版一九 五二、五三、五四号木簡
図版二〇 五五、五六、五七、五八号木簡
図版二一 五九A・五九B号木簡
図版二二 六〇、六一、六二号木簡
図版二三 六三、六四、六五、六六号木簡
図版二四 六七、六八、六九、七〇号木簡
図版二五 七一、七二、七三号木簡

210	208	207	206	206	199	198	189	188	183	183	183	182	180	176	173	173	172	169	168	167	166	164	163	162	161	160	159	157	156	149	149			
85	83	81	79	77	77	75	73	73	71	69	69	67	67	65	65	63	63	63	63	61	61	59	59	57	57	47	47	45	45	43	43	41	41	39
85	83	81	79	77	77	75	73	73	71	69	69	67	67	65	65	63	63	63	63	61	61	59	59	57	57	47	47	45	45	43	43	41	41	39
85	83	81	79	77	77	75	73	73	71	69	69	67	67	65	65	63	63	63	63	61	61	59	59	57	57	47	47	45	45	43	43	41	41	39

図版一五

七四、七五、七六号木簡

図版六

七七、七八、七九、八〇号木簡

図版七

八一、八二号木簡

図版八

八三、八四、八五、八六号木簡

図版九

八七、八八号木簡

図版一〇

八九、九〇、九一、九二号木簡

図版一一

九三、九四、九五号木簡

図版一二

九六、九七、九八、九九号木簡

図版一二

一〇〇、一〇一号木簡

図版三四

一〇三、一〇三、一〇四号木簡

図版五

一〇五、一〇六、一〇七、一〇八号木簡

図版六

一〇九、一一〇、一一一、一一二号木簡

図版三七

一一三、一一四号木簡

図版一八

一一五、一一六号木簡

図版三九

一一七、一一八号木簡

図版四〇

一一九、一二〇、一二二号木簡

図版四一

一二三、一二三、一二四号木簡

図版四二

一二五、一二六号木簡

図版四三

木簡外形写真(一)

図版四四

木簡外形写真(二)

図版四五

木簡外形写真(三)

図版四六

木簡外形写真(四)

図版四七

木簡外形写真(五)

図版四八

木簡外形写真(六)

図版四九

木簡外形写真(七)

付 図 目 次

付圖一
一、一五、二六、三三、五一号木簡

付圖二
五九A、五九B、六〇号木簡

付圖三
七一、八一、八七号木簡

付圖四
八八、二四、五一号木簡

付圖五
一〇、三号木簡

長野県屋代遺跡群出土木簡



第一章 遺跡の概観

第一節 遺跡の概観

一 屋代遺跡群⑥区の位置（図1）

長野県更埴市屋代から雨宮地籍に広がる千曲川右岸の自然堤防上には、縄文時代以降の遺跡が間断なく発見されている。これらは現時点ではその境界が確定できおらず、屋代遺跡群と総称している。便宜的に設定された屋代遺跡群の境界は北側を千曲川の氾濫源とし、南側は五十里川によって形成された微凹地までとなっている。便宜的にこの微凹地以南を更埴条里遺跡としているが、実際の条里水田そのものは大きく屋代遺跡群側にも広がっている。また、西側は一重山と微凹地を境に栗佐遺跡群と分離し、東側は沢山川の微凹地を境としている。

上信越自動車道はこの地区を南北に縦断する形で計画され、そなほ全城が発掘調査の対象地となつた。木簡が出土した屋代遺跡群⑥区は、縄文時代を通して形成された微高地（自然堤防）の最北端から千曲川の旧河道へ地形が変換する地点にあつていて、国土地標では、第Ⅴ系X = 60.700からX = 60.780付近、Y = -31.800からY = -31.900付近。北緯三十六度三三分、東経一三八度八分付近に位置する。



図1 屋代遺跡群周辺の地形、および7世紀後半～8世紀前半の遺跡（9、14を除く）

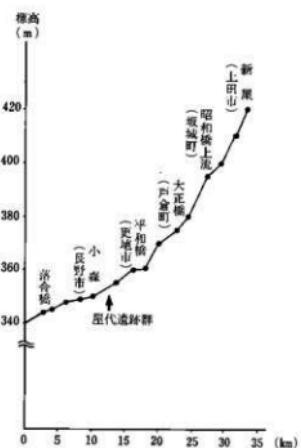


図2 千曲川の断面図(『長野市史』一部改変)

二 周辺の環境(図1)

南佐久郡川上村に端を発した千曲川は、急流となって北西方向に流れ下ってくる。その後、善光寺平の入り口にある更埴市八幡付近に至ると大きく北東方向に屈曲する。この付近から流れは緩やかとなり(図2)、所々に淀みを持つ中流域になる。このことにより、両岸には自然堤防が形成される。また、屋代遺跡群周辺では砂礫に変わって細砂やシルトが堆積し、水田耕作に適した環境が形成される。

屋代遺跡群・更埴条里遺跡の周辺は、「重山」によって千曲川の流れが遮られ、氾濫の直撃を受けることなく安定した地区となっている。その反面、屋代遺跡群⑤区から更埴条里遺跡全域にわたって五十里川以外に千曲川の分流がなく、南側の山地の水量が少ないことや、降水量が少ないとともに水不足の一因になっている。屋代遺跡群・更埴条里遺跡地区の開発には、水路の掘削・管理が重要な問題となっていたのである。

弥生時代にはこうした自然条件を活用・克服し、自然堤防上(屋代遺跡群)に集落を作り、後背湿地(更埴条里遺跡)に水路を伴う水田を開発し始

める。古墳時代前期以降、森将軍塚古墳をはじめ大規模な前方後円墳が周辺山地の尾根上に築造される。このことは更埴条里遺跡の生産力を背景とした一大勢力がこの地に生まれたことを示している。

屋代遺跡群で出土した木簡を伴う遺構の時期は、主に七世紀後半から八世紀前半である。その時期の周辺遺跡を示したのが図1である。山地緩斜面を除くと、千曲川両岸の自然堤防上に集落が展開している。この時期の水田跡については屋代遺跡群⑤区など一部でしか見つかっていない。また、千曲川右岸が埴科郡、左岸が更級郡に比定されている。現段階では、九世紀代に比べ遺構の広がりは薄く、屋代遺跡群の所在する埴科郡については官衙関連施設と思われる遺構は明確になっていない。ただし、雨宮廃寺から出土していた瓦の年代を、八世紀前半より以前にさかのばらせる可能性(坂井一九九八)が示唆されており注目される。

八世紀末から、屋代遺跡群では広範囲に集落が広がる様子がうかがえ、九世紀後半には条里区画が完成する。八六六年(貞觀八年)に定額寺になった屋代寺の造構と考えられる雨宮廃寺跡(長野県教育委員会ほか一九六〇)が発掘されており、有力者層の存在は推測できるが、この時期についても官衙関連施設は不明確である。

以上、屋代遺跡群周辺では千曲川の流れが緩やかになり、水田可耕地が広がる。こうした条件を利用して弥生時代には水田開発がはじまる。古墳時代前期には有力豪族の存在する地域となり、古代においても雨宮廃寺跡や条里水田の存在から有力者の存在が推定できる。しかし、現段階では、七世紀後半から八世紀前半に比定できる遺跡の調査が少なく、「国符」・「郡符」木簡から推定される官衙関連施設は明確になっていない。

第二節 調査・整理の概要

一 調査の経過

屋代遺跡群全般の経過については「更埴条里遺跡・屋代遺跡群 総論編」にゆずり、ここでは木簡の出土した⑥区東西流路・湧水溝を中心に行なった。

調査前の状況 ⑥区では南寄りに一辺ほどの中庭が見られ、その北側は微高地となっている。調査前までこの微高地は水田として利用されており、千曲川の旧河道と予測されていた。微高地の調査では更埴市教育委員会の詳細分布調査（一九八八）で、地表下一メートルほどで水田跡が確認されており、大壠遺跡では平安時代の水田跡が見つかっていた（一九八八）。これらの状況から、平安時代の水田跡と河川跡の調査が中心になると予想された。

縄文時代中期の包含層の確認 一九九三年度、隣接する⑤区の調査において、地表下四メートルの間で縄文時代の集落跡が確認された。そのため、⑥区においても旧河川に削られずに縄文時代の包含層が残存している可能性が高まつた。

ボーリング調査（図3）

縄文時代の包含層が河川によって削除されているか否かを確認するため、ボーリング調査を実施した。⑥区中央付近では、地表下七メートルに至っても縄文時代の包含層が確認されなかったため調査を終了した。全て河川堆積物と考えられたが、木片は少なく泥炭層や粘土質層が見られなかつたため、木製品の残存は少ないと判断した。

試掘トレンチ調査

一九九三年九月二十九日、河川堆積物の状況と包含層を削っているかを確認するため、南北方向にトレンチを設定し、IV a層に対応する層の傾斜を確認した。出水のため下層の確認は断念した。



図3 ボーリング調査（⑥区中央付近）



図4 排水用井戸の掘削

ただし、IV a層中から杭列が検出され、平安時代の水田よりも下に遺構の存在することが明らかになった。また、縄文包含層の残存は⑥区中央以南であることが判明した。

本調査開始 一九九四年四月五日、本調査を開始した。大量の出水が見込

まれたため、止水用矢板の打設のほか、水抜き用の井戸を四ヶ所に設置した（図4）。三〇〇〇平方メートルの調査区であったが、残件や土運搬路の確保のため地区を分割せざるを得なかつた。そのため、同一の溝・流路に複数の番号がつく結果となつた。五月十六日には平安水田面（IV a層上面）の下層から木製品が確認された。

木簡の出土 一九九四年六月八日、九世紀前半のSD7028から「物部」木簡（一九章）が出土。十七日には、下層のSD7031から郡符木簡（一四号）が出土した。木製祭具も多量に出土し始め、予想をは

るかに上回る遺物の内容から、調査の進行が大幅に遅れ始めた。

縄文時代包含層の並行調査 一九九四年八月四日、調査期間との兼ね合いから、木製品の多量に出土する古代の溝と並行して、調査途中の溝を切り崩す形で縄文時代の包含層の調査を開始した（図5）。



図5 並行して行われる縄文面の調査

調査研究員の増員、応援 一九九四年九月十九日、当初の調査期間を延長できないことから、調査研究員・作業員の増員で調査を進めることとなった。長野調査事務所内からの増員のほか、九月二十日からは文化課、十二月六日から県立歴史館の応援を受けた。

調査終了 一九九四年十二月二十八日、安全確保の面から下層造構の調査を断念し、調査を終了した。

二 (6) 調査方法の成果と問題点

予備調査 (6) 区が千曲川の河道跡であるとの予想は井関弘太郎の研究（長野県教育委員会ほか 一九六八）によって指摘されていた。また、その埋没過程にあって平安時代の水田が存在するという点については、更埴市教育委員会の調査によって明らかになっていた。この時点では、水田から下層は千曲川の堆積物（無遺物）層のみであろうと予測し、調査の主眼は旧千曲川に削られずに残った縄文時代の集落調査にあった。

オーリング調査は、主目的であった縄文時代の包含層（黒色化したシルト層）と河川堆積物を見分けるには有効であった。しかし、河川堆積物中の木製遺物量を推定するには無理があった。また、先行トレンチでは一部杭列らしき木製品が確認できたが、出土との関係で深い層の判断に利用することができなかった。しかし、当センターでは松原遺跡、榎田遺跡などで集落際の河川跡の調査を行っており、設定された調査期間が限られていたとしても、木製品が多量に出土した場合を想定した対策が立てきれなかつた点は、今後に課題を残した。

低地調査への準備 止水用の矢板の打設とともに、強制排水用の井戸を掘削し當時排水を行った。これによつて遺構面を適度に湿った状態で保つことが可能となり、調査の進行を助けることとなつた。

本調査 調査法は当センターの方針と手順に則つている（図6）。ただし、

調査期間がかなり限定されていたため、重機の多用を余儀なくされた。また、写真のための精査時間を削らざるを得ず、その時間を國化にあてた。

國化にあたっては、航空測量・ステレオカメラによる國化（新日本航業株式会社に委託）を多用した。

遺構の判断にかける時間も少なかつたため、写真や国面では表現しきれない調査過程や重要な線引きにあたっては、8ミリビデオを常備し、その場で収録し再確認ができるようにした。土層の注記や野帳に記載すべき点についても、8ミリビデオで映像を写しながら口頭で記載事項を同時錄音する方法をとった。これは、時間の節約となると同時に、実際には調査が進んでしまった場面についても室内で反復して確認することができ、調査方針の見直しなどに有効であった。

木簡の出土する流路や湧水溝の調査にあたっては、極力細別層位をおさえ、山土位置を國化することとした。それは、奈良時代の層に達した時点で、堆積物の観察から東西流路が流れの遅い湿地状であることがわかったことによる。湿地であったために、木製祭祀具がブロックをなして出土するなど、遺物が廃棄された時点からあまり流されていないことが判明した。さらに、こうした遺物包含層を洪水砂が幾度もバッくしており、層位区分が確実にできた。また、自然堤防に近い湧水溝は絶えず場所を変えて掘り直されており、同じ場所を掘り返す場合に比べ遺物の混在が少ないと判断できた。さらに、東西流路は自然流路であり、溝底をさらって清掃するような形跡が見られず、攪乱が少ないと判断した。

通常、流路の層位は遺物の分析には不向きと見られてきたが、前述の状況から細別層位と山土位置をおさえることによって、木簡や木製祭祀具の廃棄パターンや遺構との関係を捉えることができた。

安全面の確保と調査期間の制約によって、古墳時代の河床の確認、繩文時代前期以前の遺構面を調査することができなかった。この点は、今後の

課題として残った。

三 「長野県屋代遺跡群出土木簡」刊行までの経過

木簡の整理 一九九四年六月「物部」「郡符」木簡の出土以降、多量の文字資料の発見が予想されたため、県立歴史館福島正樹氏の助言を得、国立歴史民俗博物館平川南氏に指導を受けることとなった。その中で、傷みやすい木製品である上に、文字が消滅する危険性が高いことを考慮し、他の

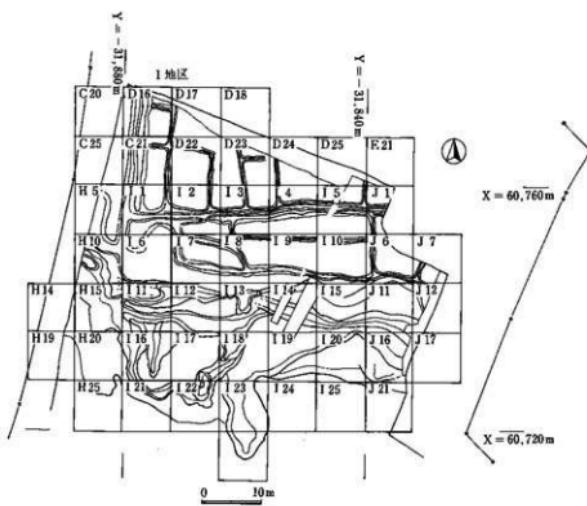


図6 ⑥区(8mグリッド)配点図

報告に先立つて「木簡編」を刊行する必要性が示唆された。

一九九五年度からは、上田調査事務所に整理場所を移動し本格的な整理作業に入った。既出の木簡は、○・△・×のほう酸はう砂溶液を満たしたタッパーに入れ、「木簡整理室」に設置された三台の冷蔵庫に仮収納した。その一方で、五月十六日に赤外線装置一式を導入し、担当調査研究員（水沢）が板状木製品の一つ一つに赤外線を照射し、墨痕の探索につとめた。その時点での「墨痕あり」と判断した木製品は、定期的に木簡検討委員会で検討していただき、木簡を確定していくた。

十月末で木簡抽出を一時中断し、木簡の接合、報告書作成のための属性抽出、実測、赤外線写真撮影、外形写真撮影、樹種同定に入った。この時点で、赤外線照射を終了した板状木製品は全体の約八割にあたる。

証文の検討（図7） 証文の検討・確定は、木簡検討委員会を設置（略言参照）して行なった。一九九四年十月二十五日。十一月二十四・二十五日。一九九五年三月二十三日。四月十二日。五月十九・二十日。八月二十六・二十七日。十月二十九・三十日。一九九六年一月二十九・二十二日。二月六日。計九回、延べ十八日間行なった。



図7 赤外線による証文の検討



図8 木簡展示会

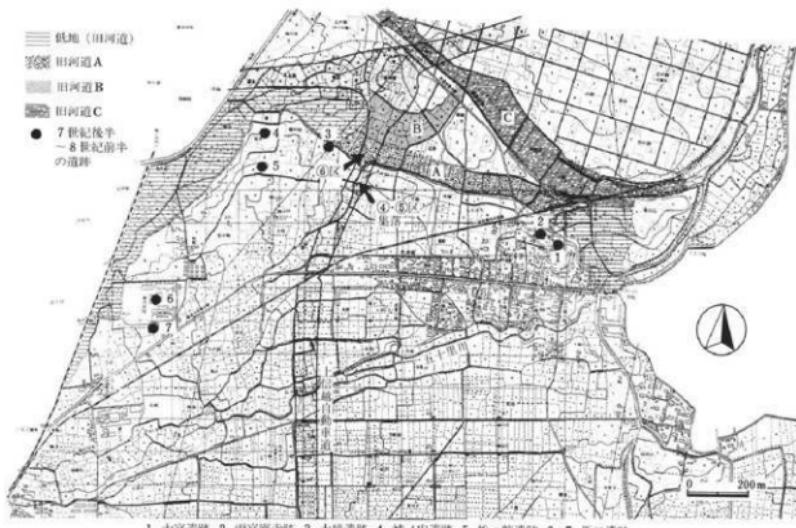


図9 層代遺跡群の位置（『越後市条里遺構の研究』付図に加筆）

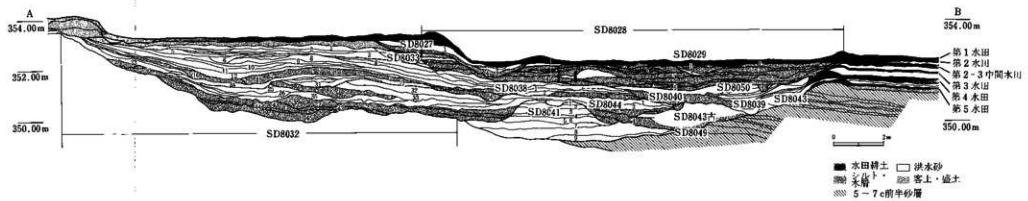


図10 南北中央ベルトセクション

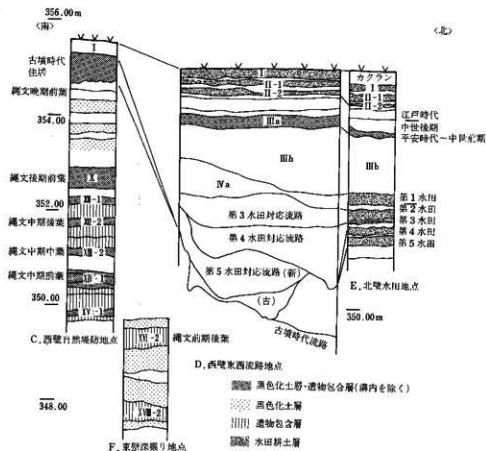


図11 星代遺跡群⑤区柱状図 (上・下方向 1/10 南北方向 1/10)

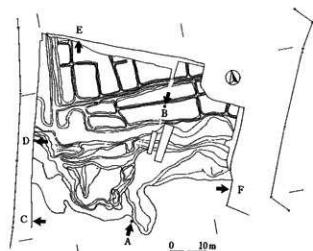


図12 柱状図・断面図作成地点

報告書の作成（飼長野県埋蔵文化財センターが、刊行の方針・手順・内容

を示し、木簡検討委員会を中心に行なった。その中で、木簡の积文の
掘出だけでなく、出土状況を重視すること。屋代遺跡群の全整理期間を考
慮して「概報」という形を取らない点が確認された。ただし、木製品の水
洗・選別が続いている段階であるため、追加・訂正・分析は「更埴条里遺
跡・屋代遺跡群古代編」で補完することとなった。

公開 調査期間中の一九九四年六月十九日「郡符」木簡ほか、十月一
十八日「国符」木簡、一九九五年四月十七日「乙丑年」木簡ほかの記者発
表を行った。一九九四年十月三十日には、二五点の公開を長野県立歴史館の
企画展示室で行った（図8）。また、一九九五年六月四日、「長野県考古学会
総会で調査概要を発表し、十一月三日には、木簡学会で成果を公表した。

第三節 ⑥区の地形と基本層序

一 ⑥区周辺の微地形と遺構

⑥区は、自然堤防から旧河川へ移る転換点にあたっている。南側に隣接
する④区北半部から⑤区は、自然堤防のうち標高の高い地点にあたってお
り、各時期の遺構が密集する地区である。木簡の時期に比定される七世紀
後半から八世紀前半の堅穴住居跡や掘立柱建物跡が見つかっているのも、
高速道路の調査範囲ではこの地区のみである。

⑥区以北は、千曲川の氾濫源、および新たな自然堤防が形成される地区
である。現在、航空写真（卷頭図版三）によって確認できる流路のうち、
後半の洪水砂を切り込んだ河道があり、⑥区検出の古代水田跡の北側地区
をすべて削っている。これによって、七世紀後半から九世紀代の⑥区水田
をすべて削っている。

以北の土地利用法を確認不能にしている。

Aの旧河道は木簡の出土した流路にあたっている。縄文時代晩期の包含
層を切り込んでおり、それ以降の流路と考えられる。古墳時代中期の五世
紀代には、河道の南側崖斜面に湧水点から導水する施設が設置されており、
少なくとも、この時期か、それ以前には河道が存在したこと示している。
木簡の廃棄がはじまる七世紀後半から九世紀前半にかけては、南側の自
然堤防上に集落が展開し、北側の低地に水田が広がる景観となる。集落と
水田の境には、前後の崖が存在し、崖斜面には湧水が見られる。崖下には
千曲川の旧河道の名残りである流路が存在していた。

一 ⑥区基本層序（図10～12）

⑥区は、自然堤防側と旧河道内で層序がまったく異なってくる。自然堤
防側の層位については、更埴条里遺跡・屋代遺跡群共通の区分である。こ
こでは、直接関連を持たないため「更埴条里遺跡・屋代遺跡群 総論編」
を参照していただきたい。

⑥区の千曲川旧河道部分の層位は、大きく四区分が可能である。

（一）I・II層は中世から現代までの洪水堆積層と水田層の互層である。

（二）III層は九世紀後半の大洪水由来する砂層で、IIIa層は平安時代後
期から中世前半期に黒色化した層である。

（三）IV層から下層については、水田・東西流路・湧水溝のすべてを覆う
洪水砂を基準とし、便宜的に水田の名称で大区分をしている。すな
わち、第一水田対応層、第二水田対応層、第三水田対応層、第四水
田対応層、第五水田対応層である。

（四）水田造成以前については、千曲川の河川堆積物と考えられる。

また、各水田に対応する流路内の層序は、各自に番号をつけており、
その細別層位を参照していただきたい。

第二章 木簡出土の遺構と伴出遺物

第二節 各水田対応層出土土器

第一節 木簡出土の遺構と伴出遺物の概略

(6) 区で検出された七世紀後半から八世紀前半の遺構は、北から(1)～(4)水田。(1) 東から西へ流れる流路。(2) 流路へ落ち込む崖に掘削された湧水溝と関連施設。(3) 自然堤防上の集落。に大きく区分できる。九世紀中頃には湧水溝の掘削がなくなるものの、他の配置に大きな変化はない。これらの遺構は、基本土層の中で述べたように、洪水砂によって丘時期に大別でき、各々の層で検出されている水田によって便宜的に「第一水田対応層」と言った名称を与えている。各々の水田対応層の遺構配置については、第三節以下に記載している。

木簡の出土した層は、大別層位のうち、第一水田、第三水田、第四水田、第五水田に対応した層位に限られる。また、出土位置は、崖付近に掘削された湧水溝と調査区中央の東西流路である。木簡の出土した遺構の前後関係・層位関係を示したのが図38である。木簡出土のグループ分けは、同一遺構の同一層位から出土したものを一つのグループとし、出土層位不明の例は、遺構毎に別グループを作っている。詳細については、第三節以下に記している。

木簡の出土した遺構からは、木製品が多量に出土し、特に祭祀具が卓越する。ただ、後述するように、木簡の出土地点は、祭祀具のそれとは微妙に異っている場合がほとんどである。この他、獸骨・モミガラ?・加工材の木屑などが目立っている。

各水田対応層の相対的な年代を確認するため、ここでは、まず各水田対応層出土の土器種相について触れておくこととする。

一 第五水田対応層出土土器 (図13・14)

古、新の二段階に分けることができる。古段階として、SD7065、SD7067を図示した。須恵器の食器類では、杯H(1)は法量を小さくしながらもまだ残る。杯G(2)が主体である。全体的に小振りである。杯A(4)はあるが主流には成らない。杯Bもほとんど目に付かない。杯類は、立ち上がりが直線的なものが主流である。蓋の主流は杯蓋A(12)である。土師器の食器類も一定量見られる。また、小片であるが口縁部内面に二段の斜放射文とそれに重複するらせん文を持つ畿内系暗文土師器が見られる。

新段階としては、SD7045とSD7046をセット関係がわかるように図示した。他に九遺構の出土遺物を須恵器・食器を中心図示した。この時期の遺物は県内でも出土例が少ない。須恵器食器類では、杯は多くわずか残る可能性がある。杯Gも一定量見られる。古段階よりやや大きめである。杯Aは量が増加し、器形も多様になる。底面切り離しはすべてヘラキリである。立ち上がりがやや外傾するものもみられるが主流は直線的である。底部の形状は突起状にとび出ず、難。丁寧に削り込むなどさまざまである。口径は一四センチ未満がほとんどで厚手の例も見られる。瓶型のものは、口盤に比べて内面の底盤が広めで腰の丸みが大きくなりが急である。杯B(16)も口立ち始める。出筋のためかさまざまな変形が見られる。体部の立ち上がりが急なもの、腰に丸みを持つもの、

黒色塗彩して金属金を模倣した例も見られる。ほとんどが直線的に立ち上がるタイプである。高台の形も多様である。蓋は杯蓋B（14）が主体になる。口縁部は外傾、内傾、垂直の三者が似たような比率で見られる。口縁端部は丸みを持たず断面三角形に折り返す例、先端がとがる例、外側折り返し部を強めに調整しないものなどが目につく。杯蓋A、土蔵蓋食器類も一定量見られる。

二 第四水田対応層出土土器（図15）

食器類における土器の量が少なくなる。須恵器では、杯蓋Aが消滅し杯蓋Bのみとなる。口縁部が外傾する例が多く、内傾するものは少ない。外傾する例の中にやや長めに端部をのばすものが見られる。口縁部を調整するため外側折り返し部に明瞭な棱が入るようになる。口縁端部は丸みを帯びた断面三角形が多い。杯Hは消滅する。杯Gはほとんどない。杯Aは立ち上がりが外湾するタイプが増える。口径は一四センチ以上の大きなものが見られるようになる。器壁が厚いという印象を受けるものも見られる。

底部切り離しはすべてヘラキリであるが、底部調整はさまざまである。杯Bは外湾する例が見られ始める。前段階のような急な立ち上がりのものはほとんどなくなる。極端に緩い立ち上がりの例もわずかに見られる。両面黒色塗彩し金属器の光沢感を出そうとしたものも引き続きわずかに見られる。SD7035では法量分化が顕著に見られる。

三 第三水田対応層出土土器（図16、17）

基本的には第四水田対応層と似た様相を呈する。食器類における土器の量は少ない。須恵器では、蓋は杯蓋Bのみである。口縁部が外傾するものも多いが、垂直に立てる例も多い。内傾するものは少ない。口縁部の外傾の仕方は、前段階のものより小さめな例が目につく。口縁部の外面折り返し部に明瞭な棱が見られるもの、内面折り返し部の調整が非常にきつい

もの、口縁部の折り返しが長いものなどが見られる。また、天井部の調整が悪い例が散見される。杯Aでは、立ち上がりが外湾、まっすぐの両者が見られる。底部に比べて薄めに口縁が引き出される例が多い。口径一四センチ以上の大きめの法量のものも確実に増えている。底部切り離しはすべてヘラキリである。底部調整はさまざまであるが、前段階から見られ始めた底部と体部の境目にわざかなくぼみを持つ例が目につく。橢型のものは口径に比べて内面の底盤が小さめで、第五水田新段階のものに比べると丸みが目立たずスッと外にのびる。杯Bは、立ち上がりが外湾する例が多く見られる。体部の立ち上がりの角度（外傾角）は前段階よりやや低くなる傾向がある。高台の形は巾広の断面三角形が多めに見られ、接地面をややくぼませるものも目につく。前段階に引き続きSD7030でも法量分化が顕著に見られる。

四 第一水田対応層出土土器（図17）

SD7025の出土資料について図示した。杯類、皿類のみの出土である。須恵器と黒色土器A（7）で構成され、比率は半々である。（4）は軟質須恵器である。須恵器Bには底盤の非常に小さいものも見られる。須恵器類の底部切り離しはすべて回転糸切り未調整である。黒色土器Aの四点に墨書きが見られる。

五 年代比定について

現在整理作業中であり出土資料のすべてについて十分な検討ができるていないが、現段階では以下のように考えている。指標としたのは須恵器の食膳具のあり方である。

第五水田古段階は、杯蓋Aが主体で、杯Gが見られ、法量の小さくなつた杯Hがまだ一定量残る。また、杯Bや杯蓋Bがまだ主体にならないこと

から、猿投窓の岩崎一七号窯期に並行すると考えたい。第五水田新段階は、杯蓋Bが主体になり杯蓋Aの比率を上回る。杯A、杯Bが急増する。杯Gは法量がやや大きくなりつもまだ一定量残ることから、猿投窓の岩崎四一号窯期に並行すると考えたい。

第四水田、第三水田は大きな流れとしては同じ型式内に入ると思われる。

杯蓋Aが消滅し、杯蓋Bのみになる。杯Aに大型のものが出現し、底部切り離しはハラキリのみであり、体部がやや外湾する例が見られる。また、第四水田は、第三水田に比べて器肉が厚いものが見られる。また、特に蓋の口縁部から、美濃須衛窓IV期第一小期に並行すると考えたい。また、第四水田は、第三水田に比べて器肉が厚いものが見られる。また、特に蓋の口縁部の調整に顯著であるが、第四水田の調整は丁寧ながら銛さはある見られないものの、第三水田から鋭い調整が見られ始めるところから、第四水田は美濃須衛窓IV期第一小期でもその前半に位置付き、第三水田はその後半におおむね位置付くと考えたい。

さて、これらに対応する年代であるが、今回の発掘で紀年銘のある木簡や実年代を推定し得る木簡が層位的に出土した。第四水田対応溝からは、「戊戌年」(六九八年)木簡と里制下(七〇一~七一五年)の木簡が見られる。第三水田対応溝からは、「養老七年」(七二三年)が一本と「神龟(三)年」(七二六年)が一本出土し、郷里制下(七一五~七四〇年)の木簡が多い。これらの資料を基に年代決定をストレートに考えたいところであるが、土器型式を並行させて考へてきた猿投窓や美濃須衛窓の年代観や県内これまで考へられてきた年代観と微妙にずれる部分が生じる。まだ整理中であり、十分に検討し切れていない部分もあることを考えて、現段階ではとりあえず以下のように考へておきたい。なお、今後の検討によって本報告で修正する可能性のあることを付け加えておく。

第五水田古段階……七世紀第三四半期から第四四半期にわざかに入る時期

第五水田新段階……七世紀第4四半期から八世紀初頭にわざかに入る時期
第四水田……八世紀初頭前後 第三水田……八世紀前半

第二水田……九世紀中頃

第二節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

一 第五水田対応層検出遺構(図10、18)

六世紀から七世紀前半にかけて千曲川の河道が北に移動し、⑥区にとり残された流路はこの間に急速に埋没していく。今回の調査では五世紀代の河床を確認できていないが、掘り下げ可能であった層位から、七世紀後半の第五水田面までの堆積土は三メートル以上に達しており、約二百年間の堆積の速さを物語っている。

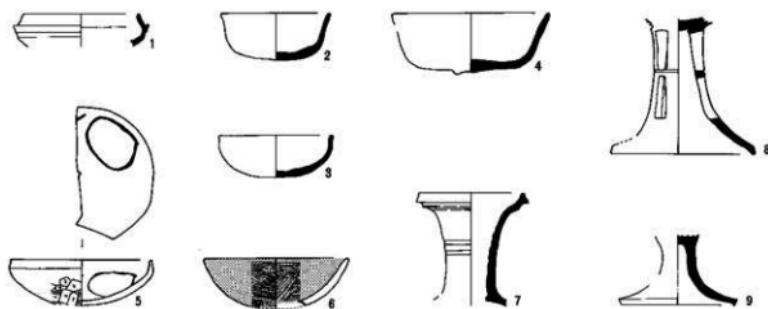
七世紀後半には埋没が一段落する。⑥区北半部には離水した低地が広がり、それを利用した水田開発がはじまる。砂層と水耕土の間には、広範囲にわたって客土と思われるシルトブロックを含む層(図18)が見られる。また、中央に水路を持つ幅二メートル以上の南北大畦畔が存在することなどから、大規模な水田開発が計画的に行なわれた可能性が高い。ただし、⑥区以北(犀川原流域)は平安時代の千曲川の河道変更により削られてしまい、開発の範囲などの詳細は不明である。

⑥区中央には、千曲川の名残りである流路が検出された。第五水田に対応する最も古い流路は、SD8041と考へられる。この流路の堆積土には砂が多く、依然として流れが速かつたことを物語っている。間層として、やや黒みを帯びた木片などを含む層は見られるが、遺物はわずかである。SD8041の堆積土を削って、SD7057、SD8049が存在する。図18はこの段階の平面図である。この時期には流路中央に中州が現れ、中州北側の流路を主流とする、南側の流路は崖際の湧水を集めた分

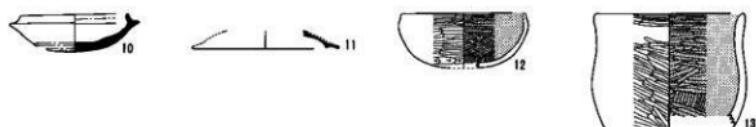
第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

第五水田対応層 古段階

S D7065



S D7067



第五水田対応層 新段階

S D7045

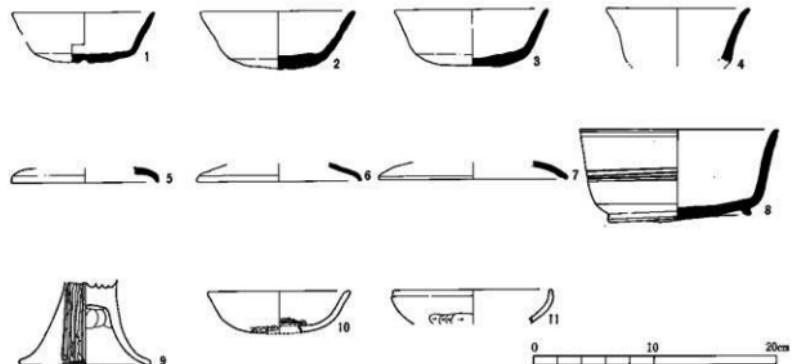


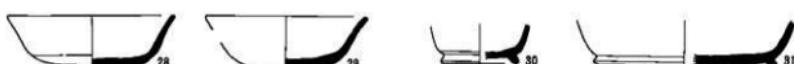
図13 第五水田対応層出土土器(1)

第五水田対応層 新段階

S D7046



S D7042



S D7058



S D7057



S D7049



図14 第五水田対応層出土土器（2）

第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

第四水田対応層

S D7035

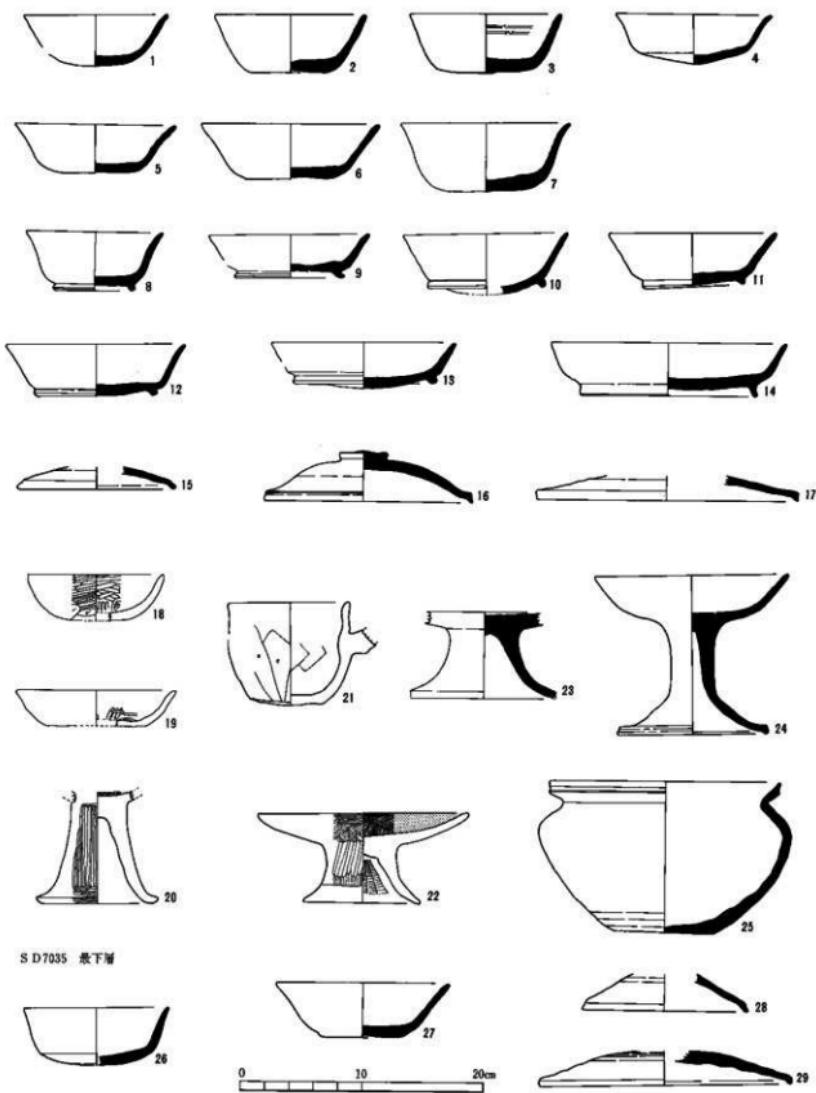


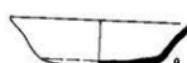
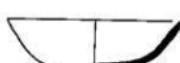
図 15 第四水田対応層出土土器

第三水田対応層

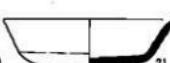
S D7030 上層



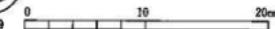
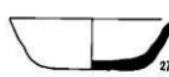
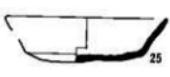
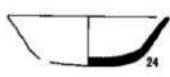
S D7030



S D7030 下層



S D7030 最下層



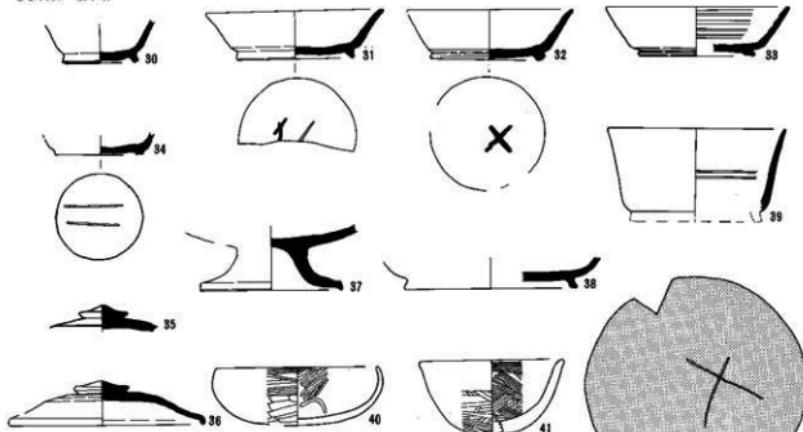
0 10 20cm

図 16 第三水田対応層出土土器

第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

第三水田対応層

S D7030 畦下層



S D8028 4層



第二水田対応層

S D7025

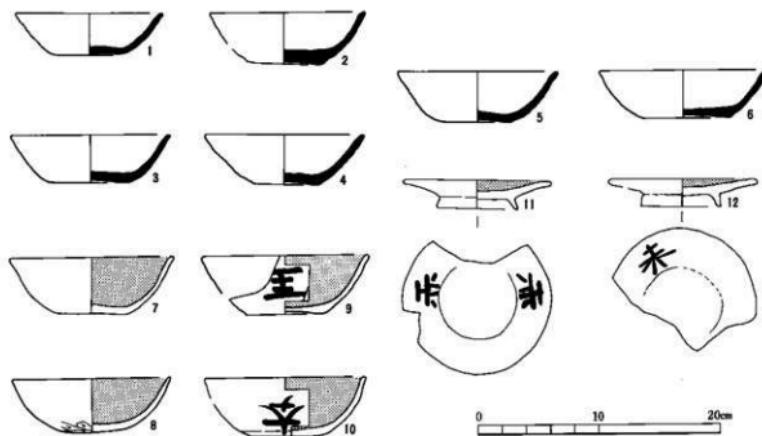


図17 第三水田・第二水田対応層出土土器

流と言える。こうした①主流+②湧水を集めた分流の関係は、八世紀前半の第三水田対応層まで認められる。また、この段階から流速が弱まり木製品や土器などの遺物の集中する層と洪水性の砂層が互層となって現れる。

⑥区南側の崖際では、五世紀代以降痕跡をとどめないかった湧水関連の施設が再び見られるようになる。この時期の遺構は、湧水点と東西流路を結ぶ溝を掘削し、さらに湧水点そのものを掘削する形をとる。湧水坑の認定は①崖斜面に掘られた溝底に存在すること。②坑内の堆積が他に比べ粗い砂で構成され、数箇所以上の孔隙が多く見られること。③坑壁面に酸化鉄が強く付着していること。④坑内で出土した土器片にも酸化鉄が付着し、原形をとどめないと磨耗していること(図19)、を基準とした。

このような湧水坑は場所をを変え数多く掘られており、それらを伴った溝は第五水田対応の期間に限っても、西からSD7062、SD7055、SD8032が認められる。また、湧水坑やその周辺には様々な施設が作られ短期間の内に変化を遂げている。例えばSD7062は「一」字掘りの井戸状の土坑を伴う段階から、「二」字型を敷いた段階へと変遷し、さらに「三」字型が設置される段階に至る。SD7055は湧水坑下流に水門が設置されており、それが埋められた後に礫が敷き詰められている。SD8032(=SD7045)は最も北よりの湧水坑に礫が敷かれて、その口元に大きな石が置かれている(図20)。各々の溝に伴う湧水坑直上層には、いずれもブロック状のシルトを中心とした埋め戻し土が認められ、磨耗痕のない土器細

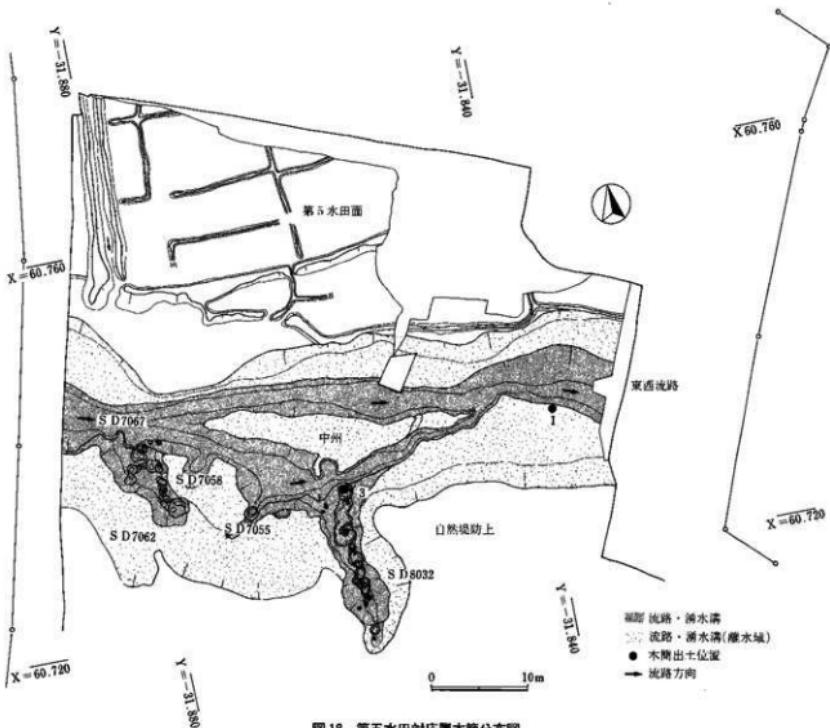


図18 第五水田対応層木簡分布図

片が多量に混入している場合も認められる。

以上、(一) 各溝で検出された湧水坑の数が多く、(二) それに伴う施設の変遷があること、(三) 埋め戻しが行われ、別な場所に溝が掘削されていること、(四) これらが、第五水田対応の時期（七世紀後半）の中で行われていることから、かなり短期間に内に遺構が変遷していることがわかる。この状況は他の水田対応層でも見られ、木簡出土層位の細別を可能にしている。

⑥区南側の自然堤防上（④・⑤区）では、この時期に比定される堅穴住居跡などが見つかっている。

二 第五水田対応層出土遺物

溝や流路から出土した遺物では、まず玉類を中心とした石製品があげられる。石製模造品や紡錘車を含め、⑥区においては一七〇点を越えるが、その内の八〇点以上がこの第五水田対応層で出土している。出土場所は湧水坑中が圧倒的である。また、東西流路中からの出土はH.15、I.11・12・16・17区（図6）に限られる。こうした点から、第五水田期においては玉類が湧水に関わる祭祀において重要な役割をもっていたと思われる。木製品には曲物櫛など容器類や糸巻き、下駄などがみられるが、多くを占めるのは畜串を中心とする祭祀具である。人形や馬形などの形代も存在しているがこの時期はまだ数が少なく、流路中でほぼ単体で出土する場合が多い。畜串は他の時期と比べると五〇メートルを越える大型のものが目立ち、溝の傾斜部や川辺に一括廃棄されている状況も認められる。これらの祭祀具は湧水坑内に出土することはなく、それらが埋め戻され



図19 湧水坑内出土土器の磨耗状況



図20 SD 7045 - SD 8032 内湧水坑出土状況

れた後に廃棄されている。このことは、湧水を対象とする古墳時代的な祭祀とは異なる新たな祭祀が、第五水田期に屋代遺跡群周辺の地域に出現したことなどを物語っている。また、このような木製祭祀具はその原材や製作技法で木簡と共に通する点が認められ、双方が出現期をほぼ同一にしている点が興味深い。

その他、ト骨や湧水坑内に廃棄されたと思われる獸骨などもあり、祭祀行為に関する重要な資料となる。

三 第五水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は九点である。

① SD 8041出土木簡（1グループ）一、二号

3層から一点出土しており、出土位置もほぼ同じ地点である。

屋代遺跡群出土木簡の中では最古の出土層位である。3層段階では、SD8049がすでに存在していた可能性もある。遺物の集中は見られず單体で廃棄されたものである。

② SD7045=SD8032出土木簡A(2グループ)三号

本溝出土の木簡(2~4グループ)は平面的には近接場所から出土しているが、層位、出土状況が大きく異なる。

2グループの三号はSD7045の湧水坑が埋め戻され後の凹地に廃棄されている。木簡出土層は湧水坑の埋め戻し土とは異なり、植物片などの混入するシルトを中心とした自然堆積層と考えられる。遺物の集中は認められず、単体でこの溝覆土中に廃棄されたものと思われる。

③ SD7045=SD8032出土木簡B(3グループ)四、五号

2グループ出土層の上層から出土した。

SD7045には木屑を多く含む廃棄物によって形成された層が存在するが、3グループの木簡はそれ以前の自然堆積層中で出土している。特に注目されるのは四号「竜神」と書かれた木簡である。他の木簡と比べると粗製の材で、ほとんど調整されていない面に「竜神」とのみ書かれている。文字から推察するところは祭祀的な行為に関わるものと思われる。現時点ではどのような状況でこの溝中に廃棄されたかは不明である。

④ SD7045=SD8032出土木簡C(4グループ)六号

3グループの埋没後、木屑を多量に含む廃棄物の層下面で、畜糞のみの廃棄ブロック中から出土している。

両端が欠損しているため畜糞であるかどうか判断できないが、材質や幅、厚さなどは伴出している畜糞と同様である。积文ははっきりと読みとれないが、祭祀具である畜糞に墨書きされ、他の畜糞と一緒に廃棄された可能性が高い。

⑤ SD7046出土木簡(5グループ)七号

SD7046は第五水田対応層のI-11区で、複雑に切りあつた溝の検出中に出土しており遺構を特定することができない。また、7グループの九号は第五水田対応層出土であるが、遺構は特定できない。

なお、6グループの八号は第五水田対応層のI-11区で、複雑に切りあつた溝の検出中に出土しており遺構を特定することができない。また、7グループの九号は第五水田対応層出土であるが、遺構は特定できない。

第四節 第四水田対応層検出遺構と出土遺物

一 第四水田対応層検出遺構(図10、21、22)

第五水田対応層との区分の目安とした洪水砂は、水田と東西流路全域を埋没させ、さらに崖下の湧水溝まで到達している(図10)。洪水後の八世紀初頭前後には、再び水田が造成されるとともに新たに湧水坑と溝の掘削が行なわれる。

水田は、流路を伴う南北大畦畔と小畦畔の一部が第五水田と同じ場所に作りおされ、東西畦畔は流路を伴う大規模なものに変化する。

東西流路には第五水田期と同様に中州が形成されており、北側の主流と南側の湧水を集めた分流が認められる。SD7036=SD8038は堆積土が大きく、3層に分かれる。下は粘性のあるシルトを基調とした土で、木片や木製品などの遺物が多量に混入しており、流速はそれほどなく淀みのような状況であったと思われる。上は洪水砂の堆積で遺物を含むシルト層をバッカした状況がみてとれる。このSD7036=SD8038が埋没した後、洪水砂層を削る形で新しい流路が存在する(SD7039=SD8040)。堆積土は砂が中心で流木などが混入しており比較的の流速があつたものと思われる。

第四節 第四水田対応層検出遺構と出土遺物



図21 第四水田および対応層検出遺構

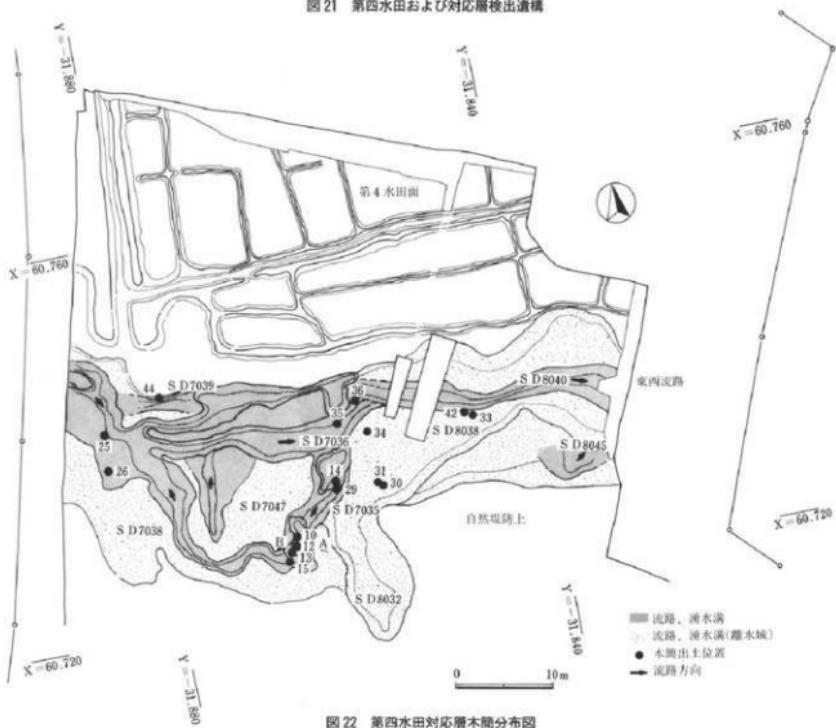


図22 第四水田対応層木簡分布図

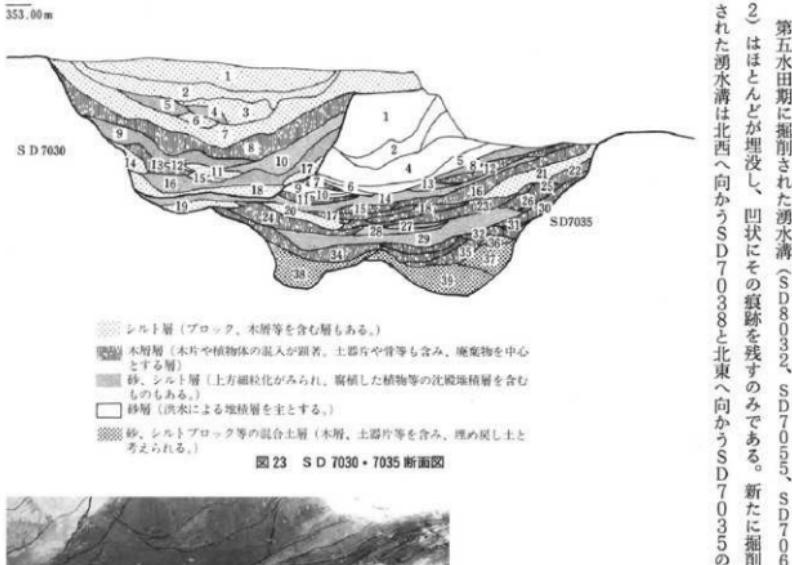


図23 SD 7030・7035断面図



図24 SD 7035断面

第五水田期に掘削された湧水溝 (SD 8032, SD 7035, SD 706
2) はほとんどが埋没し、凹状にその痕跡を残すのみである。新たに掘削
された湧水溝は北西へ向かうSD 7038と北東へ向かうSD 7035の
設置されている。

SD 7038は水門部を中心にはほとんど遺物を含まない砂質土やシルト
が堆積しているのみで、特に埋め戻した痕跡は認められない。これに対
し、木簡が多数出土したSD 7035の埋没土はその堆積状況からいくつ
かの段階が見てとれる(図23、24)。湧水坑およびそれに伴う礫敷きがみら
れる凹地(最下層)には木片や土器片が多量に混入したシルトが堆積して
いる(38、39層)。その上層はブロックを含むシルト層(36、37層)となり、
埋め戻された状況を示している。以上の埋
め戻し土の上には木製品や大量の木屑、骨
などを含む廃棄物によって形成された層(30
(35層))がある。木屑は刀子で削られたいわ
ゆる木簡の削りくずとは異なり、大きな材
を手斧等で加工した際の屑と思われる。こ
の廃棄物層はその他に複数存在するが、間
隔として植物体の沈殿がみられるシルト層
(29層など)が存在していることから時期を
隔てて複数回廃棄が行なわれたことがわか
る。

この二本の溝に囲まれた平坦面には、湧
水に伴うと思われる木組の施設(図25)を持
つSD 7047が掘削され、やはり東西流
路につなげられている。出土土器からSD



図25 SD 7047木組施設出土状況



図26 13号「戊戌年」木簡出土状況



図27 15号「国符」木簡出土状況

7035、SD 7038に先行して掘られた可能性が高い。SD 7047の木組の施設周辺は土器や木製品が廃棄された状況で大量に出土し、その上に木片、炭化物を含む砂質土やシルトが複雑に堆積している。上層には遺物の混入が少なく、シルトあるいは砂質土の堆積層となる。

南側の微高地上には、集落が継続して存在している。

二 第四水田対応層出土遺物

第四水田対応層の出土遺物では、第五水田対応層と比べ玉類などの石製品が激減する点が注目され、出土數は一〇点に満たない。その内、石製模造品が一点、湧水坑を伴う落ち込みの中の土器集中地點から出土しておらず、祭祀行為に関わるものと考えられる。しかし、他の白玉などは湧水坑には伴わず混入の可能性が高い。それと比較して数・種類とともに増加するものが木製祭具である。畜串、人形、馬形は数が飛躍的に増加し、鳥形、舟形も認められる。また、この段階では第五水田期に見られた畜串のみの廃棄ブロックのほかに、人形、馬形、畜

串の廃棄ブロック、あるいはそれに鳥形が伴うものなどがある。このことから第五水田期に出現した木製祭祀具による新しい祭祀が、この第四水田期において発展し主要な位置を占め始めたことがわかる。一方、玉類などの石製品による古墳時代的な祭祀は衰退する。上記以外の木製品も多種多样であるが、特殊なものとしては琴柱、網針、墨壺のミニチュア?などがあり、一二六号木簡は琴形の木製品に転用されたものである。また容器類では曲物の量が増加したことが注目される。

三 第四水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は三六点である。

- ① SD 7035出土木簡A (8クルーフ) 一〇、一一、一二号
- 廃棄物が大量に混入する木屑層(34、35層)下で出土した。



図28 26号転用木簡(雲形木製品)出土状況

水坑が埋め戻された後、木屑などの廃棄物が繰り返される。木屑などの廃棄は大きく五回に分けることができ、最も古い時期に相当するものが8グループの木簡を覆っている木屑層である。これらの木簡は下層の埋め戻し土(38、39層)に混入した様子は見られず、その上面から出土しており、湧水坑が埋め戻された後の凹地に廃棄されたものと考えられる。

② SD7035出土木簡B(9グループ)一三、一四号

下層から数えて三回目の木屑廃棄層(16層)中から出土した(図26)。この層は多量の遺物を含んでおり、木簡は他の廃棄物と同様に乗てられたものと思われる。

③ SD7035出土木簡C(10グループ)一五号

下層から数え四回目の木屑廃棄層(12層)が自然埋没土で覆われてSD7035はほぼ埋没する。この後に大規模な洪水があり第四水田対応層は厚い洪水砂に覆われる(1~5層)。この洪水砂下のSD7035最終の自然埋没土中から出土したのが10グループで

SD7035は湧

も古い時期に相当するものが8グループの木簡を覆っている木屑層である。これら

の木簡は下層の埋め戻し土(38、39層)

X = 66,7315

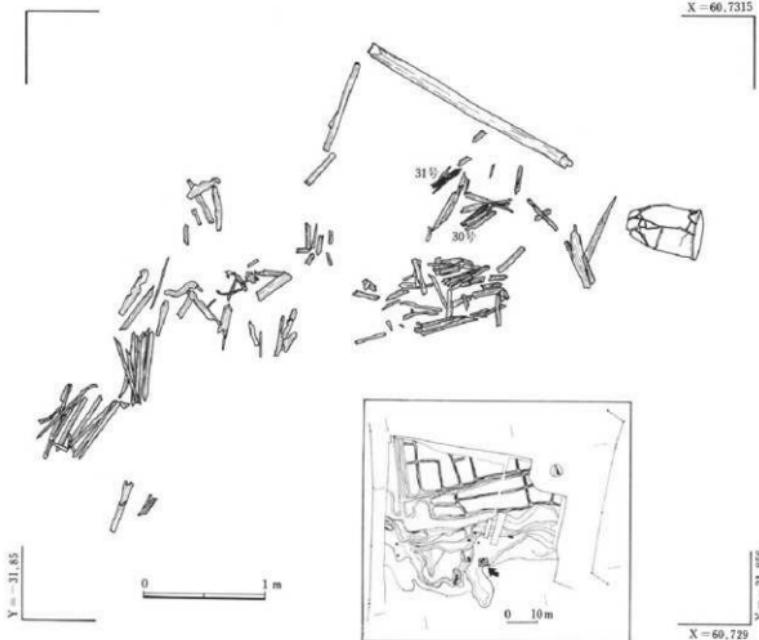


図29 SD 8032 15層上面 30、31号木簡出土状況図

ある(図27)。この層からは他に木簡の出土はなく、単体ではば埋まり切った溝に廃棄されたものと思われる。層位的には、第四水田対応層中最も新しい時期に廃棄されたものである。

他にSD7035で出土した木簡は九点あるが、出土層位が不明なため

取れないことと欠損部があることから断定できない。丰頭部が炭化している。

⑦ SD8032出土木簡E (15グルーブ) 二九号
SD8032 (=SD7045) の埋没土中15、16層上面で出土した。

同一様な状態でこの溝中から出土した木簡が12グルーブである。二点の内二六号は木簡としての機能を失ったのちの転用品である。両端部に突起を持つ特異な形状であるが、琴を模造したと思われる(図28)。おそらく祭祀に関わるものと考えられるが、転用後に単体でSD7038に廃棄されていることから、二五号も含め他の木簡とは廃棄の状況が異なっている。

⑤ SD7047出土木簡 (13グルーブ) 二七号

木組の施設をもつSD7047から出土した木簡である。東西流路への開放部周辺で出土しているが、出土層位は不明である。

⑥ SD8032出土木簡D (4グルーブ) 二八号

SD8032 (=SD7045) の埋没土中、第四水田対応層である21層から出土した。植物体の粒子が入る細砂で出土遺物は極めて少ない。木簡の形状は蓋串に似ているが、字がはっきり読み

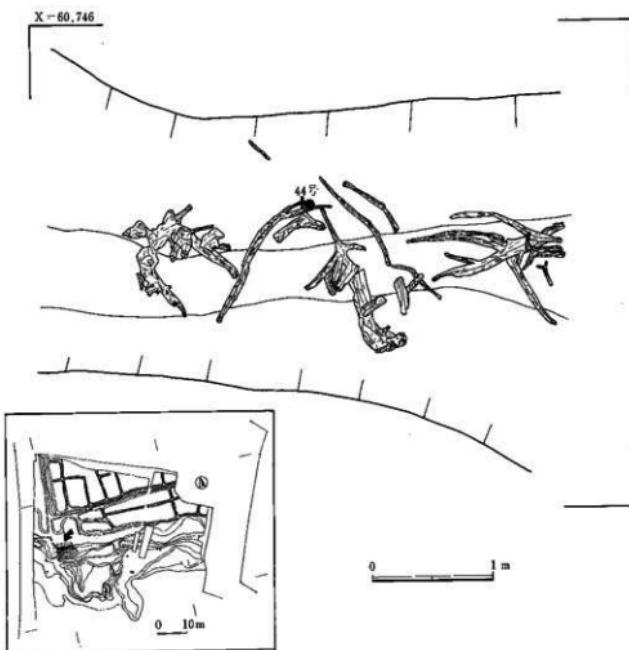
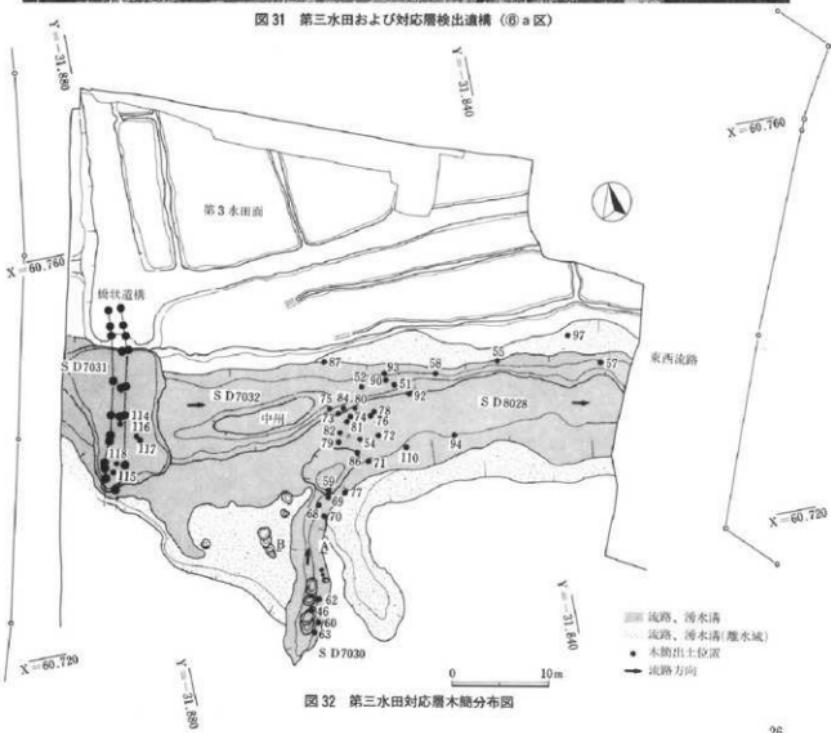


図30 SD 7039 44号木簡出土状況図



図31 第三水田および対応層段遺構 (⑥ a区)



木製品の出土が目立つ層であり、そのほとんどが祭祀具の集中廃棄ブロックを含め、祭祀具で占められる。おそらく祭祀終了後の祭祀具の廻収場となっていたものと思われる。一九号はこの面で単体で出土している。

⑧ SD8032 出土木簡 F (16グルーブ) 三〇、三一号

一九号と同一の15層上面で出土しているが、単体ではなく木製祭祀具の廃棄ブロックに属する。この廃棄ブロックには人形、馬形、鳥形、斎串がみられ、おそらく祭祀行為に伴って同時に使用され、一括廃棄されたものと思われる(図29)。三〇号は欠損部が目立つが下部は劍先状であり、三

一号は頭部が圭頭状で下部は欠損している。双方とも廃棄ブロック内の他斎串に形状が似ていることから斎串と考えられる。字ははっきり読み取れないが斎串に墨書きがなされた例と考えられる。

⑨ SD7036=SD8038 出土木簡 A (7グルーブ) 三二~三八号

第四水田対応の東西流路 SD7036=SD8038下層で、遺物を多く含む粘性土層中から出土した。ほとんどの木簡の出土地点が SD7035 の開放部北側の 1-13 区であり、同様に木製品などの他の遺物もこの周辺に集中する傾向がある。この層はおそらく SD7035 の木屑などが廃棄された層に対応すると思われる。このことから、木簡は東西流路に直接廃棄されたのではなく、SD7035 に廃棄されたのち、湧水などの作用で流出し、淀みにたまつた可能性が高い。ただ三号のみ、他の木簡とはかなり離れた東の岸辺下で出土している。堆積土の状況から流れついたとは考えにくく、おそらくこの木簡は岸辺から流路に直接廃棄されたものと思われる。

⑩ SD7036=SD8038 出土木簡 B (8グルーブ) 三九~四一号

前述の粘性土層の最上層で出土しており、17グルーブの木簡とは廃棄に若干の時期差があると考えられる。

⑪ SD7036=SD8038 出土木簡 C (9グルーブ) 四二号

18グルーブと同様の層位であるが、木製祭祀具の廃棄ブロックに属するものである。この廃棄ブロックは斎串と中央に孔のある板材のみで構成されている。斎串はすべて板口の同様な材で作られており、四二号も同じであるため、両端を欠損しているが斎串と思われる。字ははっきりと読み取れないが数字や文字確認され、両側部も切られていないことから、文書木簡などとの転用ではなく斎串に直接墨書きされたものと考えられる。

なお、この流路からもう一点四三号が出土しているが出土層位が不明であるため20グルーブとした。

⑫ SD7039=SD8040 出土木簡 (21グルーブ) 四四、四五号

SD7039=SD8040 及び SD7035 の堆積土を覆う洪水砂を削る流路中から出土した。層位的には第四水田対応層の最も新しい時期に属するものであるが、二点の木簡の出土位置が離れていること、流木を伴う流れの速い流路である(図30)ことから、流されてきた可能性が高い。

第五節 第三水田対応層検出遺構と出土遺物

一 第三水田対応層検出遺構(図10、31、32)

第四水田対応層の最も新しい流路である SD7039=SD8040 が埋没した後、再び大規模な洪水が⑥区に及び、水田、流路、湧水溝を砂が覆った。SD7035 の上には約八〇パーセントの洪水砂の堆積が確認されており(図23)、集落際まで洪水が及んだ様子がうかがえる。洪水後は直ちに水田の再整備と溝の掘削が行なわれたと考えられる。

水田は東西南北の大畦畔の位置を踏襲して営まれるが、畦畔に付属していた水路は埋まつた状況のままである。また、小畦畔の数が減少する。東西流路は、木片などを含むシルト質を基本としており、淀んだ状態であったことがうかがえる。この流路がある程度埋没した段階で、集落際の

崖下から北側の南北大畦畔まで長さ一㍍を越える丸木杭が一列打ち込まれている。おそらく集落と水田とをつなぐ橋と思われる（図32）。この段階では畦畔に付属していた水路はほぼ埋没しており、橋に続く道としての機能を持っていたようである。また、東西流路内では橋の杭列を囲む状態で凹地が認められ、淀みの状況であったことがうかがえる（SD7031）。

湧水坑は集落寄りの標高の高い地点に掘削され、それを起点に掘られた溝（SD7030）が新たにできた東西流路（SD7032=SD8028）につなげられている。湧水坑は少しづつ場所を変えて数回掘り込まれており、礫が敷かれているものもある（図33）。この湧水坑はシルトブロックや木片等を含む土で埋め戻されている。また溝の傾斜部には湧水点が複数確認されており、當時水が溝中に流れこんでいたと思われる。

SD7030の西側は洪水砂上が平坦面となつておらず、土坑が繰り返し掘られている。土坑内には炭が堆積し壁が焼土化している例があり、火が焚かれた形跡がある。また畜糞が出土した土坑もあることから、この平坦部において祭祀に関わる行為が行なわれたものと思われる。

南側の篠高地上には、引き続き堅穴住居などの遺構が展開している。

二 第三水田対応層出土遺物

この第三水田対応層においては土器、木製品をはじめとする遺物の出土量が最大になる。その中で目立つのは木製祭祀貝である。木製祭祀貝の発見ブロックは、集落際・流路内・水田際などといった廃棄場所の違いによって、祭祀貝の組合せを異なる傾向が顕著になる（寺内・宮島一九九五）。また、形代類は本時期に大きめのものが目立ち、特に馬形は顯著でその出土量も飛躍的に増加することが特徴的である。以上のことは、後述するようにこの第三水田対応層における木簡の出土量が全体の六割を越えることも合わせて、この時期の屋代遺跡群の性格を考え上で重要な要素

となるだろう。その他、骨製の籠状品など特殊な遺物も認められる。

三 第三水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は七十六点で、木簡全体の約六割を占める。

① SD7030出土木簡A（22グルーブ）四六～四八号
SD7030の湧水坑の埋め戻し七中から出土した。湧水坑最下層からは八世紀前半に属する土器が多量に出土しており、遺構そのものの廃絶は八世紀前半と考えられる。四六号〔乙丑〕の干支（六六五年）紀年銘を持つ木簡はその上層から出土したのであるが、この層はシルトブロックを多量に含む埋め戻し土であり、八世紀前半の遺物を含む廃棄物層とは状況を異にしている（図34）。埋め戻し土中から出土していることを考慮すると、湧水坑を埋める際に他の木片などをともに混入した可能性が最も高い。七、四八号は跋文が不明である。

② SD8028=SD7032出土木簡A（23グルーブ）四九～五八号
東西流路SD8028=SD7032の最下層（5層）から出土した。

図32はこの5層段階の平面図にSD7031を加えたものである。5層は後述するSD7030の木簡堆積層以前に堆積しており、第三水田対応層中でも古い段階に属する。

③ SD7030出土木簡B（24グルーブ）五九号

SD7030は湧水坑が埋め戻された後、小規模な洪水による堆積があつたと考えられ、砂やシルトと植物が沈殿した層との交差堆積がみられる（図35）。その内の9層をはさんで上層に多量の木簡とともに木製品や土器などの廃棄物を含む層があり（8、13層）、双方から木簡が出土している。この内13層から出土した木簡が24グルーブである。廃棄物中に混在した形で棄てられたものと思われるが、同様の木簡層である8層よりも下層に位置し、間に9～12層の堆積がみられるところから、後述の25グルーブと

はある程度の時間差があるものと考えられる。

⑤ SD 7030 出土木簡 C (25グルーブ) 六〇~六七号

前述の木屑層内の8層から出土した木簡が25グルーブである。13層と比べ層が厚く、出土遺物も多い。この時期にかなり多量の廃棄物が棄てられたものと思われ、木簡もその中に混在していたと考えられる。

⑥ SD 7030 出土木簡 D (26グルーブ) 六八~七〇号

25グルーブが出土した木屑堆積層上の埋没土中から出土した。25グルーブが湧水坑上の凹地にほぼ集中しているのに比べ、26グルーブは東西流路への開放部近くに集まっている。この3点が出土した層は砂を基調としており、洪水性の自然埋没土と思われる。おそらくSD 7030 に廃棄されたものが、流水などの影響で開放部近くに移動したのである。



図33 SD 7030 内湧水坑遺物出土状況



図34 46号「乙丑年」木簡出土状況

⑥ SD 8028=SD 7032 出土木簡 B (27グルーブ) 七一~八六号

23グルーブが出土したSD 8028=7032・5層上に木屑や木製品などの遺物を多量に含む4層の堆積がある。堆積範囲がSD 7030の開放部先のI-13・18区内にほぼ限定されることから、SD 7030への木屑の廃棄に伴って形成された層と思われる。この4層から出土した木簡が27グルーブである。

木簡はI-13区内の一部にはほぼ集中していることからSD 7030内から湧水などの作用で流出したものと考えられる。この状況からすると時期的には25グルーブに対応する可能性が高い。ただし、七一号は三片が接合した木簡である。一片は4層で出土しているが他の二片は同じSD 8028=7032の3層と2層から出土している。

⑦ SD 8028=SD 7032 出土木簡 C (28グルーブ) 八七
~九九号

SD 8028=SD 7032の3層中から出土した。

4層およびSD 7030の木屑堆積層は、5層の堆積後に廃棄された木屑などの集中範囲を示したもので、その範囲から離れる東西流路中では3層の形成が進んでいたと考えられる。そのため、4層と3層下部の時期差はほとんど皆無と言つてしまい。SD 7030の木屑層中に「神龜(三)年〔七二六年〕」の紀年銘を有するものがあり、この28グルーブ中には「養老七年〔七三三年〕」と書かれた木簡が二点存在することは、その傍証となる。

また、木簡の多くはSD 7030とSD 8028の合流部分で出土しており、SD 7030に廃棄された(木屑層中のものも含めて)のち、流出したものを含むと考えられる。これに対し八七号と九七号は他の木簡とは離れた地点で出土している。

両者とも水田付近で出土していることから、水田方向からの廃棄である可能性もある。

なお、29グルーブはSD7030出土の木簡で、30グルーブはSD8028=SD7032から出土しているが、それぞれ出土層位が確定できないためひとまとめとした。

⑧ SD8028 2層出土木簡 (31グルーブ) 一一〇九—一三号

SD8028の2層中(図10)から出土した木簡である。

第三水田対応層がかなり埋没した段階であり、第一水田との間にもう一面水田面が部分的に確認されており、その水田に対応する可能性もある。

⑨ SD7031出土木簡 (32グルーブ) 一一四九—一八号

⑥区西側に見られた橋の杭列に伴う凹みがSD7031である。この段階ではSD7030はほぼ埋没しきった状況であることから、SD7031が新たな木簡の廃棄場となつたものと考えられる。木屑などの堆積が認められないため、木簡は他の廃棄物とは別扱いで、橋の上から直接廃棄されたと思われる(図25)。

一五号は三片が接合しており、その内一小破片は30トルほど離れた

SD8028=SD7032 3~5層(14区)から出土している。こ

の一 片の出土層位はSD7031よりも下層であり、流水がほとんどなくなっているこの段階に流れていったものとは考えられない。木簡を観察すると(1)上端が欠損しており、(2)SD7031の破片には習書があるがSD8028側の一片にはないことから、本木簡は下流の下層で出土したSD8028 3~5層の時期に、木簡としての機能を終えて切断され、一部が廃棄された。その後残った部分に習書され、SD7031の

時期に上流の橋から再び廃棄されたと考えられる。このことは、木簡が当



図35 SD7031 橋脚出土状況



図36 114号「部符」木簡出土状況

SD7031は第三水田対応層中でも上層で認められる遺構であり、32グルーブは新しい段階に廃棄された木簡と考えられる。

⑩ SD7028出土木簡 (33グルーブ) 一九九—一二号

第一水田対応層の分流する二本の東西流路(SD7025=SD8027、SD7026=SD8029)が削り込んでいる堆積層であり、第三水田対応層の最上層(第一水田下の水田に対応する可能性あり)にあたる。この層は、前述の31グルーブが出土したSD8028 2層に対応する可能性もある。

第六節 第二水田対応層検出遺構と出土遺物

一 第二水田対応層検出遺構

第二水田期には水田と東西流路は存在するが、湧水坑の掘削が行われず、古墳時代から受け継がれてきた湧水に関する祭祀行為が途絶えたことを示している。

第二水田期としてはいるが、水耕作土となり得る土壤は存在するものの、遺構自体は明確になっていない。

東西流路は、西側にあるしがらみ状の杭排列（前時期の橋の位置）を起点として一本に分流する（SD7025=SD8027、SD7026=SD8029）。この後、第二水田対応層の上には大規模な盛土が行われ、⑥区のほぼ全域が水田化される。

なお、集落域においてはこの時期（九世紀中頃～後半）に属する住居跡が最も多く検出されている。

二 第二水田対応層出土遺物

遺物が出土するのはこの一本の流路が中心となる。SD7025は湿地状の堆積で、上層からは桃の種や胡桃が多量に出土し、その下部からは土器、木製品、獸骨などが多量に出土している。

木製品はやはり祭祀具が多い。しかし、第三水田期にみられたような頗る廐棄ブロックや廐棄場所の特徴は認められない。また、祭祀具自体も小型化し、作りも粗雑になる傾向がみられ、量も減少する。

三 第二水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は五点で、墨線のみのものか軽文が不明なもの



図37 第二水田対応層検出遺構（調査中央より奥は第一水田対応層）

のに限られる。全て流路中から出土している。

① SD7026=SD8029 出土木簡 (34 グループ) 一二二~一二五号

分流する二本の東西流路の内、水田寄りの SD7026=SD8029 から出土した木簡である。一二四号と一二五号は袴串に波状の墨線が書かれたもので、祭祀に関わる呪符的なものとも考えられる。

この流路から出土した木簡は一点だけである。二本の流路は同時期のものと思われるが、出土した流路の相違によって別のグループとした。

第七節 小 結

一 層位区分と木簡の新旧関係

第三節から第六節までに説明を加えてきた遺構と木簡の出土状況を、層位・遺構の新旧関係を元に示したのが図38・図92である。これによつて、一二六点の木簡のうちの大半については、廃棄段階での新旧関係を把握することが可能である。

伴山土器を見ると、七世紀後半~九世紀中頃の遺構から出土しており、

八世紀前半に多くなる傾向がうかがえる。

また、紀年銘木簡では、新しい遺構への混入が明らかな四六号「乙丑」(六六五年)を除き、第四水田期の一三号「戊戌」(六八年)、第三水田期の九〇号、九一号「養老七年」(七三三年)、六二号の神龜(二)年(七六年)が多くの遺物を出土した遺構に伴つており、重要な資料となる。特に、土器の実年代比定に効力を持つ資料に恵まれていなかつた本地域にあっては、貴重な資料となる。

こうした新旧関係を基準に木簡の仮文や属性を検討した結果、屋代遺跡群における木簡に關わる諸属性の変遷を捉えることができた。この点につ

いては、第四・五章を参照していただきたい。

二 木簡廃棄時の形態及び廃棄状況の分類

屋代遺跡群出土の木簡は溝や流路などに廃棄された時点での最終形態により、大きめ次のようなタイプに分けることができる。

- ① 付札、文書木簡などのまま出土したもの。
- ② 文書が認められるもの。
- ③ 別の木製品に転用されたと考えられるもの。

④ 袴串に墨書きがなされたもの。

⑤ 形状は祭祀具と異なるが、墨書きの内容が祭祀に関わると思われるもの。

以上である。また、これらを形状や仮文から類推すると、①~③は原形が付札や文書などの木簡であり、④はもともと祭祀具として製作され、おそらく祭祀に関わる意味を持つ墨書きがなされたと考えられる。⑤は四号「雞神」一点のみであるが、内容から祭祀に関わるものと予想され、付札、文書などの木簡とは性格を異にすると思われる所以、別タイプとして分類した。

木簡の出土場所と廃棄の状況を分類するところのように分けられる。

- A. 涌水溝に廃棄されたもののうち、木屑層以外で出土したもの。
- B. 涌水溝に他の廃棄物とともに捨てられ、木屑層から出土したもの。
- C. 涌水溝に廃棄された木屑とともに流路中に流出したと考えられるもの。
- D. 直接東西流路中に廃棄されたと思われるもの。
- E. 橋から流路中に廃棄されたもの。
- F. 祭祀具のセットの一部として廃棄ブロックに属するもの。

	渤海溝	東西流路
第5水田対応層 出土箇数 9	<p>[2ダループ] (S D7045 = S D8032 45層) 3号 稲穂ア [3ダループ]</p> <p>4号 麦特</p>	<p>[1ダループ] (S D8041 3層)</p> <p>1号 小野ア</p>
第4水田対応層 出土箇数 36	<p>[8ダループ] (S D7035 38、39層上) 10号 布子、11号 一束人、[15ダループ] (S D8032 12号 麦、少穀 13号 [花枝] 16号)</p> <p>[9ダループ] (S D7035 16層)</p> <p>[10ダループ] (S D7035) 15号 国符</p>	<p>[17ダループ] (S D7036 = S D8038 3 ~ 4層) 32号 麦作人、36号 間那</p> <p>[18ダループ]</p> <p>[19ダループ] (S D7036 · S D8038 1層)</p> <p>[21ダループ] (S D7039 = S D8040) 44号 [七手] (角網 7年)</p>
第3水田対応層 出土箇数 76	<p>[22ダループ] (S D7030底下側) 46号 [五]</p> <p>[24ダループ] (S D7030 13層)</p> <p>[25ダループ] (S D7030 8層) 60号 信濃編、62号 [海膽三年]</p> <p>[26ダループ] (S D7030 8層より上)</p>	<p>[23ダループ] (S D8028 5層)</p> <p>[27ダループ] (S D8028 4層) 72号 尚家、73号乙見女、74号 信濃編 [28ダループ] (S D7032 = S D8028 3層) 87号 稲穂人、90、92号 [海老七年]</p> <p>[31ダループ] (S D8028 2層) 110号 伊賀郡</p> <p>[32ダループ] (S D7031) 114号 丽代越後、115号 解申通上</p>
第2水田対応層 出土箇数 5		<p>[34ダループ] (S D7026 = S D8029) [35ダループ] (S D7025)</p>

図38 出土層位から見た木簡新旧關係表

- 以上、廃棄段階での用途分類①～⑤と、廃棄場と状況の分類A～Fを組み合わせ、それに属する木簡を分類する様になる。ただし、証文や形状、出土地点や出土層位が不明なものは除く。
- ① A 湧水溝中木屑層以外で出土した、付札、文書などの木簡
三号（第五水田期）、一〇、一、一二、二五号（第四水田期）、六八、六九、七〇号（第三水田期）
- ① B 湧水溝に他の廃棄物とともに捨てられ、木屑層で出土した付札、文書などの木簡
一三、一四号（第四水田期）、五九、六一、六二、六三、六四、六七号（第三水田期）
- ① C 木屑とともに流出した付札、文書などの木簡
三一、三四、三五号（第四水田期）、七一、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八六、八八、八九、九〇、九一、九二号（第三水田期）
- ① D 東西流路に直接廃棄された付札、文書などの木簡
一号（第五水田期）、三三号（第四水田期）
- ① E 橋から流路中に廃棄された付札、文書などの木簡
一一四号（第三水田期）
- ① F 認められない。
② A 湧水溝中、木屑層以外で出土した、付札が認められる木簡
一五号（第四水田期）
- ② C 木屑などとともに流出した、付札が認められる木簡
三六号（第四水田期）
- ② D 東西流路中に直接廃棄された、付札が認められる木簡
八七号（第三水田期）
- ② E 橋から流路中に廃棄された、付札が認められる木簡
- ② B、② F 認められない。
③ A 湧水溝中木屑層以外で出土した、転用された木簡
二六号（第四水田期）
- ③ B 転用され、他の廃棄物とともに湧水溝に捨てられたもの。
六〇号（第三水田期）
- ③ C 転用され、木屑などとともに流路中に流出したもの。
三九号（第四水田期）、七一、九三号、九五号（第三水田期）
- ③ D 蒜串に墨書きされ、流路中に廃棄されたもの。
一二四、一二五号（第二水田期）
- ④ F 蒜串に墨書きされ、祭祀貢廃棄ブロックに属するもの。
六号（第五水田期）、三〇、二一、四二号（第四水田期）
- ④ A、④ B、④ C 認められない。
⑤ A 祭祀に関わる墨書きをもつ木簡で、湧水溝中の木屑層以外で出土したもの。
四号（第五水田期）
- 他は認められない。

以上の分類から木簡の廃棄状況について若干の考察を加えてみたい。
まず①（付札、文書などの木簡）である。廃棄状況はF（祭祀貢廃棄ブロック）が認められないのみで、他は全て認められる。その中でも特に湧水溝に廃棄されたもの（A、B）、湧水溝から流出したものの（C）が多くを占めている。このことは第五～第三水田期を通して、湧水坑が埋め戻された後の湧水溝が木簡の廃棄場所となっていたことを示している。最も量が多いのは、他の廃棄物と区別されることなく出土してるB、Cである。また、

木屑層以外で出土しているAも認められる。前者は、廃棄の段階では木簡も他の廃棄物と同様の扱いを受けていたと考えられるが、後者は木簡を他の廃棄物とは別扱いにしていたか、あるいは廃棄する時期が他とは若干異なっていた可能性が考えられる。

東西流路に直接廃棄されたと思われるもの（D）は「点と少なく、木簡の性格から類推することは困難である。橋から廃棄されたもの（E）は前述のSD7031出土木簡（32グループ）である。この段階では湧水溝（SD7030）は埋没しきった状態であり、廃棄場所がこの地点に移ったことを示している。

②（習書が認められる木簡）は六点あるが、内四点は木屑層以外で出土している点が注目される。「五号「国符木簡」は、SD7035が埋没した後の凹地に廃棄されている。他の三点は全てSD7031からの出土であ

り、橋から流路に廃棄されたものである。なお、八七号は第五節（三）で述べたように、水田側から流路中に直接廃棄された可能性が指摘できるものである。よって三六号を除く他の五点の習書木簡には溝・流路への直接廃棄という共通性がみられ、他の廃棄物や、付札・文書などの木簡とは廃棄方法が異なっている。

③（転用された木簡）はその判別が難しい。今後の木製遺物の整理の中でさらに検討していく必要がある。ここにあげた六点の内、二六号は琴形木製品に転用されたもので、しかも积文から転用前は習書木簡であったと考えられる。廃棄の場所もSD7038（水門を伴う湧水溝）であることから、他のものは性格が異なる。おそらく祭祀に関わるものと考えられる。⑤-Aの四号「竈神」も同様に湧水溝に単体で廃棄されている点が注目される。また、九五号は、积文は不明であるが、明らかに文字部分が切られているため木簡を柱に転用したものと考えられる。これは木簡の機能を終えた後の利用という点で二六号とともに重要な資料である。

なお、三九、六〇、七一、九三号は他の廃棄物とともに棄てられたもので、転用の用途も不明である。

④（新たに墨書きされたもの）はD（流路中に単体で廃棄されたもの）とF（祭祀用木簡ブロックに属するもの）に限定される。Dは第二水田対応期にのみ認められ、両者とも蛇行状の墨線が書かれるのみである。あるいはこの時期特有の祭祀のあり方を示すものかもしれないが、今後の報告にゆだねた。

この第一水田期は积文が明確な木簡がなく、①～③に属するものが一点も認められない。湧水溝の掘削も行われなくなる時期であることから、これ以前の段階とは状況がやや異なっているとも考えられる。Fは第五、第四水田期にのみ認められる。廃棄の場所は溝や流路に向かう傾斜地であり、木簡の廃棄場所とは明らかに異なることがわかる。書かれた内容は全点不明である。

三 木簡廃棄パターンの変遷

前項で行った分類を各水田期毎にまとめ、その特徴と変遷の傾向を捉えてみたい。

(1) 第五水田期

①-A、①-D、①-F、⑤-Aが認められる。木簡の出土量が少ない

こともあるが、木屑などとともに廃棄される木簡がないことが第四、第三

水田期と比べ特徴的である。

木簡の廃棄場所は湧水溝（SD8032=7045）で、おそらくそれぞれ単体で廃棄されたものと思われる。一号は流路に直接廃棄されたものであるが、木簡の内容からもその性格が注目される。

(2) 第四水田期

④-A、①-B、①-C、①-D、②-A、②-C、③-A、③-C、
④-Fが認められる。第五水田期のみの⑤を除いて、①～④の全てが出揃

う。木簡の出土量が第三水田期の約半分であるが、習苦木簡が増加する事と、第三水田期には認められない④—F（祭祀具廃棄ブロックに属するもの）が三点存在し、琴形木製品に転用されたもの（「六号」とともに祭祀に関わる木簡の多い点が特徴的である。廃棄場所の中心は湧水溝SD70355で、木屑などとともに廃棄された木簡も認められるようになる。

(3) 第三水田期

①—A、①—B、①—C、①—E、②—D、②—E、③—B、③—C が認められる。

この段階で祭祀具廃棄ブロックに属するもの（④—F）がなくなる点、木屑などに混じって多くの木簡が廃棄される点が特徴的である。廃棄場所は湧水溝SD7030が中心であるが、この溝の埋没後に橋を伴うSD7031が新たな廃棄場所となる。

(4) 第二水田期

④—Dが認められるのみである。他の木簡は証文が不明であるが、やはり流路中に直接廃棄されている。第三水田期では現在確認されていない、祭祀具への墨書きが再び行われる。また、付札や文書と断定できる内容をもつ木簡が存在しないことが最大の特徴である。湧水溝の掘削も行われず、木簡のみでなくこの周辺をとりまく社会的環境が変化したことも考えられる。

四 まとめ

屋代遺跡群における木簡の出土状況の特徴は、次のようにまとめられる。

①層位によって、七世紀後半～九世紀中頃における前後関係を捉えることができる。

②紀年銘木簡が含まれており、伴出遺物も豊富であること。

③付札、文書などの木簡、習苦木簡、祭祀具、転用された木簡に廃棄場所の違いが認められること。

④廃棄場の変遷が捉えられること。

以上、こうした点を踏まえ木簡の詳細な検討を次章より行つていただきたい。

註

(1) ①について本章では②～⑤に含まれない木簡として幅広く分類した。そのため第五章第一節図42、図92の文書木簡、付札木簡（荷札）の項目に含まれないものも、この中に入れてある。

(2) 廃棄場の変遷が捉えられること。

引用・参考文献

各務原市教育委員会 一九八四

「六号溝考古資料調査報告書」

更埴市教育委員会 一九八八

「屋代遺跡群・更埴各町水田址詳細分布調査報告書」

更埴市教育委員会 一九八八

「大塙遺跡」

古代の土器研究会 一九九一

「古代の土器I 葛城の土器集成」

古代の土器研究会 一九九二

「古代の土器II 古代の土器集成」

「古代の土器研究会 第2回シンポジウム 古代の土器研究 律令的土器様式の西・東2 須恵器」

坂井秀秀 一九八八

「律令期の須恵器系——越後西面部における二つの系譜をめぐって——」『歴史学と考古学』

寺内謙夫・宮島義和 一九九六
「奈良時代木製祭祀具の廃棄ブロックについて——丹波野尻屋代遺跡群(6区)の調査より——」『考古学ジャーナル』五三

東京土器研究会 一九九四

『東京における律令制成立までの土器構造とその歴史的動向』

- 長野県教育委員会ほか 一九六八
「地下に発見された安曇市柴里遺跡の研究」
長野県史跡文化財センター・長野県立歴史館 一九九五
「古代遺跡群出土の木簡」(特別公開説明資料)
横山彰一・斎藤泰正 一九八三
「愛知県古墳群分布調査報告」Ⅲ 愛知県教育委員会
北陸古代土器研究会 一九九五
「北陸古代土器研究」5号
宮島義和 一九九五
「更埴市歴代遺跡群の祭祀遺物—木製祭品類の変遷 飛鳥・奈良・平安—」長野県
考文学会誌 76

第三章 木簡の訳文と解説

第一節 第五水田対応層出土木簡

(奉)
□□□人□□□□□□□ □□人□□□」

(395) × 37 × 1 ~ 2 019(2003) 板I・ヒノキ属
SD8041 3層 1G

□□□日井一之□□□□□□□十ノ□□□□□□□□□□□□□

(111) × (24) × 8 ~ 10 019(2003b) 追
SD8041 3層 1G

上端は欠損。下端は側面ケズリ。全体に破損が著しく、大型のわりに薄手である。表裏調整法不明。
「小野部」は管見の限り類例を見ない。文意不明。

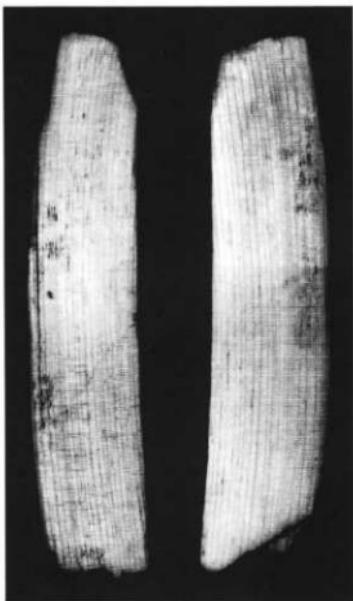
- ・ 「□□□
- ・ 「□□□
- ・ □

上端はキリ・オリ+側面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。右側面は二次的なサキ、もしくは欠損。表裏調整法不明。

(111) × (24) × 8 ~ 10 019(2003b) 追
SD8041 3層 1G

第一節 第五水田対応層出土木簡

図版



二



一（縮尺二分の一）



戸田ア

穂積ア

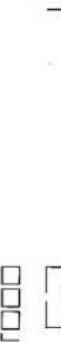
赤□

□

□

□

」



上下端ともに側面ケズリで斜めに面取りをして調整している。厚手かつ幅広で下部を主頭状にしている。表の下部はカットグラス状ケズリにより、わずかしか字画が確認できない。裏面上部も字画は判然としないが墨痕あり。表裏カットグラス。

穂積部は大宝二年（七〇一）の御野（美濃）国戸籍に見え、本郷郡・山方郡・加毛郡に分布する。ウジ名（部姓）を列記した記録簡か。なお戸田部は管見の限りこれまで類例をみない。

「竈神

上端は粗い平面ケズリ。下端は二次的なケズリ。木簡の上部片面に「レ」型状切り込みがある。表裏無調整。

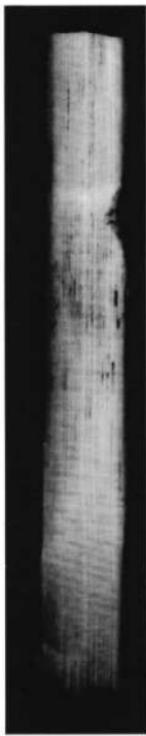
竈神の出土文字資料としての類例は、墨書き器として、千葉県庄作遺跡出土の八世紀中頃の土師器杯の外部底面に「竈神」と記されたものがある。

(A1) × 18 × 4
SD7045 3G
0.9(150A) 追

187 × 55 × 7
0.9(150A) 標
SD7045 (SD8032)
45層対応 2G

第一节 第五水田对芯层出土木简

一



一



二

(65)
□□□□□

上端は斜めの平面ケズリ。下端部は欠損。表裏ハギトリ。

□⁽⁶⁵⁾「^ヨ」は宍人か宍人部に関わるか。

□□□

上下端欠損。表調整法不明。裏無調整。

(66) × 23 × 2 081(2002) 板・ヒノキ属
SD7-045 4G

□□□
[上]

曲物の側板を転用して、その内側に墨書していると考えられる。福岡県井上薬師堂遺跡では、曲物の側板を転用した木簡が出土している。(『九州壇断自動車道関係埋蔵文化財調査報告』10—小都市所在井上薬師堂遺跡の調査— 福岡県教育委員会 一九八七年)。

・ 多々多多
〔多〕
□□

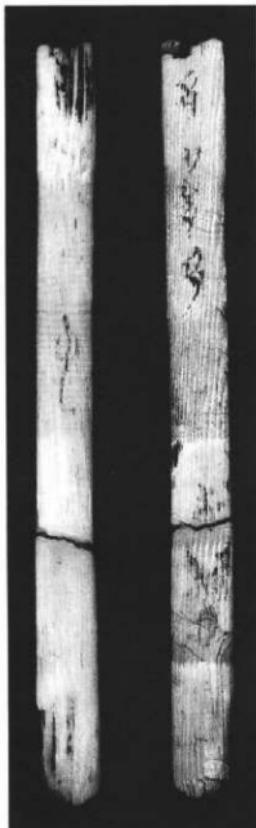
(152) × 13 × 5 081(2002) A 板■
第五水田対応層 6G

□
〔毛〕

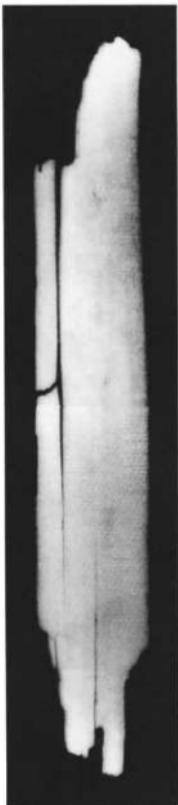
右側面は二次的なキリ。上端部は一次的なキリ・オリ。裏は木口に直交する方向に刃物を入れ、下からそこに向かって一次的にハギトリをしている。表裏調整法不明。表上部は一次的なキリが行われた後の留書と思われる。下部の字は右部が欠けているので、二次的なキリ以前に記されたものと思われる。

第一節 第五水田対応層出土木簡

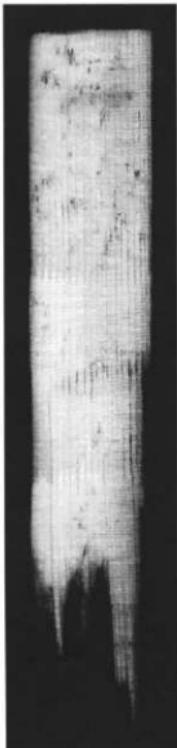
三版圖



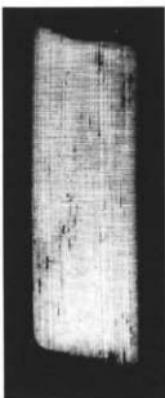
八



七



五



六



上下端側面ケズリ。表裏調整法不明。文字が半截されている。

第二節 第四水田対応層出土木簡

10

金刺ア富止布手／
刑ア真□布／ 酒人□^(石)布手／

金刺
舍人
真清布手／

(326) + (237) × (32) × 5 081(ZF04) 追・ヒノキ属
SD7035 38・39層上 80

接合する五断片と、直接接合しない一片（訳文中破線で示す）が存する。上端は欠損。下端はキリ・オリ+平面ケズリ。左右側面は一次的なサキ。表裏調整法不明。

布手は布の織り手のことか。それぞれの人名の下の「/」は合点か。記録簡であると推定される。「舍人」は舍人のことか。金刺舍人は八世紀後半に伊那郡大領・牧主当「金刺舍人八麻呂」、九世紀後半に埴科郡大領「金刺舍人正長」らが知られている。金刺部は晩見の限り類例をみない。

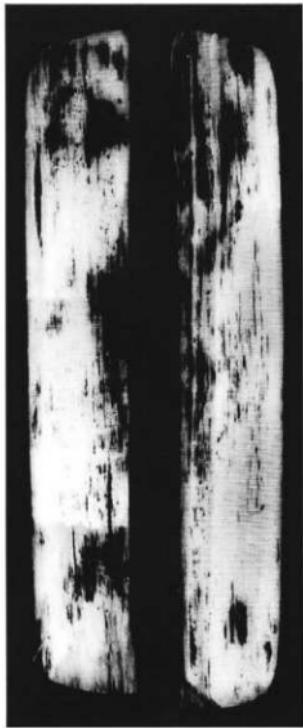
135×21×6 011(001) 板I・ヒノキ属
第五水田対応層 7G

第二節 第四水田対応層出土木簡

図版四



10 (縮尺二分の一)



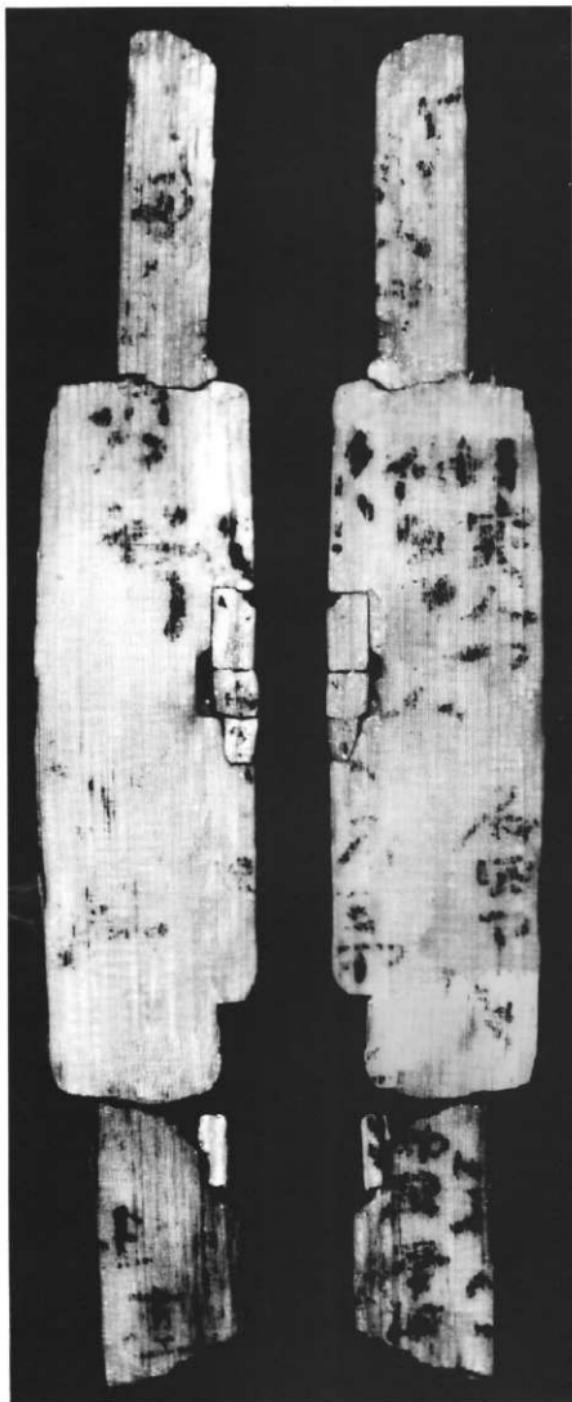
九



二片が接合する。上端は一次的なキリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

三家人部・石田部・他田部などの部姓が記されている。三家人部は『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月丁丑条に「造瓷器生尾張國山田郡人三家
人部乙麻呂」がみえる。他田部は正倉院宝物の天平勝宝四年（七五二）十月上野国調黃施墨青銘に「郡司擬少領无位他田部君足人」とみえるものな
どがある。石田部は常見の限り類例をみない。歴名を内容とする記録箇の一部か。

(273) × 43 × 2 081(A002) 柚・ヒノキ属
セイヨウノミツバト 38・33厘米 80 G



三

□ 郡 □ □ □ □

□ □

使酒人ア刀良

少毅 □

上下端二次的なキリ・オリ。表調整法不明、裏ハギトリ。

酒人部は御野（美濃）国各務郡（大宝二年御野国戸籍、越前国江沼郡山背郷（同郷計帳）等にみえる。少毅は軍團の次官。裏の行の配置からみて、少毅はこの文書の発行責任者を示す可能性があり、酒人部刀良はこの文書の送達のための使者か。

三

「 。

・ 戊戌年八月廿日 酒人ア □ 荒馬 □ 束酒人ア □ ^{〔升〕} □ 束

555 × 37 × 4 011 (200.2) 板1・ヒノキ属
SD7-035 16層 9G

酒人ア

○六ア □ □ □ □ □ □ □ ア □ 人ア □ □ □ □ ^{〔万呂〕} 宍人ア万呂

「 」

上下端は側面ケズリ。表裏面調整法不明。縱方向に二次的なキリ。右側の断片には小さな孔が一つあり、右側面を斜めに成形し、下端はキリ・オリ。その表面は部分的に削られ、文字の大部分が失われている。「年」の上の孔は二次的か。表カットグラス、裏部分的にカットグラス。

冒頭に干支年・月日を記した、大宝令以前の記載様式をもつ木簡。干支部分はやや読み取りにくいが、戊戌年は文武天皇二年（六九八）と判断される。酒人部「荒馬らへの稲の支給」または彼らからの収納を記した記録簡か。裏面には宍人部・六人部等の部姓が記される。宍人部は天平十年度穀河国正税帳にみえる「宍人部身麻呂」等に知られる。

(142) × 39 × 5 081 (600b) 追・ヒノキ属
SD7-035 38 × 39 紙上 8G



三(縮尺二分の一)



四

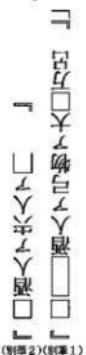


上下端欠損。左側面のみが一次的なサキ。形態は角材状。文字は木簡の幅に収まっている。表裏調整法不明。

「荷」と「」の間に一次利用と思われる墨痕あり。

五

・符 更科郡司等 可□
〔教〕



(別巻2)(別巻1)

(313) × (34) × 4 019(IFFa) 追・ヒノキ属
SD7035 10G

一片からなる。上端はキリ。下端は二次的なキリ・オリ。長い断片の右側面は一次的なサキ、左側面はキリの可能性が高い。復原想定幅約五センチメートル。表ハギトリ。裏は文字を消すためのカットグラス。

信濃国司が更科郡司等に対し発給した国符。本木簡は国符に木簡を使用した初例。命令内容は不明。屋代遺跡群の地は埴科郡に属すが、宛所は更科郡司等となっている。この点については、「延喜式」の郡名記載順のように、更科郡から水内・高井・埴科の各郡へと通送され、埴科郡家ないしその関連施設で廃棄されたものと想定される。物部は信濃国では正倉院宝物の大平勝宝四年(七五二)一〇月「布墨書銘に「物部東人」とみえ、高井・佐久両郡に分布する。裏面は本来の木簡の面を削り替書。

六

・符 余戸里長
・「□」□□

(99) × 35 × 3 019(200a) 追
SD7035 11G

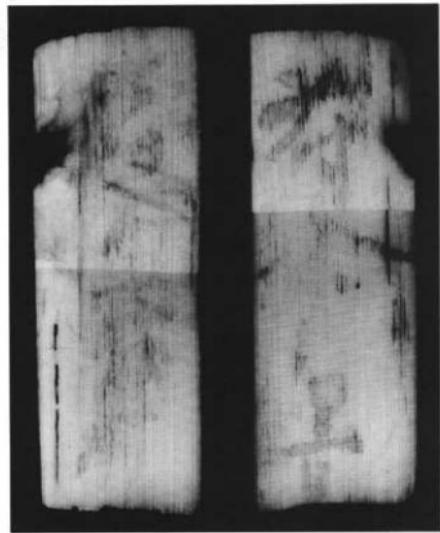
上端は側面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。右上の切り込み状の部分は後からの傷。表カットグラス。廃棄時の文字を消すために加えられたと推定される。裏ハギトリ。

埴科郡司から管内の余戸里長に対して出された郡里制下の郡符木簡。命令内容は不明。「和名類聚抄」では、埴科郡に余戸郷はないが、八世紀前半には埴科郡に余戸里が存在したことを示す。

(134) × (11) × 7 081(200a2) 横
SD7035 16G 9G

第二節 第四水田対応層出土木簡

図版七



一六



一五 (縮尺二分の一)



一四

一七

・三枝ア馬手



上端は平面ケズリ。両側面は二次的なキリ。形態は角材状。表裏の調整法不明。
二枝部は養老五年（七一）下總国葛飾郡大島郷戸籍等に知られる。

一八

(酒)
□人ア小太刀呪

上端は際だって鋭角の圭頭状で側面ケズリ。下端は欠損。表面調整はカットグラス。裏ハギトリ。

一九

酒人ア男□

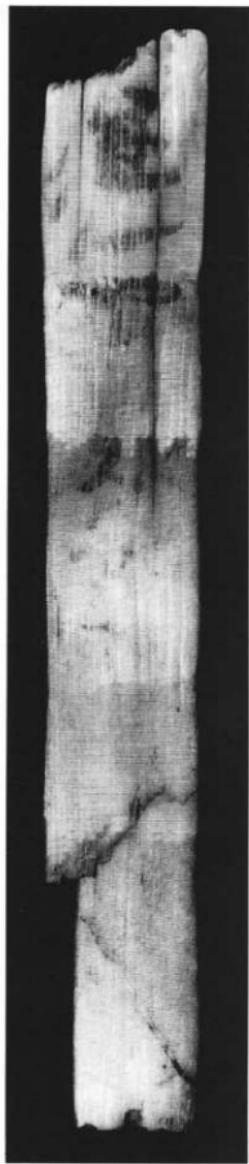
上下端欠損。表裏カットグラス。

(220) × 33 × 3 081(2002) 板II
600-0000 11G

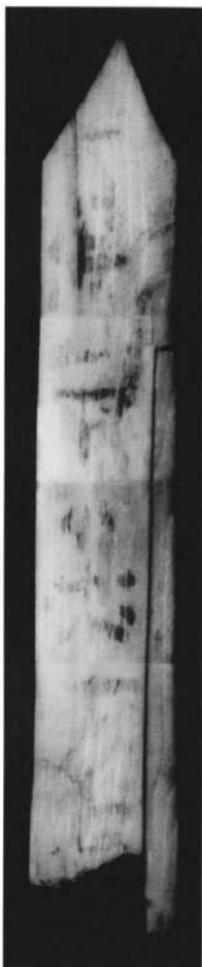
81 × 6 × 4 (065) 板I・ヒノキ属
5000-0000 11G

第二節 第四水田對応層出土木簡

圖版八



一九



二〇



二一

10



上下端は平面ケズリ。右側面は一次的なキリ。表裏調整法不明。

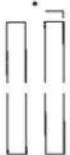
11



上端は平面ケズリ。右側面は一次的なキリ。表裏ハギトトリ。一〇号木簡と同材の可能性が高い。

222 × 43) × 4 011(1,001,1) 板I・ヒノキ属
□G

12



上端は平面ケズリ。右側面は一次的なキリ。表裏ハギトトリ。一〇号木簡と同材の可能性が高い。

(45) × 32 × 6 019(200a) 追・ヒノキ属
□G

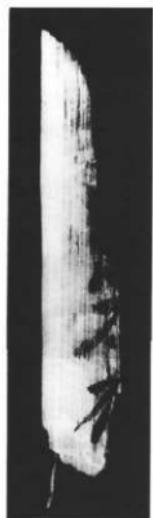
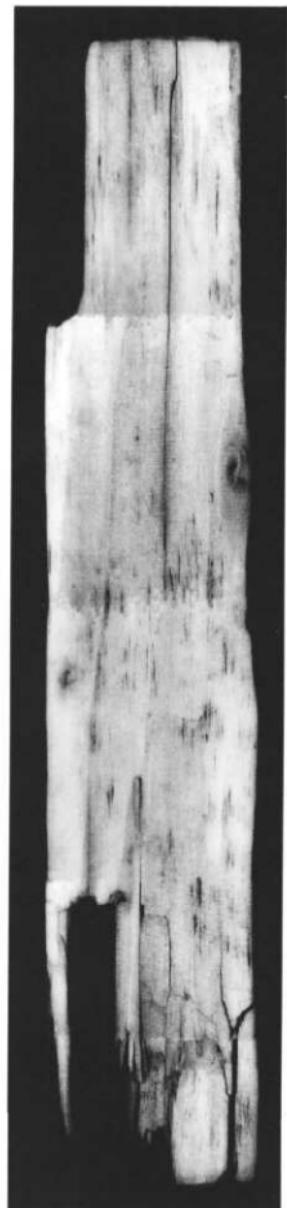
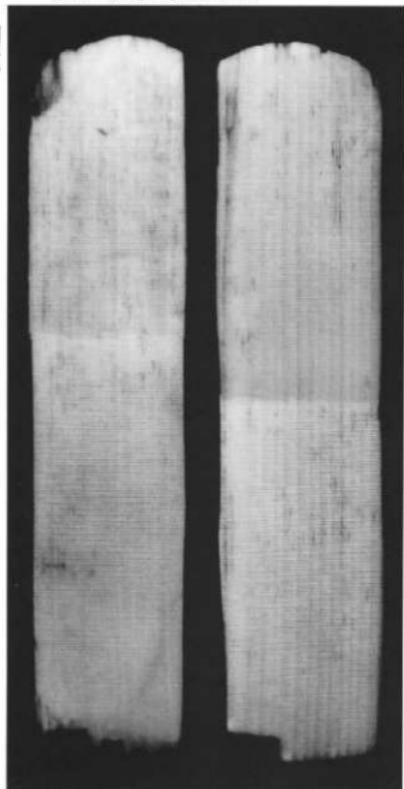
13



上端は側面ケズリ。下端は一次的なキリ・オリ。表は文字を消すためと推定されるカットグラス。裏ハギトトリ。

091 祯
SD70325
11 G

ハギトリ片。



二四



(52) × (17) × 3 081(2002) 板II
S D 7-0-0-0-0-0 11 G

二五



上・下端は欠損。右側面は一次的なキリ、もしくは欠損。表裏カットグラス。

二六



(29) × (35) × 4~6 061 板II
S D 7-0-0-0-0-0 12 G

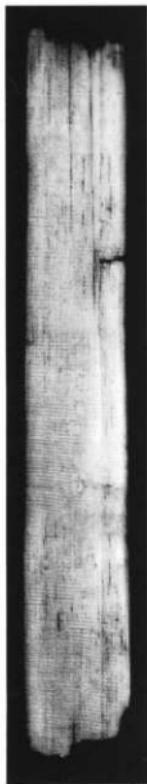
琴形木製品に転用。上・下端に四つずつ突起をもつ。上下各二つ及び中央やや上部に一つの孔あり。表の文字の部分にカットグラス。本来の文字を消して習書。

二七

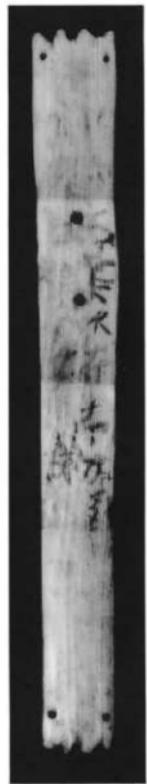


(148) × 21 × 4 081(2002) 板I・ヒノキ属
S D 7-0-4-7 13 G

上下端は欠損。表裏調整法不明。



二七



二六
(縮尺一分の二)



二五



二四

六



一端は圭頭状で先がやや焼け焦げている。他端は欠損。表調整法不明。裏無調整。

五



上下端は欠損。右側面は文字の切断状況から、二次的なキリの可能性あり。表裏調整法不明。

四



上端は一次的なキリ・オリ。下端は剣先状に成形。表裏調整法不明。

斎串に墨書きされたか。

三



上端は圭頭状に成形。下端は欠損。両側面は無調整。表裏調整法不明。裏面は無調整。

斎串に墨書きされたか。

(165) × 17 × 1 061(3002) 追
SD80032 15層上面 16G

(107) × 17 × 2 061(2002) 追
SD80032 15層上面 15G
極・ヒノキ属

(231) × 23 × 4 019(3002) 標
SD80032 21層 14G

第二節 第四水田対応層出土木簡

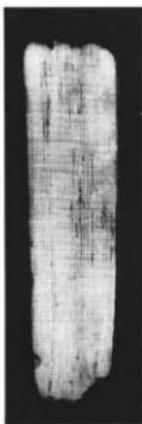
図版二一



三



四



五



六

三

「酒人ア万田郡作人□千□出」
 (定)「奉または本」

上下端は側面ケズリ。向側面は無調整。表カットグラス。裏一部ハギトリ。

文書簡。

三

〔別〕(省人)
 □□□□羅者三日□列有□

上下端は欠損。両側面は無調整。表裏調整法不明。

文書簡か。

三

「□□□□□□□」
 「□□□□等右一身□」
 「□□□□等右一身□」

上端から刃物を入れたハギトリ片。ハギトリ前の中筒の形状が残り、上端はキリ・オリ十側面ケズリ。
 文書簡か。

三

乎□鄉是不里
 (那)

上端は一次的なキリ・オリ。下端は平面または側面ケズリ。表裏調整法不明。
 「乎□鄉」は「和名類聚抄」の更級郡小谷(平京奈)郷に比定されるが。

(202) × (30) × 4 019(b001) 板I
 607-036 (608-036) 3-4層対応) 17G

(307) × 38 × 5 081(Z002) 板II
 608-036 3-4層 17G

第二節 第四水田対応層出土木簡

図版二二



三五



三四



三三（縮尺二分の一）



三三

三六

・間郡□「九九九」

・「□□哉」(落款)「□□」

上端は一次的なキリ・オリまたは欠損。下端は平面ケズリ。下端に焼け焦げ。左側面には一次的なキリ。表裏調整法不明。

「間郡」が信濃国内の郡名であるとすれば、「東間郡」にあたり、「東間」の表記は『日本書紀』天武大皇一四年（六八五）一〇月壬午条に「遣^レ釋部朝臣尼瀬、高田首新家、荒田尾連麻呂於信濃、令^レ造行宮、蓋擬^レ幸^レ東間溫湯殿」が見える。平城宮跡出土の衛士関係の木簡や正倉院宝物の天平勝宝四年（七五二）一〇月白布墨書銘には、「延喜式」「和名類聚抄」と同様の表記で「筑摩郡」と見える。別筆部分は習書。

三七

(余)
□□
□□

上下端は欠損。両側面は無調整。表裏調整法不明。断面カマボコ形。

三八

□□

上下端欠損。両側面は無調整。表裏調整法不明。

三九

□時名都□□

木簡からのハギトリ片を木製台（用途不明）に加工したもの。上端に焼け焦げあり。表裏カットグラス。

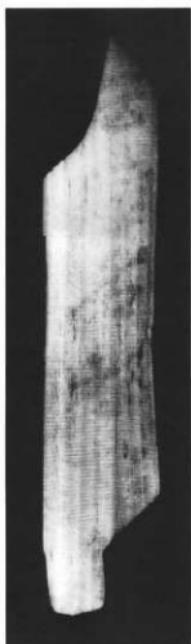
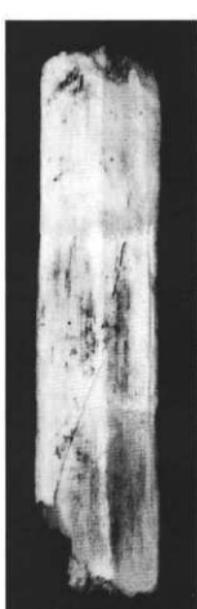
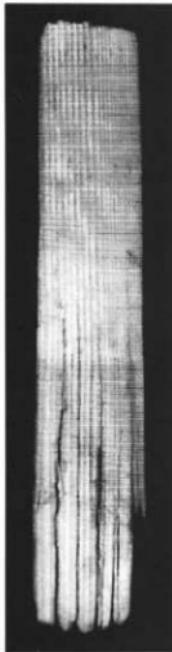
(121) × (23) × 1 065 板Ⅱ

SD07-0336 (SD080338 3~4層対応) 17G

(191) × (21) × 3 019(a004) 板Ⅱ
SD07-0336 (SD080338 3~4層対応) 17G

第二節 第四水田対応層出土木簡

図版二三



四〇

□□

上端は一次的なキリ・オリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

四一

□□

上下端は欠損。左側面は一次的なサキ、もしくは欠損。表裏調整法不明。

四二

□□□□□

上下端は欠損。表裏調整法不明。

斎串に墨書きされたか。

四三

□別〔了領〕
以□人□□請申今月十

□長□□今要用依□

上端は欠損。下端は一次的なキリ。左右側面は無調整で一部にキリ。表裏調整法不明。
「請申」などの文言から、文書簡の一部と考えられる。

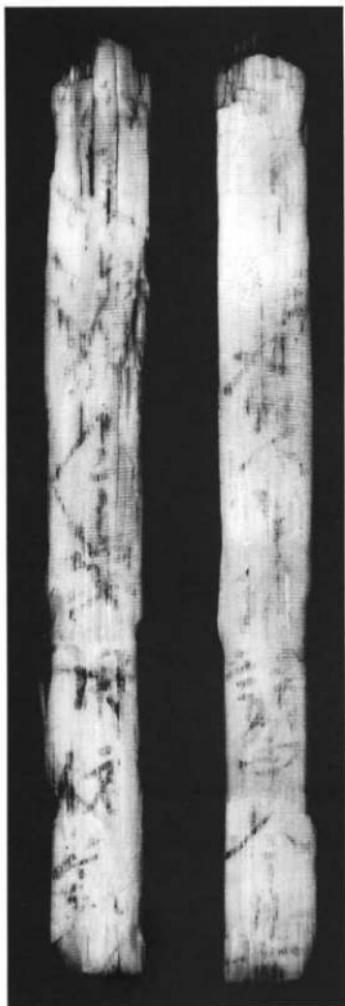
(105) × (14) × 4 061(Z002) 板I・セミ属
0.00000000 1張 12G

(190) × (20) × 4 081(Z00A) 板II
0.00000000 20G

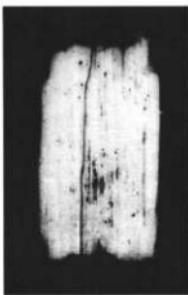
(83) × 29 × 3 081(Z002) 駕
8.0-0.036 12G

第二節 第四水田対応層出土木簡

図版一四



四三



四四



四五



四六

四

七年十月十四日

上下端は一次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

「七年」は出土遺構の層位から和銅七年（七一四）と推定される。荷札木簡の年月日部分にあたるか。

・ □鳥平人不□□□□□



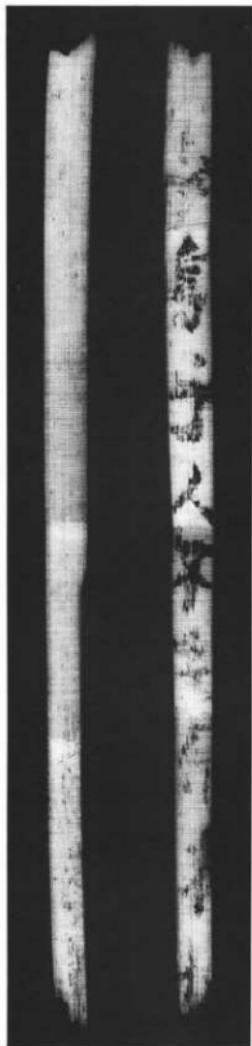
上端は抉り。下端は欠損。右側面は一次的なサキ、左側面は一次的なサキ、もしくは欠損。形態は角材状。表ハギトリ、中央部に一部カットグラス。裏調整法不明。

(131) × 20 × 4 ~ 7 001 (000b) 板 I
SD7039 21G

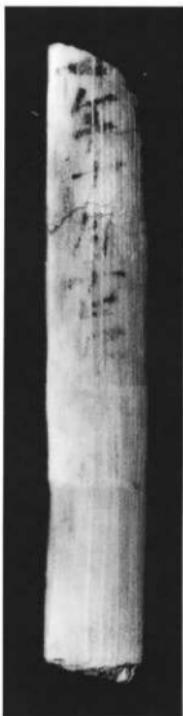
(196) × (10) × 6 ~ 7 019 板 I
SD8040 21G

第二節 第四水田対応層出土木簡

図版一五



四五



四六

第三節 第三水田対応層出土木簡

・「乙丑年十一月十日酒人

(132) × (36) × 4 019(100Z) 板I
SD7030 最下層 22G

・「他田舍人」古麻呂

(81) × (17) × 4 081(200Z) 板I
SD7030 最下層 22G

上端はキリ・オリ+側面ケズり。下端は欠損。左側面は欠損、上部は焼け焦げ。表裏調整法不明。

冒頭に干支年・月日を記した大宝令以前の記載様式をもつ木簡。乙丑年は大智天皇四年（六六五）。裏面の「他田舍人」の部分が他と異筆と思われる。他田舍人は正倉院宝物の天平勝宝四年（七五一）白布墨書銘にみえる筑摩郡の「郡司大領外正七位上他田舍人古麻呂」等が知られる。

(回)



四七



・ □ □ □



四八

上下端は欠損。右側面は一次的なサキ、もしくは欠損。表裏調整法不明。

□□□

四九

上下端は欠損。右側面は一次的なキリ、もしくは欠損。表裏調整法不明。

(108) × (25) × 3 081(200Z) 板I・ヒノキ属
SD7030 最下層 22G

第三節 第三水田對応層出土木簡

図版二六



四七



四六



四八

界

五〇

□五十五束 小□

上端は欠損。下端は側面ケズリ。表カットグラス。裏調整法不明。
束は穀稻の単位。山摹ないし田柵などに関係するか。

□六段貲

上端は欠損。下端は欠損もしくはキリ。左側面は一次的なサキ。表調整法不明。裏無調整。

貯得に関連する記載とすれば、段は布の単位か。

五一

「□□郷□□□人マ小□ □□□稲一束十月」
(株) (里)

上端は平面ケズリと側面ケズリ。表ハギトリ。裏無調整。

稲一束を貯進したことを示す郷里制下の荷札木簡か。

349 × 28 × 9 051 (2005) 柱
330 330 330 330 330 330

130 × 17 × 2 081 (ZFOZ) 柱
330 330 330 330 330 330

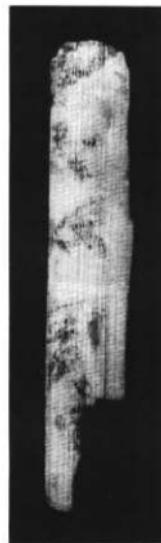
349 × 28 × 9 051 (2005) 柱
330 330 330 330 330 330

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版一七



五一
(縮尺二分の一)



〇五



四九

三



上端は平面ケズリ。下端は欠損、もしくはキリオリ。表裏調整法不明。

四



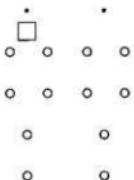
上下端は欠損。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。

「□マ鳩手戸□□」を戸主名+戸口名の記載とすれば、剣先状と推定される形態と合わせて荷札木簡と考えることができる。

五



(鷺または駕)



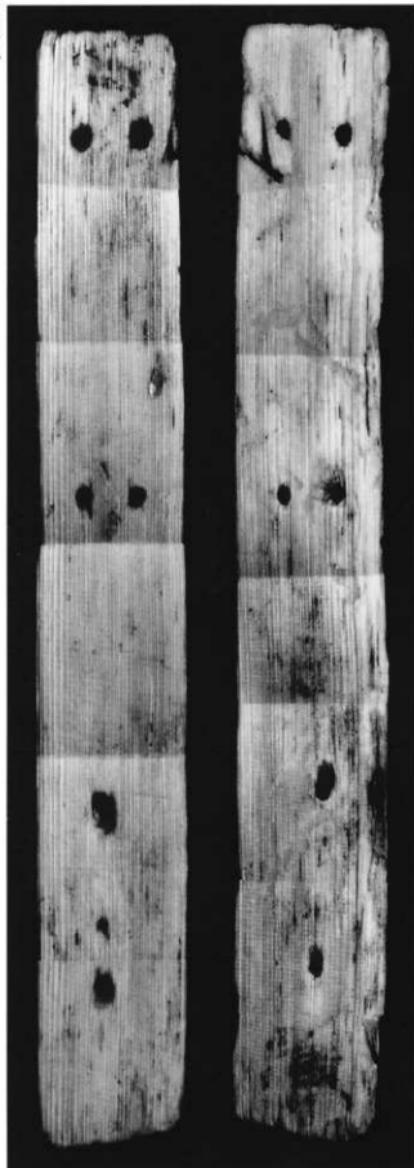
225×30×4 065
SD8028 5層 追
G

木製品（用途不明）に墨書。六つの穿孔あり。上下端は平面または側面ケズリ。表裏調整法不明。裏山上端焼け焦げ。

(230) × 26 × 5 019(1400Z) 5層 23G
SD8028 5層 23G 柚・ヒノキ属

第三節 第三水田対応層出土木簡

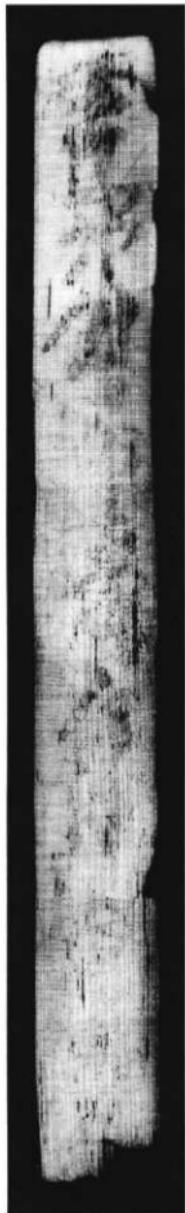
図版一八



五四



五三



五二

五



上端は平面または側面ケズリ。下端は平面ケズリ。左右側面は無調整。表裏調整法不明。

五



上下端は欠損。左側面は二次的なキリ、もしくは欠損。表調整法不明。裏無調整。

五



上端は欠損。表裏調整法不明。

五

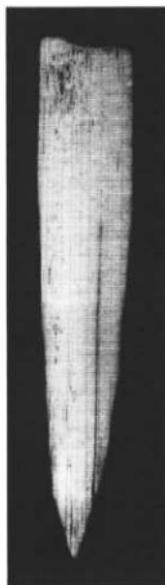


(45) × (20) × 3 0.81(20.0Z) 板一
S D S O O C O O S O 5層 23G 追

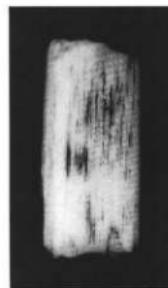
上端は圭頭状に成形。下端は欠損。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。
斎串に墨書きされたか。

第三節 第三水田対応層出土木簡

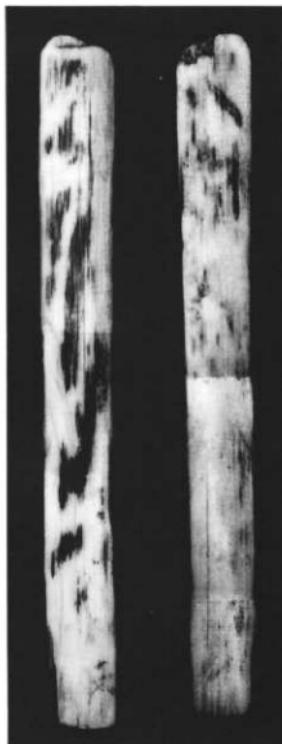
図版一九



五七



五六



五五



五八

五九A



長谷
五九B

布
〔ア 小〕
□□龍布三

A	(310) × (73) × 0.5	SD7030	13層	24G	追
B	(132) × (53) × 0.5	SD7030	13層	24G	追

Aは上下端欠損。表裏調整法不明。Bは上端欠損。表裏調整法不明。
人名と数量と「布」を列記している。Aの下端は裏面を内側にして反っている。曲物側板様の非常に薄い材を使っているが、転用品であるかどうかは判断ができない。



五九A（縮尺二分の一）



五九B（縮尺二分の一）

六〇

- ・信濃國□更科郡□□□
(通) (往)

□□人□□富 石□
(文)

戸□石田ア□□ □□□

上下端は調整法不明。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。表面右上部分の厚さ一分の一程度が三角形に切り取られている。右ト部分も断面の観察から同様に加工した可能性がある(第四章参照)。下端裏面やや焼け焦げか。
「信濃國」は信濃国の軍団か。裏に人名がみられる。

六一

- ・長等 □

□ □ □

上下端は一次的なキリ・オリ。左側面は一次的なキリ。表裏調整法不明。
「長」が里長または郷長をさすとすれば、「長等」は郡符木簡の宛所を示すか。

(72) × (18) × 3 087(a00a) 追
6.5×7.0×3.0 8層 25G

六二

- ・「等信郷和町」□□ □□

六三

- ・「等信郷和町」□□ □□

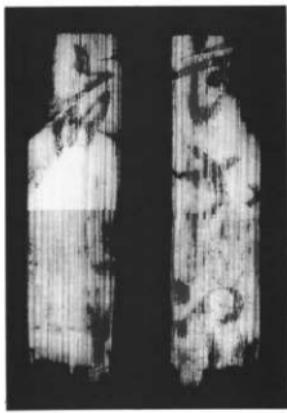
神龜
(111)

(297) × (16) × 5 065
6.5×7.0×3.0 8層 25G 板I

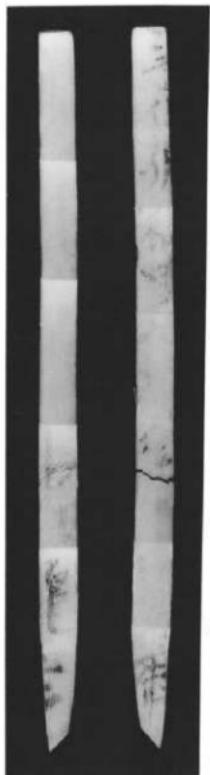
木製品(用途不明)に転用。上端は平面ケズリ。下端は一次的なキリ。右側面は一次的なキリ。表裏調整法不明。
名古屋市立博物館本『和名類聚抄』では「當信」郷を「タウシナ(とうしな)」と訓んでおり、「等信郷」はこれにあたる。神龜二年は七一六年。
荷札木簡か。

第三節 第三水田対応層出土木簡

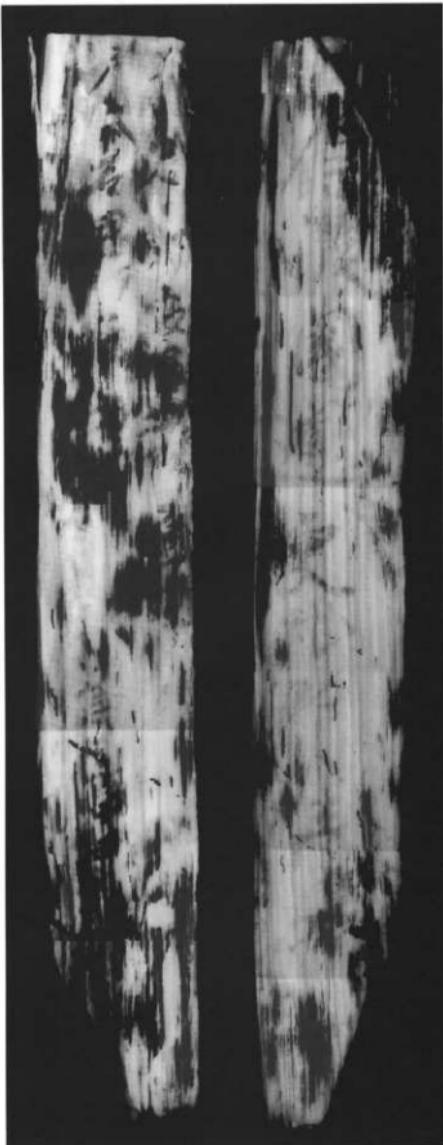
図版二二



六一



六二（縮尺二分の二）



六三

六三

万呑桶一束

(120) × (17) × 4 651(1005) 追
SD7-030 8層 25G

上下端は欠損。左側面は二次的なキリ。上部焼け焦げ。表調整法不明。裏無調整。
桶一束の支給または、納入に關わる木簡か。

六四

「□」大□□□□□□

210 × 19 × 3 651(1005) 追
SD7-030 8層 25G

上端はキリ・オリ+平面ケズり。両側面は無調整。表裏調整法不明。

形態から荷札木簡か。

六五

「□□□

(82) × 20 × 5 619(1002) 追・ヒノキ属
SD7-030 8層 25G

上端は平面ケズり。下端は欠損。表調整法不明。裏無調整。

六六

「□□□

(135) × 21 × 8 659(1004) 板I
SD7-030 8層 25G

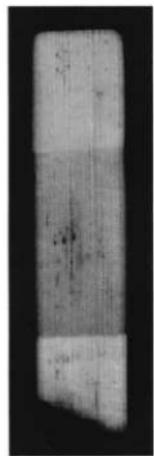
上端は側面ケズり。下端は二次的なキリ・オリ。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。

第三節 第三水田対応層出土木簡

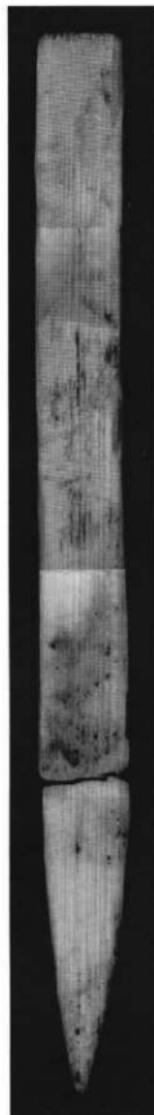
図版二二一



六六



六五



六四



六三

六七

「□」

122 × 20 × 5 032(1601) 追
SD7-030 8層 25G

上下端は側面ケズリ。右側面上部は欠損。左側面上部に「丁」型状の切り込み。右側面上部も同様の切り込みがあったと思われる。表裏調整不明。
形態から荷札木簡か。

六六

「□□□□□□□□□□□□□□□□」

(157) × 21 × 1 ~ 3 019(2002) 追
SD7-030 8層 25G

上端は側面ケズリ。下端は欠損。表一部ハギトリ。裏ハギトリ。

さわめて特異な字体。材質、法量から七〇号と同一木簡の可能性あり。

六五

「長谷里若帶マ首」

上端は側面ケズリ。下端は焼け焦げ。表裏調整法不明。

記載様式と形態から荷札木簡と考えられる。「和名類聚抄」には「信濃國に長谷郷はない。若帶部は大宝二年(701)の御野国戸籍等に知られる。

六四

「□用」

(164) × 20 × 2 019(2001) 追
SD7-030 8層 25G

上端は欠損。下端は平面または側面ケズリ。表裏調整法不明。六八号と同一木簡の可能性あり「用」は「開」の異体字。

六三

「□用」

(164) × 20 × 2 019(2001) 追
SD7-030 8層 25G

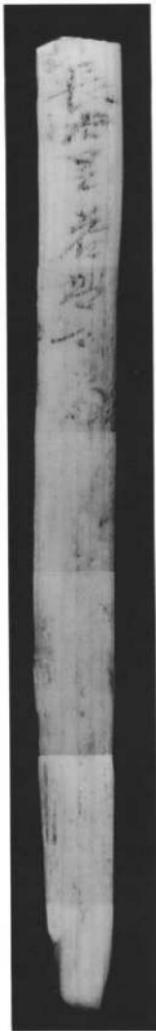
上端は欠損。下端は平面または側面ケズリ。表裏調整法不明。六八号と同一木簡の可能性あり「用」は「開」の異体字。

第三節 第三水田対応層出土木簡

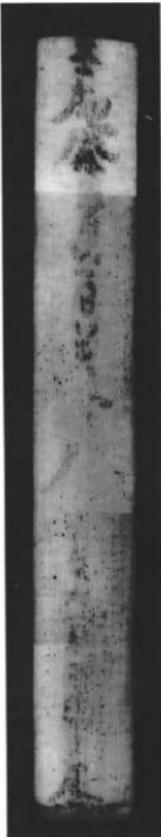
図版三



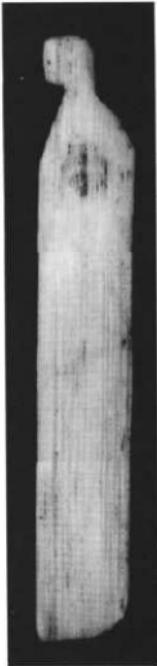
六九



七〇



七一



七二

七

□事□□□□□□□□□□□□□□□□
 (書生) □一人令急□□
 (380) × (56) × 4 36G 票
 SD800200 2層・3層・4層 27G

十七日卯時□
 主帳

本製品（用途不明）に転用。三断片が現存。上端は欠損。下端は「一次的な側面ケズリ」。左側面下部は「一次的なハギトリ」。表裏カットグラス。
 文書木簡。表は事書以下の部分が残る。裏の「主帳」は郡司または軍団の官職名。行の配置からみて、「主帳」はこの文書の発行責任者と考えられる。「十七日卯時」に発行されたものか。

三

□六郷高家里戸主守マ安万呂戸口

(188) × 25 × 5 051(1005) 追・ヒノキ属
 SD80200 4層 27G 板II

上端は側面ケズリ。下端は欠損。両側面は無調整。両側面上部「□」型状切り込み。表調整法不明。裏無調整。
 記載様式と形態からみて郷里制下の荷札木簡。守部は大宝二年（701）の御野国戸籍等にみえる。

三

□山柏寸里物マ乙見女

175 × 20 × 2 ~ 5 051(1005) 追・ヒノキ属
 SD80200 4層 27G

上端はギリ・オリ+平面ケズリ。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。
 記載様式と形態からみて荷札木簡。女性名を記した荷札木簡としては平城宮・長岡京の春米・穀の付札などがある。「□山」は『和名類聚抄』にみえる埴科郡の「船山」郷のことと、ここでは「郷」が略されていると考えられる。現在の更埴市坂町、鎧物師屋付近に「舟山」の小字が残り、埴科郡戸倉町に「小舟山」がある。「柏寸」は「○○号では「柏村」とみえる。

□舟

□山柏寸里物マ乙見女

□舟

第三節 第三水田対応層出土木簡

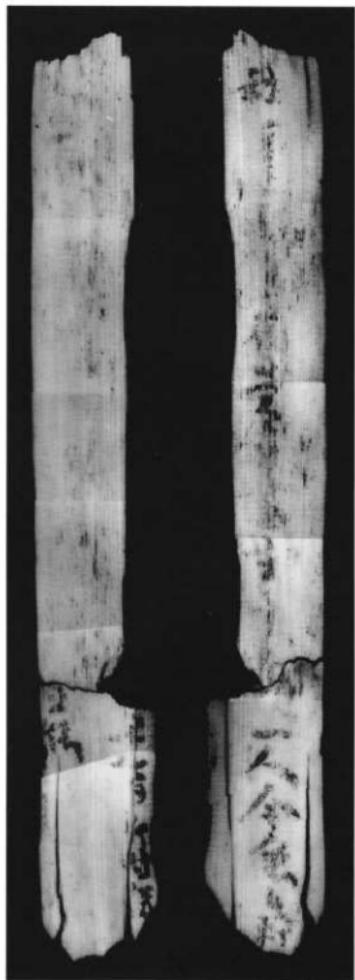
図版一四



一四
一



一四
二



七一 (縮尺二分の1)

古

「信濃国」更科郡余□
(1)

(186) × 39 × 5 039(360) 追・ヒノキ属
S D 800200 4層 27G

上端は側面ケズリ。下端は一次的または二次的な側面ケズリ。右側面上部「く」型状切り込み。左側面上部は欠損。右側面上部と同様の切り込みがあつたと推定される。表裏調整法不明。

「信濃国」と「更科郡……」は異筆。「更科郡……」の行が中央に位置するのに対し、「信濃国」はやや左に寄る。また、「国」と「更」の間が接していることから、「国」の後に「更」が書かれたとは考え難い。あらかじめ上部をあけて「更科……」を記し、のちにその空白部分に「信濃国」を追記したと判断した。「和名類聚抄」によれば更級郡には余口郷はない。

古

「小長谷マ」「鳥麻呂」
(1)

189 × 15 × 2 051(1005) 純
S D 800200 4層 27G

上端はキリによる成形。左側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。
記載様式と形態からみて荷札木簡。小長谷部は、信濃国では松本市下神遺跡出土の八世紀前半の須恵器杯に墨書きされた「小長谷部真□」や、正倉院宝物の天平勝宝四年（七五二）の白布墨書銘にある筑摩郡山家郷の「小長谷部尼麻呂」等が知られる。

古

「屋代郷□」
(1)

115 × 18 × 4 039(260) 純
S D 800200 4層 27G

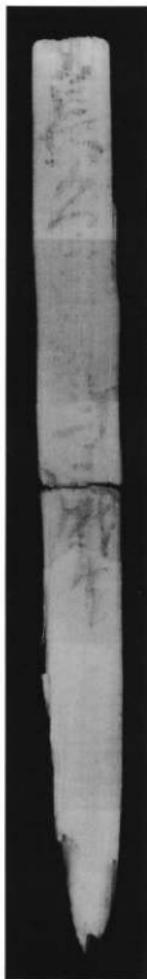
上端は平面ケズリ。下端は欠損。表裏調整法不明。両側面上部に緩い「く」型状切り込み。
記載様式と形態からみて荷札木簡と考えられる。「和名類聚抄」では屋代郷は埴科郡に属す。

第三節 第三水田対応層出土木簡

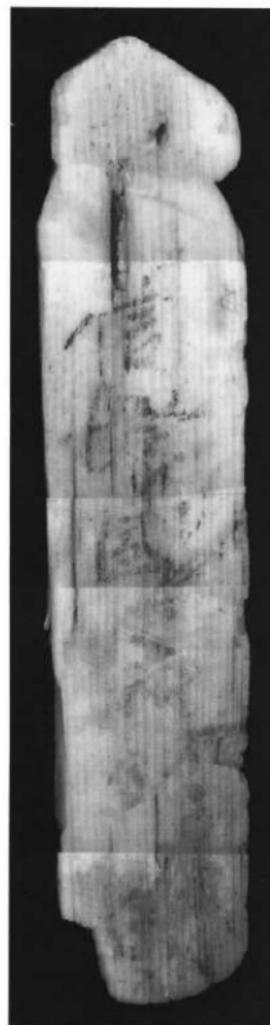
図版
三五



七六



七五



七四

七



上端は欠損。下端は側面ケズリ。表裏調整法不明。

記載様式と形態からみて荷札木簡と考えられる。「三束」は人名かまたは数量か。

六



上端は二次的なキリ・オリ。左側面は一次的なサキ。表裏カットグラス。

出字または田租などに關わる文書木簡か。

五



上端はキリによる成形。表裏調整法不明。裏無調整。

記載様式と形態からみて荷札木簡と推定される。「船山」は『和名類聚抄』にみえる船山郷をさす。

四

- 「□□□□」
- 「□□□□」

上端は平面ケズリ。下端は欠損。左右側面は欠損もしくは一次的なキリ。

(76) × (16) × 4 019(3FFZ)
SD8028 4層 27G

193 × 18 × 5 051(1005)
SD8028 4層 27G

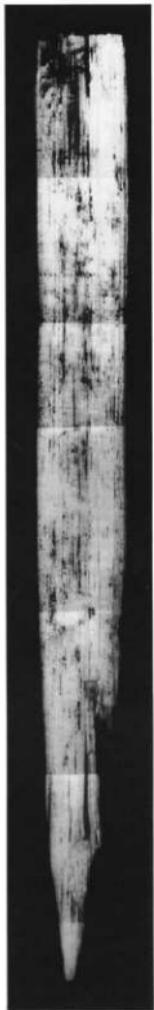
(136) × 16 × 3 019(2003)
SD8028 4層 27G
柱

第三節 第三水田対応層出土木簡

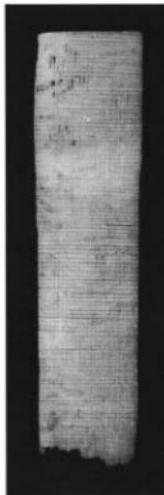
圖版二六



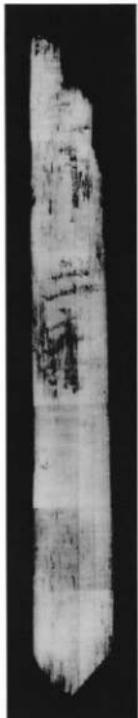
一〇



一一



一二



一三

八

「九ミ^(六)
□□□一^(六)
□□七^(六)
□□六十三^(七九)
六九五^(九)
□九冊^(五)
四九卅^(九)
三九廿七^(九)
二九十八^(八)

「□九如□^(六)
八ミ^(六)
□十四^(六)
七□^(八)

五八冊^(一)
□□^(一)
三八□^(升)
二八十六^(升)

上端は側面ケズリ。下端は欠損。表調整法不明。裏は無調整。

表には九九の九の段が、九九八十一から始まって二九十八まで記される。裏には同様に八の段が記される。内容から判断して下端の欠損はわずかであると考えられる。

八

「□□□□
□□□」

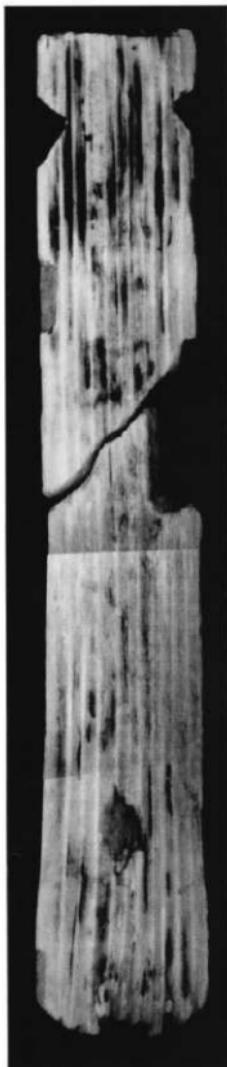
上端はキリ・オリ+平面ケズリ。下端は側面ケズリ。両側面上部「く」型状の切り込み。表裏調整法不明。
形態からみて荷札木簡。

294 × 36 × 9 0.32(602)
SD8028 4層 27G
板II

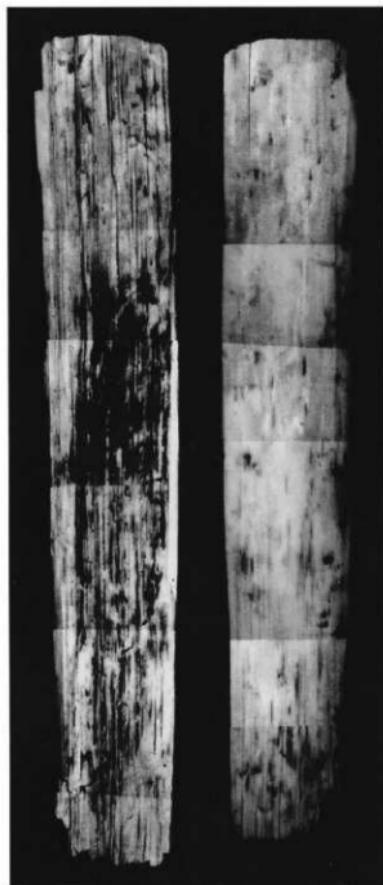
(335) × 55 × 5 0.19(1002)
SD8028 4層 27G
板I・ヒノキ属

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版一七



八二



八一（縮尺二分の二）

八三



(75) × 24 × 3 039(1602) 杠
上端はキリ・オリ+平面ケズリ。下端は欠損。両側面上部は「く」型状の切り込み。表裏調整法不明。

八四



上端は欠損。下端は一次的なキリ・オリ。表ハギトリ。裏調整法不明。

八五



上端は一次的なキリ・オリ。下端は欠損。両側面は一次的なキリ、もしくは欠損。表調整法不明。裏無調整。

八六



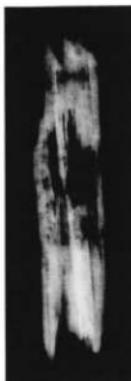
(75) × (14) × 4 081(bFFZ) 板一
0100000000 4層 27G

上端は平面および側面ケズリ。下端は側面ケズリ。表裏調整法不明。
形態からみて荷札木簡。下部は一行に割書きされている。

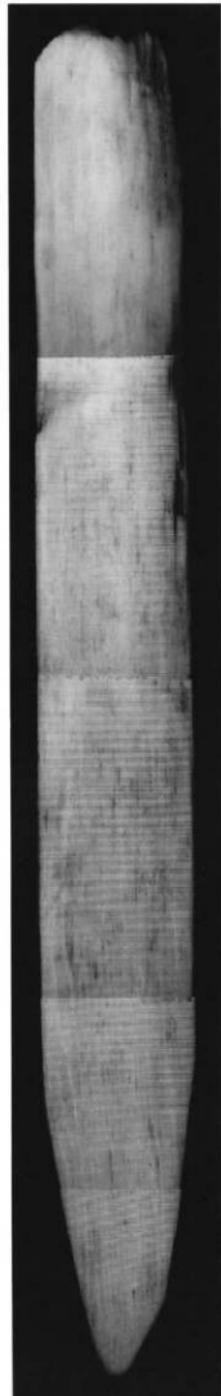
274 × 33 × 3 057(2005) 板一
0100000000 4層 27G

第三節 第三水田対応層出土木簡

圖版二八



八五



八六



八三



八四

八

「五月升日 稲取人
金刺マ若侶升□^(束)

金刺マ兄□

九十升卅

□人人 人酒人人マ□是□^(是)
見諸 遠道述為為

金刺舍人是人人

上端はキリ・オリ+側面ケズり。下端は欠損。表裏ハギトリ。

表は五月二十日に稲を金刺部若侶らに支給したことを記したと思われる記録簡。五月という季節から、夏五月の山芋である可能性が高い。裏は別筆で習書と考えられる。

六

「金刺マ□□□□□□□
□□□

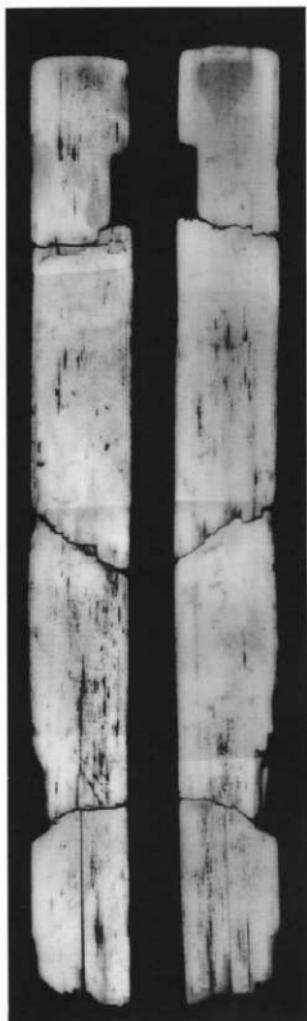
上端は側面ケズり。下端は欠損。表裏調整法不明。

(383) × 55 × 4 019(3902) 板I・ヒノキ属
SD07032 (SD8028) 3層対応 28G

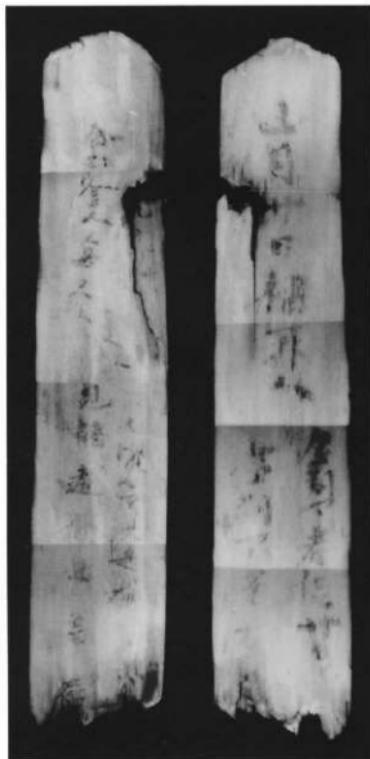
(384) × 40 × 4 019(2002) 桧・ヒノキ属
SD8028 3層 28G

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版二九



八(縮尺一分の二)



八七(縮尺一分の二)

八〇

□ 老 島 □

上下端は欠損。表カットグラス。裏ハギトリ。

九〇

・「船山郷井於里戸主生王マ小萬戸口

養老七年十月

上端はキリ・オリ側面ケズリ。下端は欠損。両側面は無調整。表裏ハギトリ。

記載様式からみて郷里制下の荷札木簡。生王部は王生部、生部、生王部、乳部とも書き、全国的に分布する。「生王部」と表記する例に上野国分尼寺跡出土と伝えられる平瓦に「生王」とへら書きされているものがある。養老七年は七二三年。

九一

「當斗郷 □ □ 里 □ □」

上端は平面ケズリ。下端は側面ケズリ。表裏調整法不明。

形態と記載様式からみて郷里制下の荷札木簡。「二字目は属の部分の面が荒れでいて確認できないが、旁が「斗」と読め、「當料」と推定される。六二号にみられる「等信郷」と同郷と考えられ、同様に「タウシナ」と訓んだと推定される。

九二

養老七年十月十一日

上端は欠損。下端は側面ケズリ。表調整法不明。裏無調整。

形態からみて荷札木簡と推定でき、その年紀部分にあたるか。養老七年は七二三年。

(45) × 32 × 4 081(2002) 板I・ヒノキ属
SD7-0321 (SD800210 3層対応) 28G(125) × 25 × 2 019(1902) 追
SD800228 3層 28G(173) × 12 × 4 057(1005) 追・ヒノキ属
SD800228 3層 28G(130) × 27 × 4 059(2005)
SD800228 3層 28G 板II

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版二〇



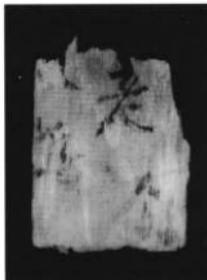
九三



九一



九〇



八九

九三

今□(急)

(66) × (32) × 4 065 板1・ヒノキ属
28G 3層 28G
木製品(用途不明)に転用。下端は欠損。表調整法不明。裏無調整。

九四

空□

□

木製品(用途不明)に転用。

九五

(古)

□ □ □

琴柱に転用。表裏調整法不明。

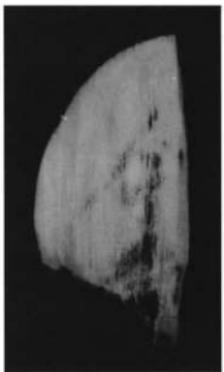
(39) × (15) × 5 067
28G 3層 28G
板1・ヒノキ属

第三節 第三水田対応層出土木簡

一一〇図



九三



九三



九四

丸



上端は欠損。下端は一次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

丸



上端は欠損。下端は一次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。裏無調整。

丸



上端は欠損。右側面は欠損もしくは一次的なキリ。表裏調整法不明。裏無調整。

丸



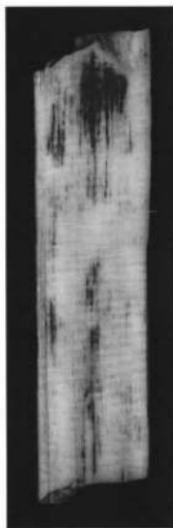
上端は一次的なキリ・オリ。下端は欠損。表裏調整法不明。裏無調整。

(89) × 20 × 2 081(200a) 追・ヒノキ属
SD800200 3層 28G
(100) × 23 × 2 081(200a) 追・ヒノキ属
SD800230 3層 28G
(64) × 12 × 2 081(600Z) 追・ヒノキ属
SD700000 (SD800200 3層対応) 28G

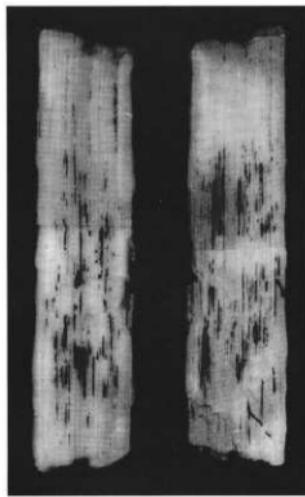
極・ヒノキ属

第三節 第三水田対応層出土木簡

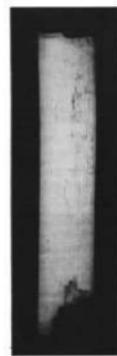
図版二二一



九七



九六



九九



九八

100

「船山柏村里戸主他□□人八□」
(田舎)

上端はキリ・オリ+平面ケズり。下端は一次的なキリもしくは欠損。表裏調整法不明。

形態と記載様式からみて郷里制下の荷札木簡。「船山」は「和名類聚抄」に見える船山郷のことで、七三号と同様に「郷」を省略したものと考えられる。

101 「蘿□」「布布布布布布布□」



常□

(228) × 28 × 3 019(200a) 追
SD7-0300 29G

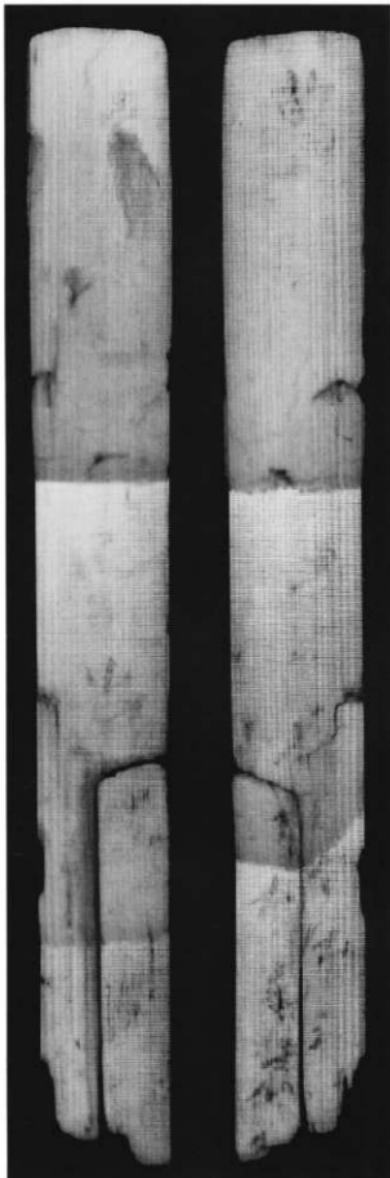
上端は側面ケズり。下端は一次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

「蘿」は甘葛（アマズラ）か。山形県遊佐町大坪遺跡で九世紀頃のアマズラ二段を造上する木簡が出土している（財團法人山形県埋蔵文化財センターアマズラ第一次発掘調査報告書）一九九五）。「布」の習書がみられる。

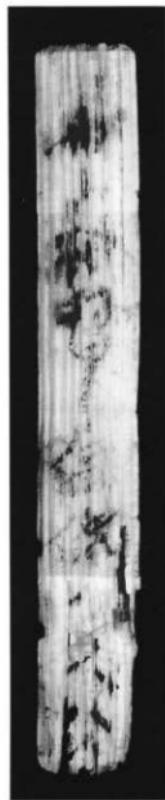
(150) × 22 × 2 ~ 4 019(100c) 追・ヒノキ属
SD7-0300 29G

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版三



10



100

101

・ (束)
□間郡束□

・ (悲)
□

木製品(用途不明)に転用。表裏調整法不明。

題義軸の頭部のような形態を呈している。三六号と同様に「□間郡」は「東間郡」にあると考えられる。「束□」は郷名か。ただし「和名類聚抄」には「東間郷」はみえない。

101

(家)
□□□

上端は平面もしくは側面ケズり。下端は欠損。左側面は一次的なキリもしくは欠損。表裏調整法不明。

(215) × (28) × 2~5 019(100Z) 板一
010-030 29G

101

□□□

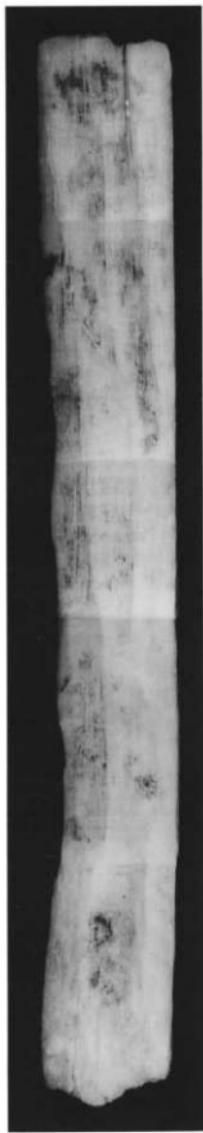
ハギトリ片。

091 板
010-030 29G

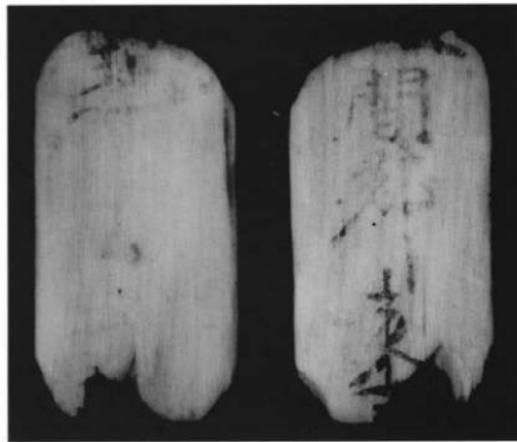
(80) × 40 × 5 065
010-030 29G

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版三四



101



102



103

104



木製品（用途不明）に転用。上端は側面ケズリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

「弱口」⁽⁺⁾ 四口 男□ 女七 □

(97) × 17 × 3 019 道
6.00000000 30

上端は平面ケズリ、下端は一次もしくは二次的なキリ。右側面に「V」型状及び「V」型状の切り込みがあると推定される。表裏調整法不明。

104

マ石口

(100) × 19 × 4 029(300a) 横
6.00000000 30

上端は一次的なキリ・オリ。下端は側面ケズリ。表調整法不明。裏無調整。
形態からみて荷札木簡か。

「□□□山邊」^(里) (強)

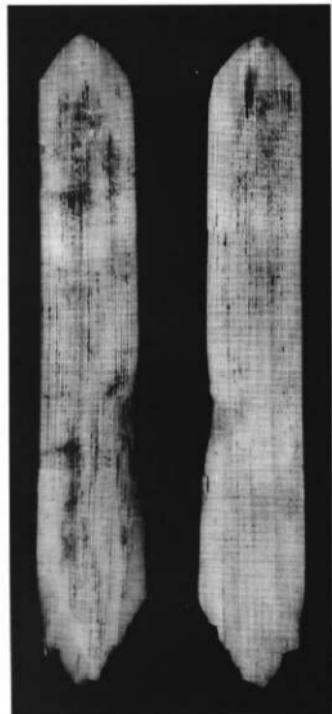
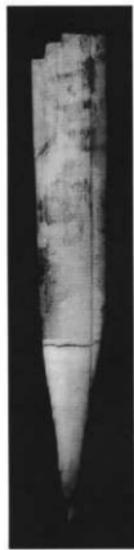
(200) × 19 × 4 029(300a) 板II
6.00000000 30

上端は側面ケズリ。下端は一次的なキリ・オリ。両側面は無調整。表裏調整法不明。
形態と記載様式からみて荷札木簡。「山邊」は質頭の「□□□」が郷名とすれば、郷里制トの里名か。

105

第三節 第三水田対応層出土木簡

圖版三五



[〇九]



上端は二次的なキリ・オリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

[一〇]



(115) × 30 × 7 081(2002) 追・ヒノキ属
SD0000200 2面 30G

(135) × 17 × 5 019(1-003) 追
SD0000200 2面 31G

「伊蘇郷」は「和名類聚抄」にみえる磯部郷のことか。記載様式からみて荷札木簡と考えられる。

[一一]



上端は平面ケズリ。下端は一次的なキリ。表裏調整法不明。

(48) × 17 × 4 028(2002) 板 I
SD0000200 2面 31G

「多里」は、『和名類聚抄』の埴科郡に英多郷がみえるが、出土層位からみて、郷里制下の里名の一部にあたるか。

[一二]

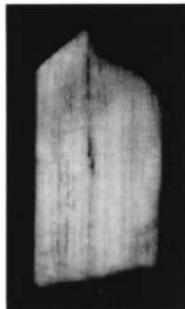


(53) × (26) × 4 019(3FFA) 桦・ヒノキ属
SD000200 2面 31G

上端は平面または側面ケズリ。下端は一次的なキリ。文字の切斷状況から両側面は一次的なサキ。表裏調整法不明。

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版三六



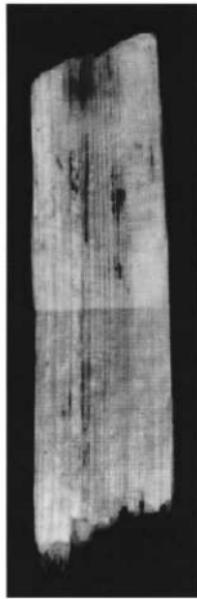
一一一



一一二



一一〇



一一一

二三

(墨線)

上端は欠損、下端は一次的なキリ。両側面は欠損または一次的なキリ。表調整法不明。裏無調整。

墨線があるが、文字としては読み取れない。

二四

符 屋代郷長里正等 匠丁^(神)糧代布五段勘夫一人馬十二疋

□宮室造人夫又殿造人十人

敷席一枚 銀升 芹升

32G

(392) × 55 × 4 0.9(1,000a) 粢・ヒノキ属
SD7031 32G

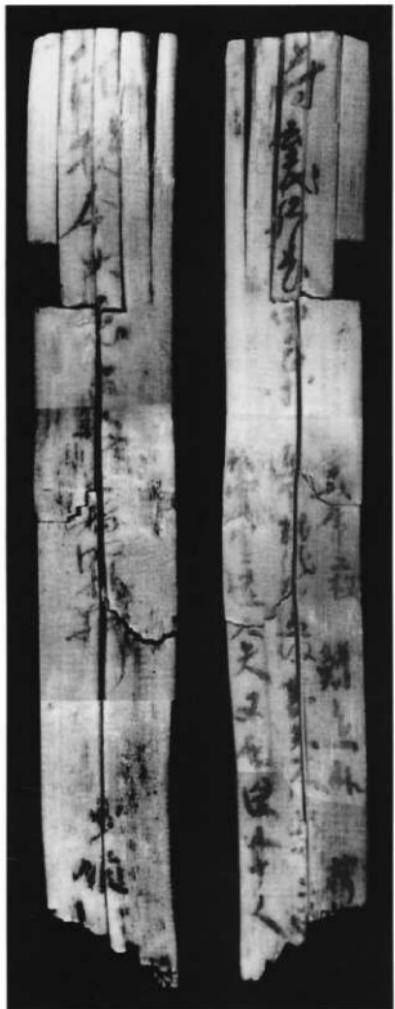
□物令火急召 □者宜行

少領

上端は平面ケズリ。下端は一次的なキリ・オリ。表ハギトリ。裏調整法不明。

埴科郡司から屋代郷長里正等に宛てた郷里制下の郡符木簡。符の内容は物品と人夫の徵免を命じたものである。裏面には施行文言と、符の発行責任者としての郡司の職名「少領」が記される。席(ムシロ)を調達した事例としては新潟県和島村八幡林遺跡出土の「二号木簡(新潟県和島村教育委員会「和島村埋蔵文化財調査報告書第三集・八幡林遺跡」一九九四)」が、轄・疋を調達した事例としては埼玉県小教田遺跡出土の八号木簡(埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第九五集・小教田遺跡「一九九一」)等がある。「糧代布」の事例としては平城京「一条大路出土の木簡に「上野国糧代布」(平城宮発掘調査出土木簡概報)二四 一九九二」とみえる。なお「勘夫」は「堪夫」の誤りか。

(93) × (34) × 3 0.8(ZFPA) 2層 31G



一一四（縮尺二分の二）



一一五

二五

・ □□□□解 申進上東虫 「人入□」
 □□□□□ (升)
 □□□□ □□□ □□□ □□□ □

九 九九 九□

上端は抉り。下端は二次的なキリ・オリ。両側面は二次的なサキ。表カットグラス。裏調整法不明。
 解式の文書簡。表の下部と裏は習書と思われる。

二六

・ □四七升八 □□
 □五七升五 □□□
 □五六升 □□
 □金刺舍人小尼南 □□人□
 南南南南 □ □ 北
 □

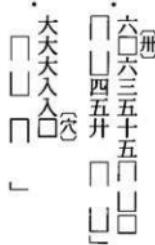
上端は二次的なキリ・オリ。下端の一部にキリ。両側面は無調整。表裏調整法不明。
 表は九九を記す。裏は人名等を記す習書。

(273) × 40 × 8 081(a00B) 板II・ヒノキ属
 SD7031 32G

(369) × (47) × 5 081 造
 SD7031 · SD80228 32G



二七



(199) × (41) × 5 019(B001) 追
SD7031 32 G

六口六三五十五口口
口口四升口口

大大大入入口
口口口口

上端は一次的なキリ。下端は平面ケズリ。表裏調整法不明。
一一六号木簡と同一個体か。

二八

尾張マ口

(66) × (19) × 2 019(B02) 板
SD7031 32 G I

上端は側面ケズリ。下端は欠損。右側面は一次的なキリ、もしくは欠損。表調整法不明。裏無調整。

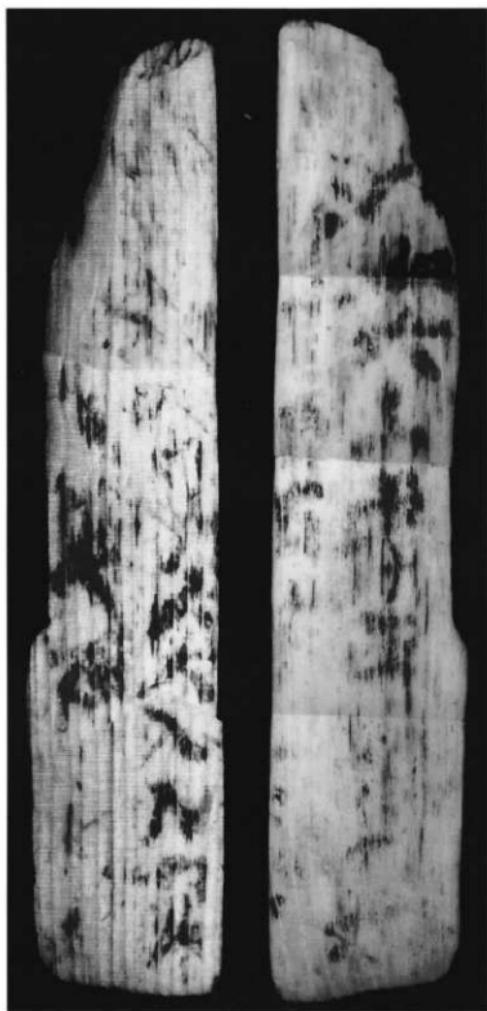
尾張部は秋田城跡出土の一〇号木簡（秋田城跡調査事務所研究紀要II「秋田城出土文字資料集II」一九九一）等にみえる。

第三節 第三水田対応層出土木筒

図版三九



二八



二七

二九

物部



。

上下端は二次的なキリ・オリ。両側面は二次的なサキ。表調整法不明。裏無調整。
一一〇号と同一個体か。中央部に孔がある。

一〇



上下端は欠損。左側面は二次的なキリ。表調整法不明。裏無調整。
一一九号と同一個体か。

一一



木製品（用途不明）に転用。表裏ハギトリ。

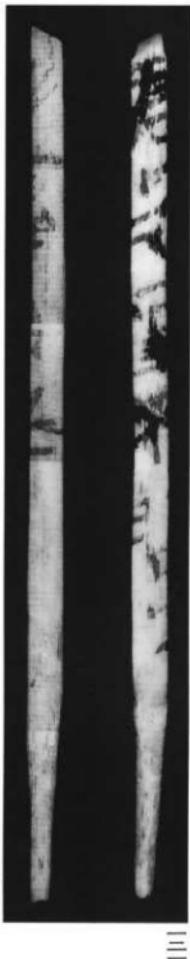
(180) × (8) × 5
33G
605 適

(27) × (11) × 2
33G
68I(200A2) 適

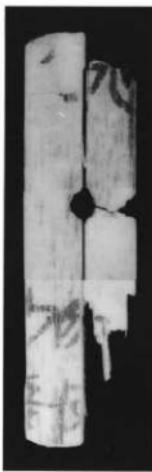
(85) × (22) × 2
33G
67O-0200 適

第三節 第三水田対応層出土木簡

図版四〇



III



II



I

第四節 第二水田対応層出土木簡

「□

上端は側面ケズリ。下端は一次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

(80) × 31 × 4 019(300a) 図一

SD7026 34G

「□□□」

「□□□」

上下端はキリによる成形。表裏調整法不明。断面は三角形を呈する。

129 × 21 × 2 ~ 10 011(001) 図一

SD7026 34G

「□

「□□」

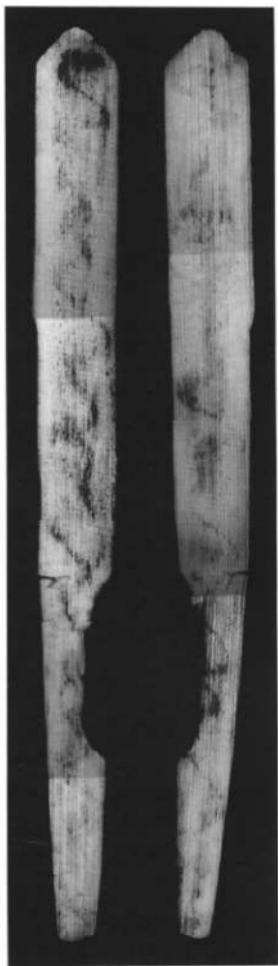
(185) × 18 × 2 061(3002) 杠・ヒノキ属
SD7026 34G

「□□」

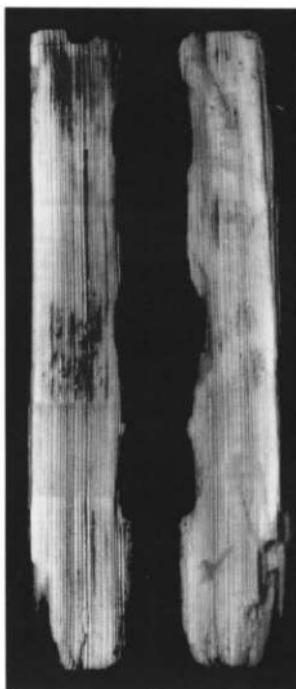
上端はキリによる成形。下端は欠損。表調整法不明。裏無調整。
蛇行した墨線が表裏にある。斎串に墨書。

第四節 第二水田対応層出土木簡

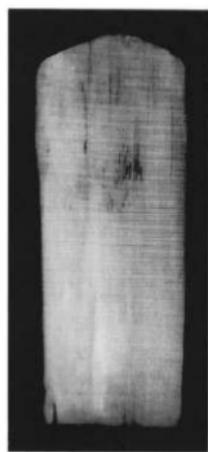
図版四一



一一
一一



一一
一一



一一
一一

二五



上端はキリによる成形。下端は二次的なキリ・オリ。右側面は無調整。表裏無調整。
蛇行した墨線が片面にある。斎串に墨書。

二六



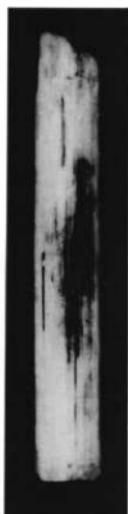
上端は二次的なキリ・オリ。下端は平面ケズリ。左側面は二次的なサキ。表裏調整法不明。

(78) × 18 × 2 061(300b) 24
SD7-026 34G
35G

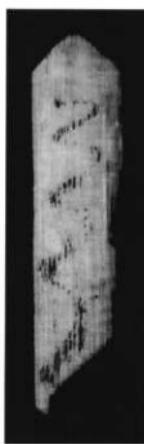
追・ヒノキ属

第四節 第二水田対応層出土木簡

一四四



一四四



一四五

第四章 屋代遺跡群出土木簡の 製作技法と廃棄方法

はじめに

屋代遺跡群から出土した木簡は、「製作」、「使用」の段階を経たのちに「廃棄」された最終の姿を呈している。本章では考古資料としての木簡の「製作」「廃棄」に保われる技法の特徴を観察し、文字から推測される「使用」の状況、二章で提示された木簡の出土状況を合わせて検討する。その中で、木簡の製作地、製作者の問題、使用後の転用や廃棄方法の問題を含めた、木簡のより広範な特性について考察していくための基礎作業を行っていく。

第一節 木簡の形態と製作技法

一 屋代遺跡群出土木簡の形態と製作技法

(1) 木簡の形態分類

今回掲載した一二六点の木簡のうち、少なくともどちらかの端部が残存しているものは全体の約半数であり、上下端がともに残存しているものは一九点にすぎない(図39)。これらはその平面形態から「短冊型」「剣先型」「切込型」の三型式に分類される。短冊型は文字どおり長方形の形状をとるものとし、剣先型は下端を鋭角に尖らせたもの、切入型は上もしくは下部に切り込みのあるものを指す(凡例九参照)。さらにそれらの上下端の形状に注目すると、個体差が大きいものの、直線的に成形、調整がなされる「直頭形」、主に側面ケズリ、稀に平面ケズリによって複数の穂が

削り出されている「複数斜形」、主に側面削りによって緩い「等辺三角形」を作る「主頭形」に分類される。これらを組み合わせた結果、屋代遺跡群で見られる木簡は一一類型に分類できた(凡例九)。このうち「切込型」は、第三水田対応出土の六点にすぎない。各時期を通じて直頭形の短冊型が最も多いが、複数斜形も一定量を占める。

(2) 成形、調整技法の種類

木簡の樹種は顯微鏡観察をした四二点中四〇点までがヒノキ属であり、木簡の内容、型式、時期を問わずヒノキが選択されている。また木取りは板目(六寸)、板目(一五寸)でその他は追板目(板目IIなど)中間的な部分を使っており、木を無駄なく利用していたことがうかがえる。

木簡の成形、調整には「切る」「割く」と「削る」を基本としたいいくつかの技法が使われる。凡例で示したように、端面の成形、調整にはカリ、カリ・オリ、平面ケズリ、側面ケズリが使われ、表面の調整にはカットグラス状ケズリ、ハギトリ状ケズリなどが使われる。

二 第五水田対応層出土木簡の様相

第五水田面からは九点の木簡が出土しており、内容が検討できる資料は何れも文書木簡である。完形品は、短冊型の三号(図4)と九号(図40)のみで、その他は型式が判明しないため、上、下端の形態別に記載することにする。

直頭形は、側面ケズリによって上下端を調整する九号と上端を平面ケズリによって斜めに面取りする三号、五号(図4)と頭部調整を施さない四号(図4)に分けられる。特に三号は下端を約七〇度に尖らせた上、その両辺を表裏面から斜めに面取りしている。同じく下端を約一〇五度に尖らせたものに、層位的に最古の木簡とされる一号(図4)がある。一号は上端が欠損しているものの長さ三九、五寸八分に対し、厚さ約一・二一mmと際

合計	只	只	只	只	只	只	只	只	只	只	只	只	只	只	只	型式	
	36××	26××	16××	3×××	2×××	1×××	3601	2601	1601	1602	3005	2005	1005	3003	1003	1002	1001
5				3(2)		1										1	第2 水田対応層
43	1	2	1	8(1)	4	12			2	3		3	5			2	第3 水田対応層
16				3(1)	2	5			2(1)							2	第4 水田対応層
6				1(1)	1	1									1	1	第5 水田対応層
70	1	2	2(1)	15(4)	7	19	0	0	2	5(1)	0	3	5	1	2	6	合計

図39 木簡の形態

() 内は第三章中に 061 と表記しているもの

〔 〕 内は片方のみにキリカキがあるもの

立って薄い板目材を用いていることが特徴的である。三号は製作時の、五号は製作時もしくは文字を消去するためのカットグラス状ケズリがみられる。四号は上端、表面側面とともに調整を施していない特異な木簡である。下端表面の深いケズリも、文字には直接関わらないことから成形時に行われた可能性がある。「龍神」と記されていることによって祭祀に係わる木簡と推測されるが、同じく祭祀に係わったとされる畜串の多くには、表面に刃物の痕跡を殆ど残さないものの、平滑な調整が施されているのに對して、本木簡は成形の段階の縱方向の力による材の分割で製作終えるという違いをもつてい

複数稜形には後続する第四水田対応層のものより稜が明確ではないが、側面ケズリで上端調整がなされる二号(図40)が相当する。

三 第四水田対応層出土木簡の様相

第四水田面からは三六点の木簡が出土しており、付記と推定されるものは一点のみで文書木簡が主体を占む。完形品は、短冊型のみで、二〇号(図42)、二一号(図42)が直頭形、三号(図43)、三三号(図43)が複数稜形に分類される。その他は欠損によって型式が判明しないため、一括して上端の形態別に記載する。

直頭形にはキリ・オリ痕を残したまま、その一(三一×二)上に側面ケズリを行なう三四号(図42)、上下両端を平面ケズリによって斜めに面取りする二〇号、二一号、平面ケズリによって平らに調整する一〇号(図版四)、三六号(図43)、キリによる成形を施しているのみの一五号(図42)が相当する。三五号(図42)は磨耗によって調整方向が確認できない。端面が斜めに面取りされている木簡では、二一号は第五水田面の二点と同様に、面取りが施された方の面に文字が書かれているのに対し、二〇号は面取りがなされたのとは反対の面に文字が書かれている。

複数稜形の木簡は第四水田対応層で多くなる。複数の稜は全て側面ケズリによって削り出されている。逆に、本水田対応層で側面ケズリを行なうとによって成形痕が消されている木簡は、全て複数稜形に含まれる。記録簡とされる三号は上端に四つ、下端に二つ以上の稜が削り出されている。文書簡とされる三号の上端には側面ケズリがなされているものの、明確な稜は形成されておらず、下端には四稜が削り出されている。上端のみ残存する木簡では、群符木簡とされている一六号(図43)には緩い稜がある。文書簡とされる三号の上端には側面ケズリがなされているものの、二つ、二三号(図43)には三つの稜が形成されている。本水田対応層の複数稜形木簡は、何れも表面のカットグラス状ケズリが顕著に見られるが、

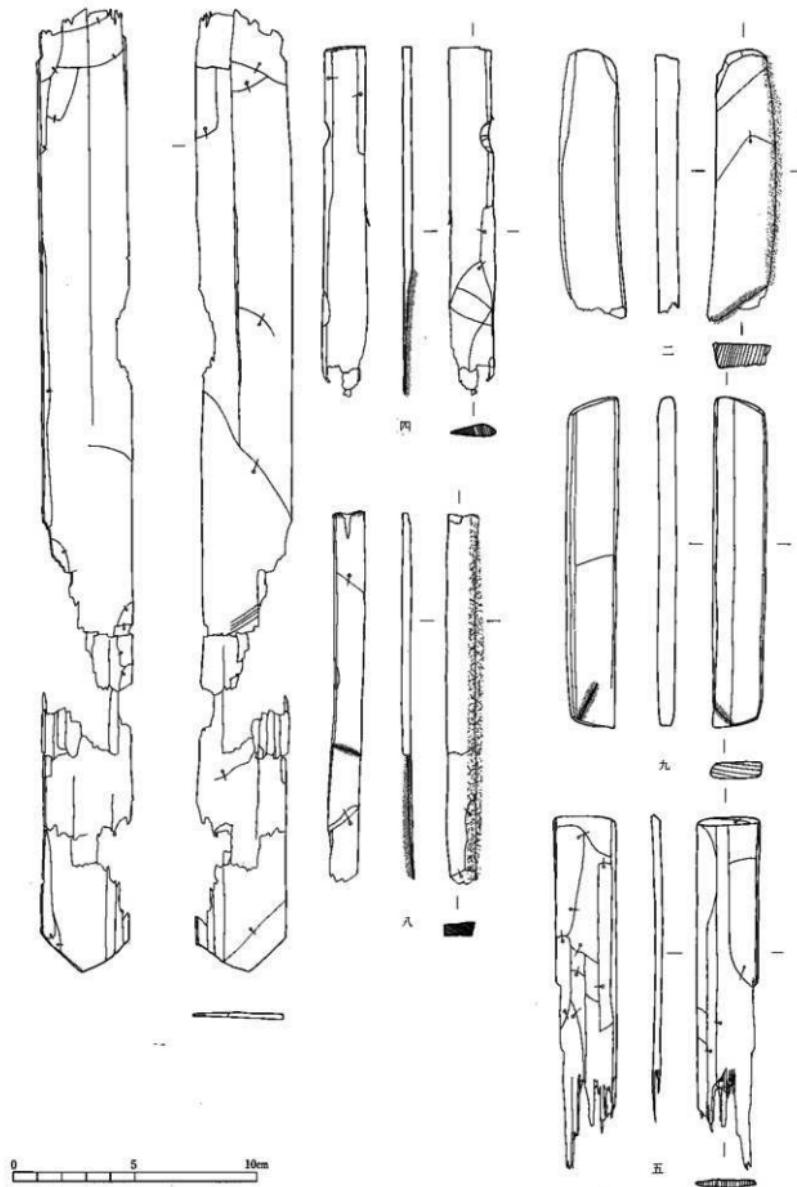


図40 第五水田対応層出土木簡(一)

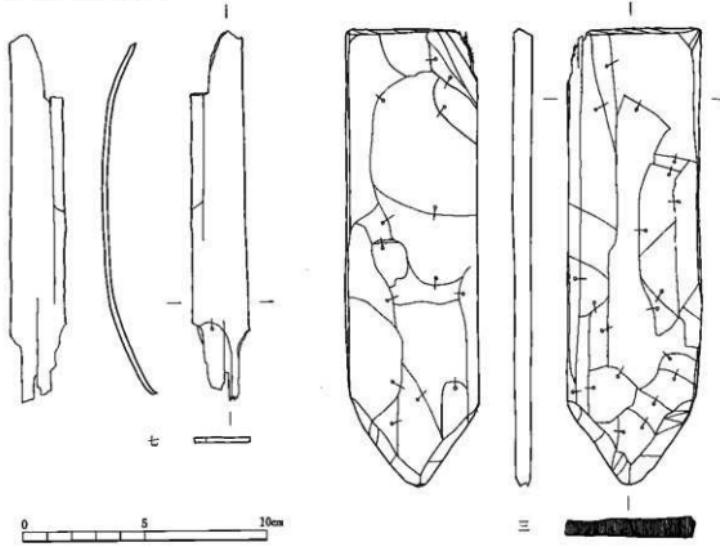


図41 第五水田対応層出土木簡（二）

特に一六号には刃物を引いた跡と推定される斜線が多数見られ、その部分の文字が薄くなっている。また、一二号も二バシ以下かつ不規則なケズリ痕跡をもつが、赤外線を照射しても文字が判読できないことから、二次的に文字を消すためのケズリが行われていた可能性が高い。一三号、三三号には、部分的に二バシ以下のケズリ痕跡が集中する。このことからやはり部分的に文字を書き直した可能性が考えられる。複数彫形の法量は後述の付札よりは上回る傾向が見受けられる（図59）。さらにこれらは、SD7-035に廃棄されたものもしくは「SD7-035に廃棄された後に湧水などの作用で流出し、淀みにたまつた可能性が高い」ものから構成され、時間的な近接関係が予想される。また、内容的には郡符木簡を含む文書簡と、記録簡から構成され、それらには廃棄のためのケズリ、書き直しのためのケズリを施した木簡が含まれていること、後出の第三水田対応層の付札とは異なる形態と製作技法が観察される。このことから、複数彫形は一つの木簡群として何らかの製作、使用上のまとまりが推定できる。屋代遺跡群の場合、それは郡家（郡舎）またはその関連施設などと関係する可能性も考慮に入れる必要があろう。

圭頭形は一八号、二八号、三一号の三点である（図44）。圭頭部の角度は一八号が五五度、二八号が五〇度、三一号が五五度と近似する。これに対し、第五水田対応層の一号は一〇五度、第三水田対応層では七七号の八〇度から八七号の一二五度の間に分布し、平均一四度である。屋代遺跡外の出土例を概観すると、圭頭の角度が九〇度を下回るのは、圭頭部を斜めに面取りするものや「木簡状木製品」と呼ばれているものを除いてはほとんど見られない。一八号は三一・九の厚さの板目材Ⅱで、表面にはカットグラス状及びハギトリ状ケズリが見られる。木簡の形態と人名が書かれていることから付札の可能性があるが、付札とすれば現時点で屋代遺跡群最古の付札となり、かつ付札にカットグラス状ケズリが施される稀な例と

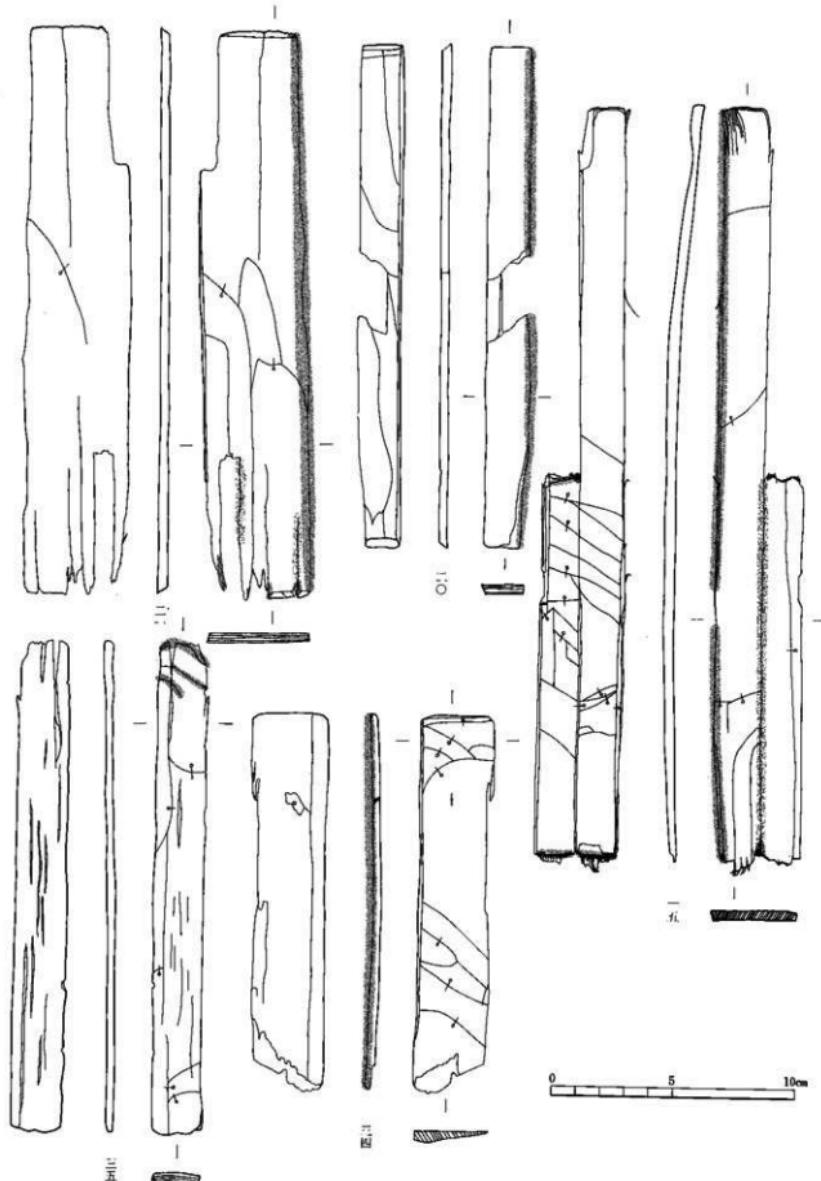


図42 第四水田対応層出土木簡（一）

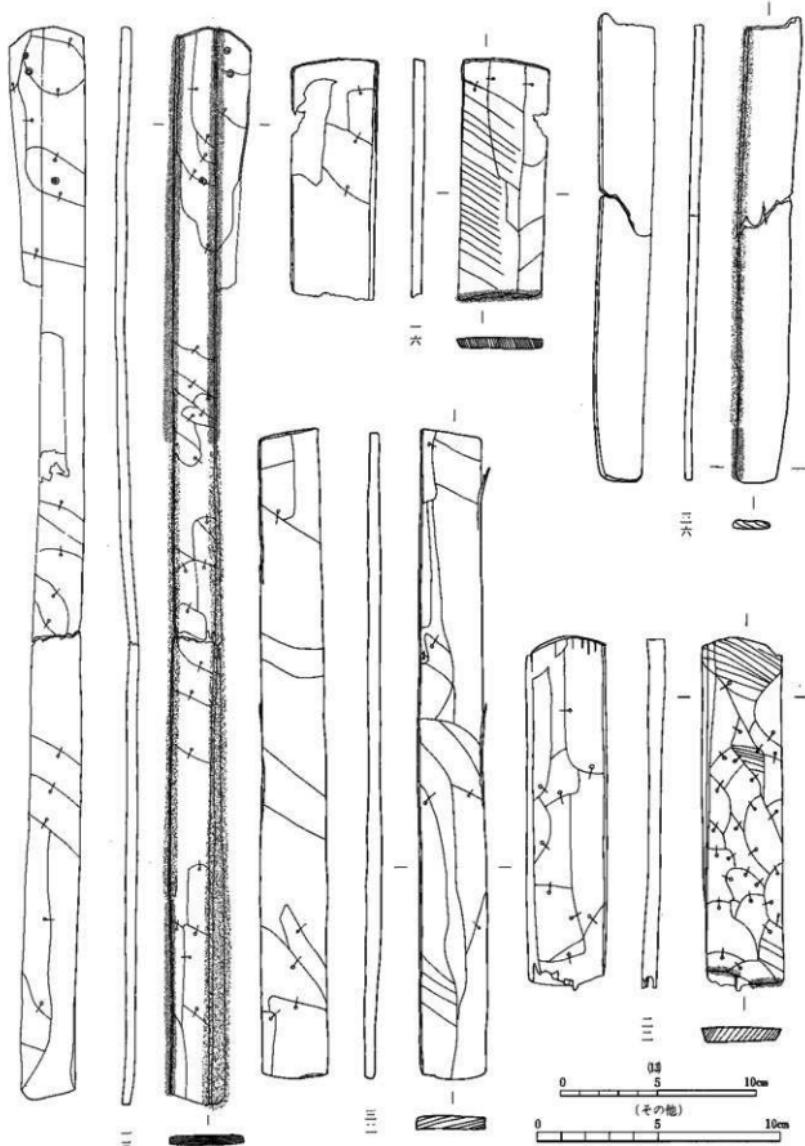


図43 第四水田対応層出土木簡（二）

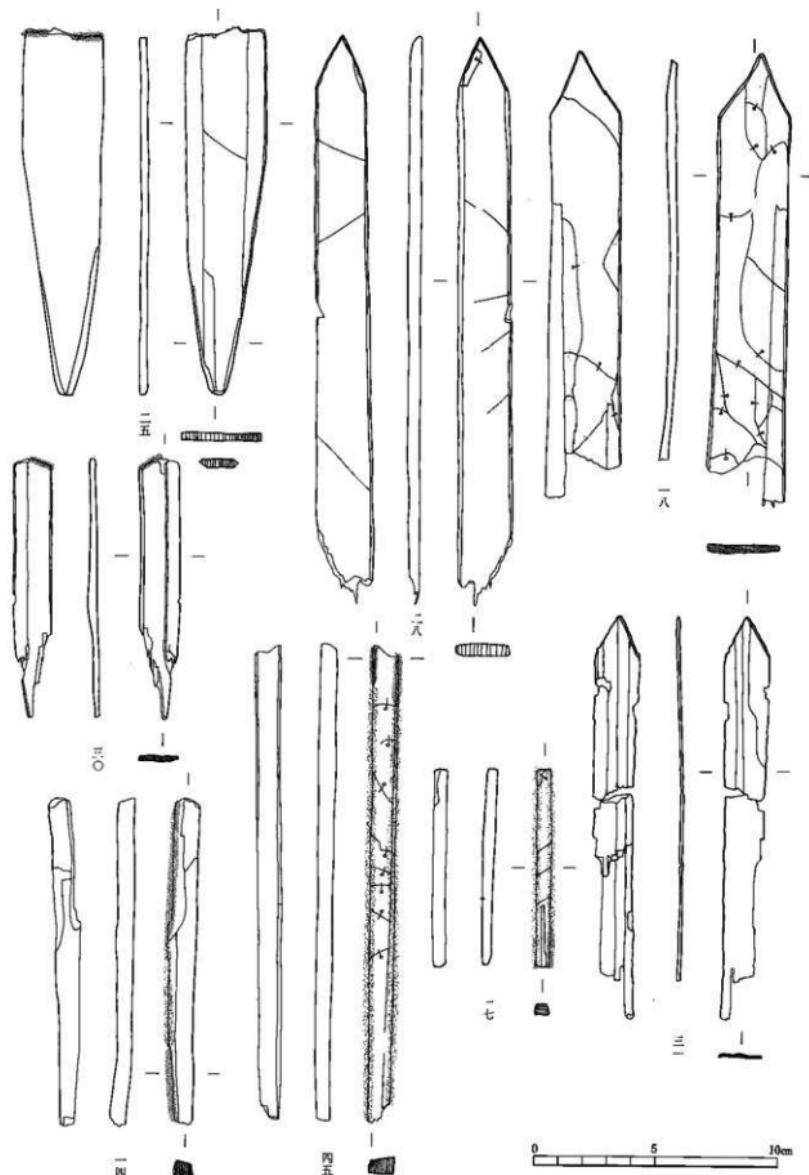


図44 第四水田対応層出土木簡（三）

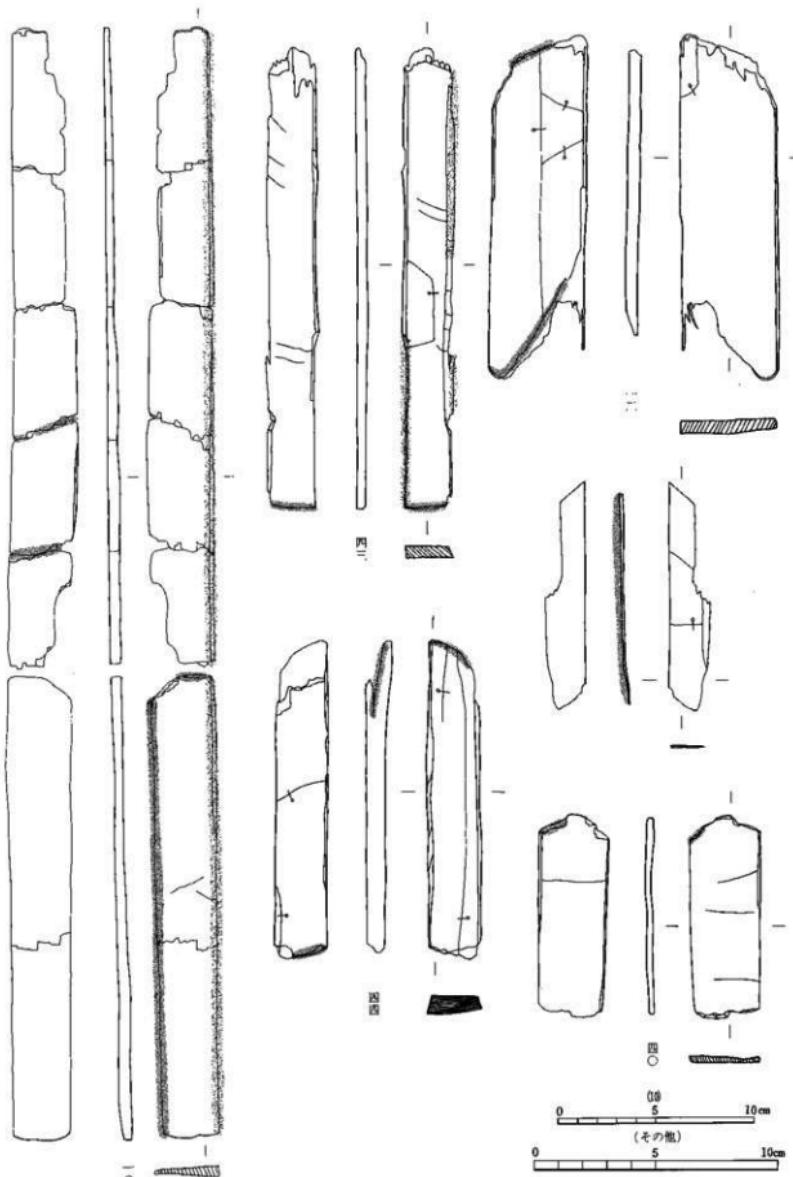


図45 第四水田対応層出土木簡（四）

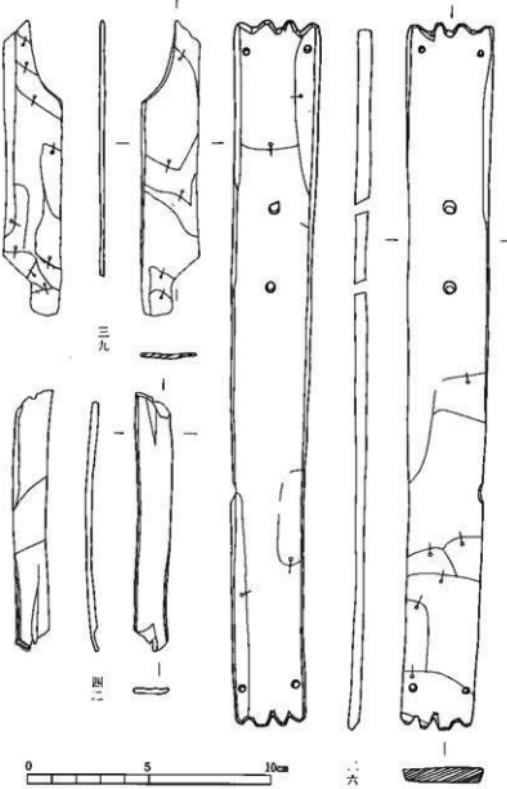


図46 第四水田対応層出土木簡（五）

と三〇号（図44）が該当するが、両者とも頭部の形態は不明である。特に二五号は下端の剣先部を表裏両側から斜めに面取りをして角を落としており（a图）、その方法が第五水田面の三号（1-003）と共通する。このような形態と、上端に表裏両面から刃物を入れてのキリ・オリが行われていることは指摘されている（平川一九九〇）。本遺跡の二点は面取りが行われている剣先部の角度が異なるため、同一類型に含めることはできないが、今後同一の平面形を持ち、表裏両方向から左右両側面を削って面取りをしている木簡が見つかれば、それぞれ何らかの機能上の共通性を想定できるのではないかと考えられ、留意していく必要があります。

もなる。二八号は四号、三一号は二号の厚さの柾目材で、表面を平坦に成形しているが調整痕が見られない。特に三一号は二号という薄さと、表面に調整痕が見られず玉頭形を呈するという点において、屋代遺跡群で出土している斎串と類似する（図47）。通常の木簡の玉頭部と対照的に斎串の玉頭部の角度が、鋭角から鈍角まで広範に分布する傾向を考慮すると、三一号以外の二点の木簡も、形態において斎串との関連が推定されよう。

この他に、剣先型の下端のみ残存している木簡がある。二五号（図44）

四 第三水田対応層 出土木簡の様相

第三水田面からは七六点の

木簡が出土している。そのうち完形品は二点、上下端のいずれかが残存しているもの

は三一点である。短冊型、劍

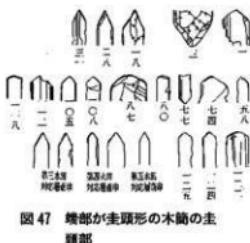


図47 端部が玉頭形の木簡の頭部

先型、切込型と短冊型もしくは劍先型に相当する木簡から構成される。

(1) 短冊型

短冊型の完形品は頭部調整方法の不明な五五号(図版19)と表面に二次的な転用(廃棄行為)が行われている六〇号(図版3)のみで、どちらも直頭形である。特に六〇号は文書木簡の中では最も表面調整が粗雑で凹凸が明確に見られる。

(2) 短冊型もしくは劍先型

片端しか残存していないため、短冊型に属するか劍先型に属するか判断できない木簡は二点にのぼる。

直頭形は平面ケズリによって端部を平坦に調整する六五号(図版23)、一〇六号(図版34)、端部を急角度の斜めに面取り調整する一一〇号(図版36)、端部を山形に面取り調整する五一号(図版48)、一一四号(図版49)、一一七号(図版39)、完全な側面ケズリを施す八一号(図版48)、キリ・オリ痕を残したまま、その位置で側面ケズリを行う六四号(図版48)、キリ・オリ痕を残しその上に側面ケズリを施す九〇号(図版49)、一〇〇号(図版49)、ケズリ方向不明の七〇号(図版23)、一〇三号(図版34)である。このうち、上端部を山形に面取りする技法(例一〇〇号)は、本水田対応層で初出する。中でも端部調整を入念に行っている一一四号は、埴科郡から屋代郷長里正等に宛てて出された郡符木簡であり、一一七号は九九算を記した木簡である。また、調整方法が共通する九〇号と一〇〇号が、同じ舟山郷からもたらされた付札であることは注目される。

(3) 剣先型

劍先型の下端を持つ木簡のうち頭部の形態が直頭形のものは、上端がキリ成形のみの七九号(図版52)、平面ケズリで頭部に短軸に平行した稜の残る九一号(図版50)、キリ・オリ痕を残した平面ケズリの六四号(図版51)、七三号(図版52)、七五号(図版52)である。このうち特に九一号は當科郷からもたらされたと推定される付札であり、この上端の調整技法は同じ等信郷記載をもつ転用品の六二号(図版50)と共通する。また六四号、七三号、七五

層山土の複数稜形木簡に特有のカットグラス状ケズリが見られるものは四九号のみで、六八号の裏面にはハギトリ状ケズリが見られるが、その他の調査報告は明確ではない。

圭頭形の木簡では圭頭部を側面ケズリによって表と裏から交互に面取りがされている八七号(図版51)が特異である。本木簡の裏面には細かい平行線が連続している様子が観察される。平行線の一部はハギトリ状ケズリの剥離痕の中に収まるが、剥離痕を越えるものもある。本木簡と近接した時期に廃棄された六六号は劍先型の複数稜形に分類されるが、その内二つの稜はこの八七号と同様に表、裏から交互に面取りがなされている。その他は、一四〇度以上の緩い圭頭部を平面ケズリによって調整している八〇号(図版26)、一八八号(図版39)、一〇〇度以下の圭頭を側面ケズリによって調整している一〇八号(図版51)、五八号(国版19)、七七号(図版50)がある。また一二二号(図版51)は、右側が欠損しているものの左側の稜の角度から圭頭形と推定している。特に七七号は下端を側面削りによって、逆の圭頭形に加工しており、本水田対応層では特殊な例である。また五八号は、一三〇度の厚さと調整方法から竪串と判断している。

このうち八七号は、九七号(図版55)とともに28グループに属するが、このグループに属する他の二一点が、両溝の合流部分で出土しているのに対して、兩木簡はこれらと離れた水田付近で出土している。

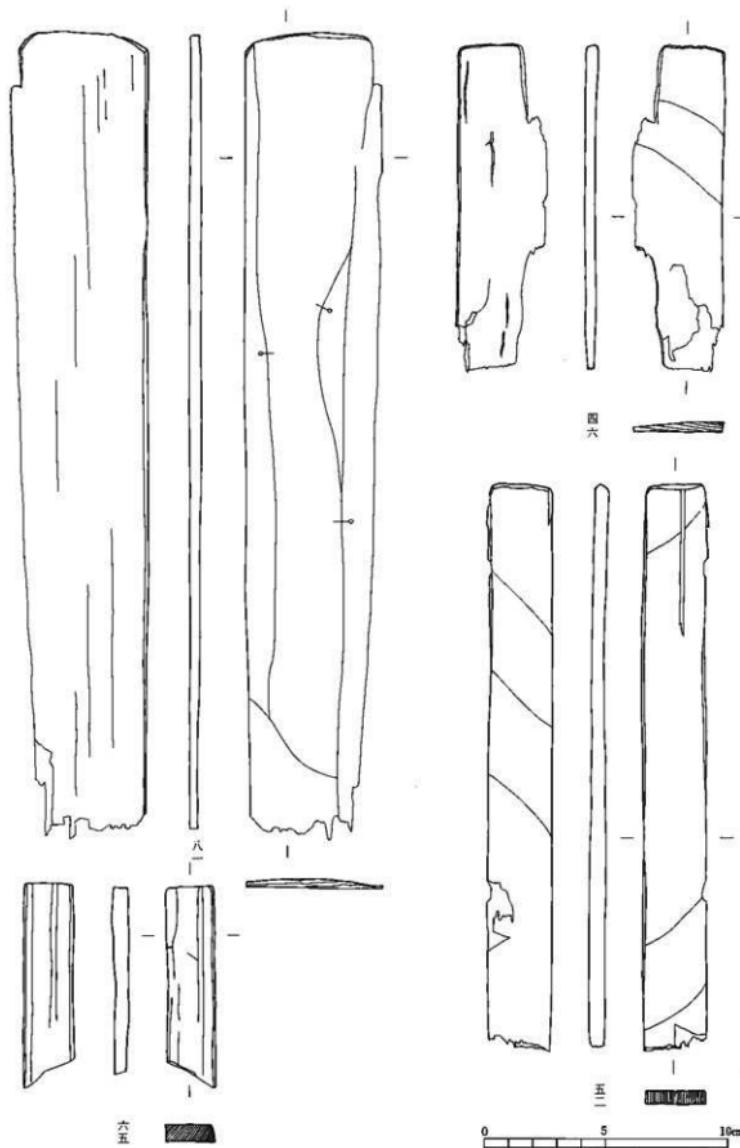


図 48 第三水田対応層出土木簡 (一)

第一節 木簡の形態と製作技法

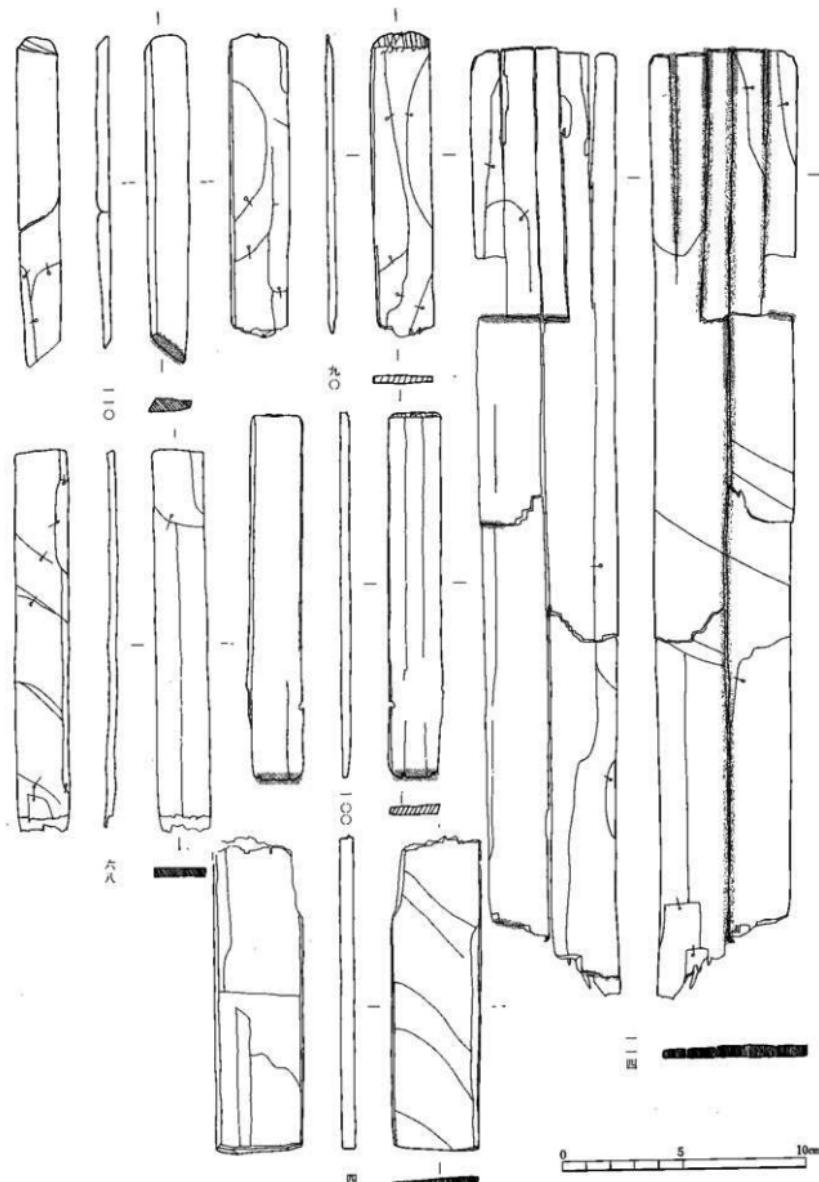


図49 第三水田村出土木簡（二）

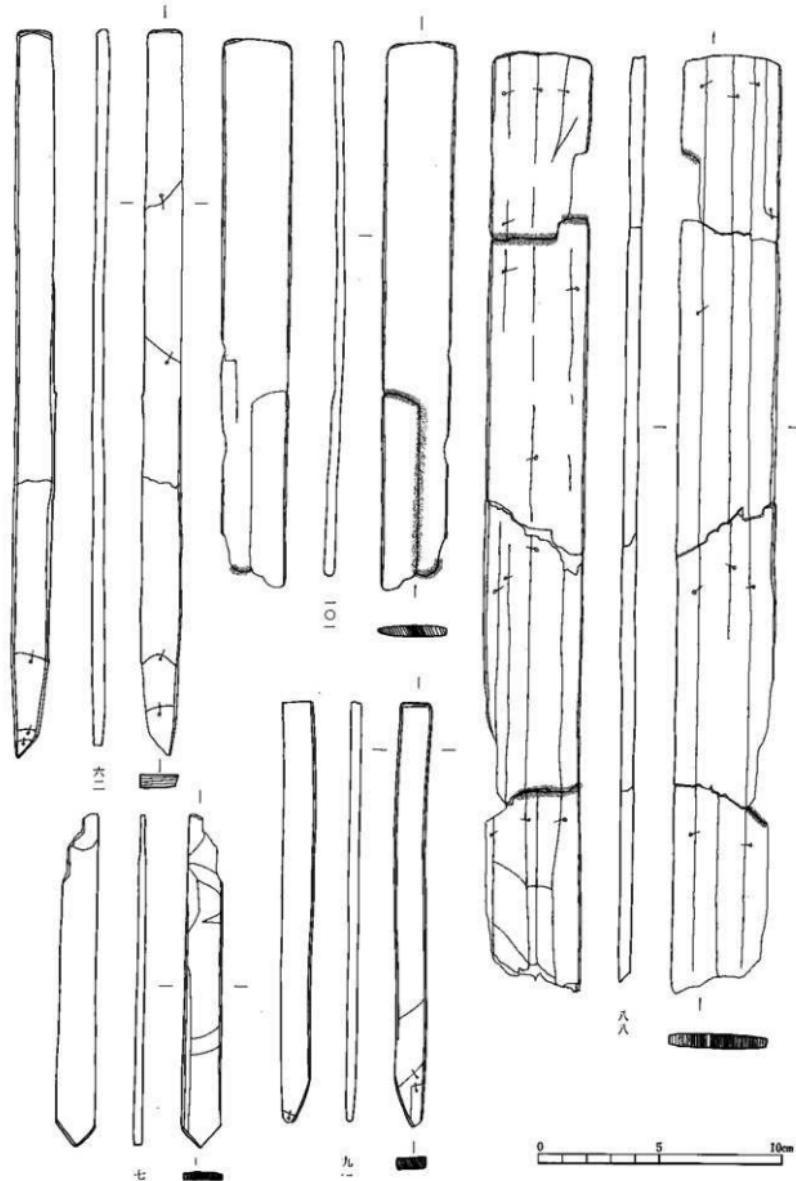


図 50 第三水田対応層出土木簡（三）

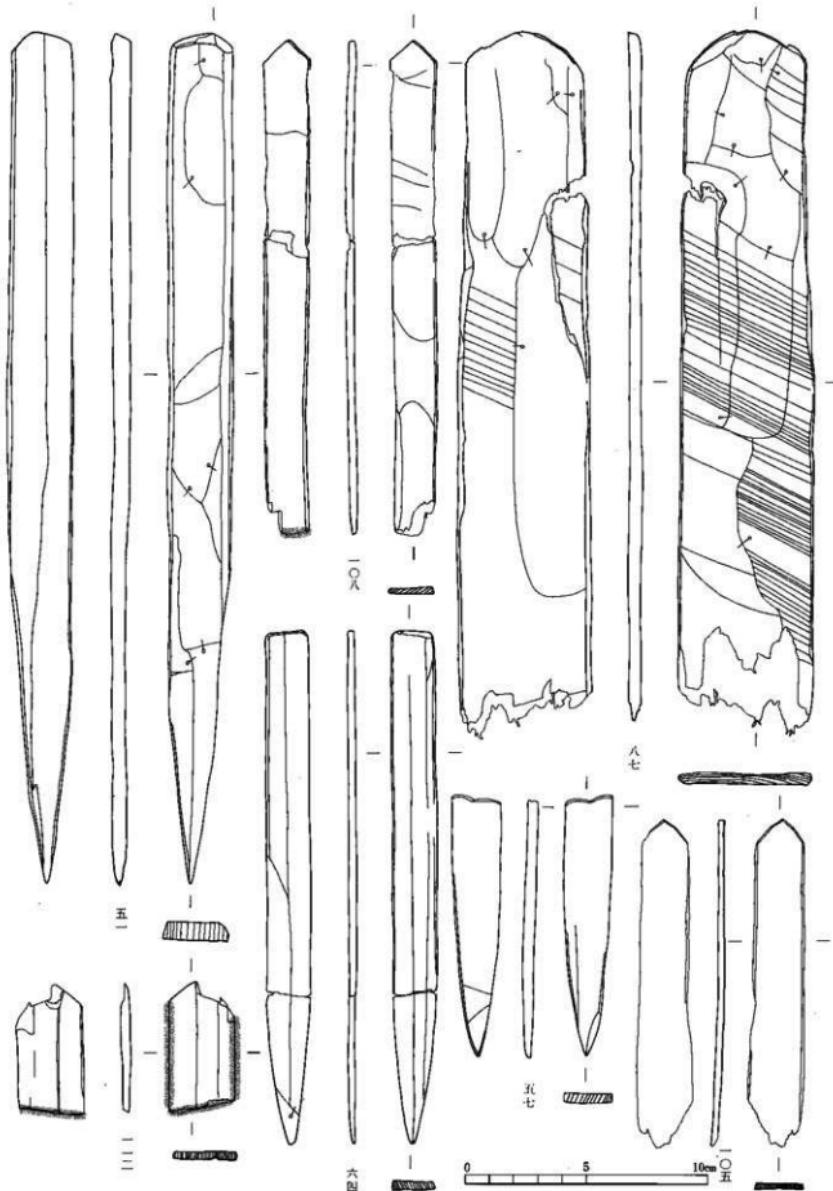


図51 第三水田対応層出土木簡（四）

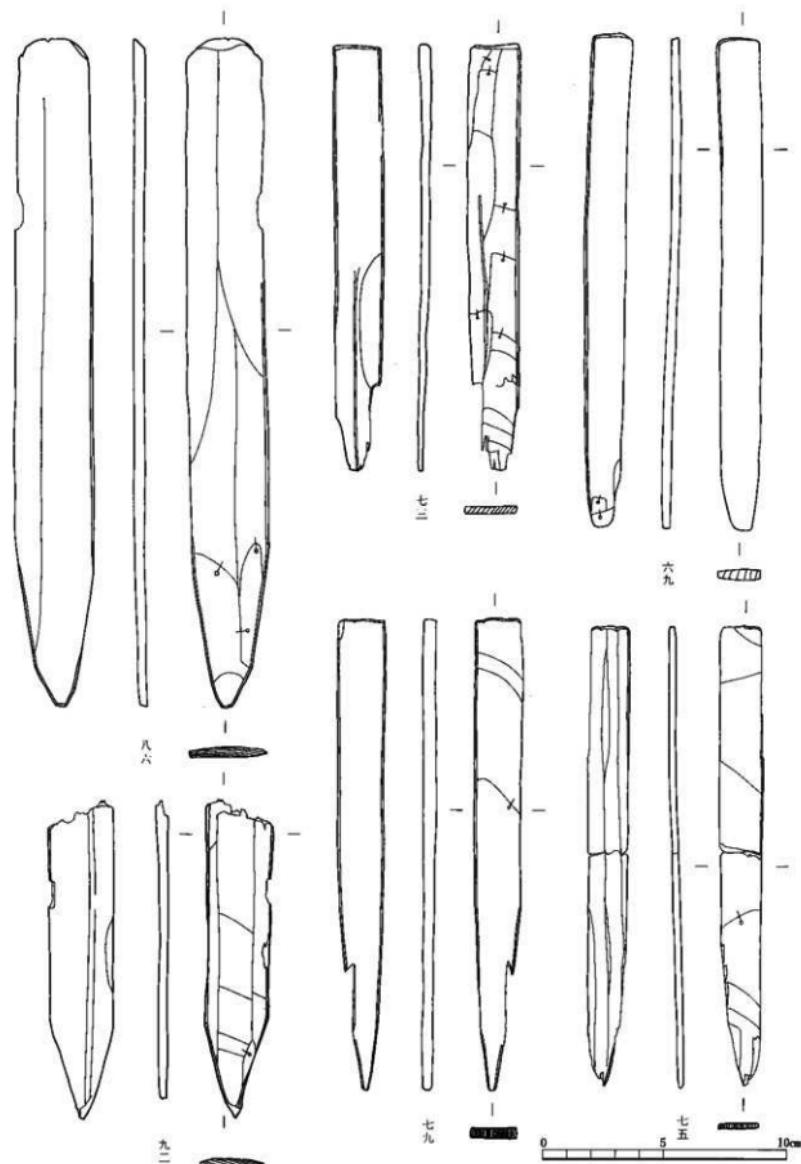


図 52 第三水田対応層出土木簡（五）

号、七九号は形態が類似するが、法量も近似する（図59）。さらに、何れも片面のみに文字が書かれ、文字の書かれていない面は調整されていないという共通性を持っている。ただ、記載内容は七三号が郷名、里名、人名であり、七九号が郷名から書き出しているのに対し七五号は人名のみといふ違いがある。

剣先型木簡は全て24グループから26グループ、すなわち湧水坑が埋め戻されたあとSD7030の堆積層から出土しており、廃棄の時間幅が短いことが予想される。中でも七三号、七五号、七九号は廃棄層が同一であり（27グループ）、形態の類似性から推定される製作集団（もしくは個人）の近似性と、廃棄時間の近接性が見事に一致する。特に七三号と七九号はどちらも舟（船）山郷記載を持つ（もしくは推定される）付札である。一方、同じ船山郷名を持つ木簡のうち直頭形で、キリ・オリ痕跡を残したままでの二～三（二三）上を調整する辦がみられる九〇号は、これらより後続する28グループに属するが、出土状況からこれらとはかなり時間的に近接して廃棄されたことが解っている。このことから、仮に技法の特徴を集団（もしくは個人）に定めてることが許されるならば、同じ舟（船）山郷内にこの時期七三号、七五号、七九号の技法で木簡を製作する集団（個人）と九〇号、一〇〇号の技法で木簡を製作する集団（個人）の二者が存在した可能性が指摘できよう。

頭部の形態が複数種形のものは、郡里制下に属する付札と考えられ、上端が側面ケズリによる二つの稜を持つ六九号（図52）と、平面ケズリと側面ケズリによる三つの稜を持ち、圭頭形に近い形に加工されている五一号（図51）、側面、平面ケズリを併用した八六号（図52）である。第三水田対応層の剣先型木簡は表面のケズリ痕跡がほとんど観察できないため「調整法不明」に分類しているが、唯一、五一号の表には明確なハギトリ状ケズリがみられる。本木簡はカットグラス状ケズリまでは細くないものの、

このような調整方法、上端の形態に加え、三四九号の長さ、七号の厚さを持つ点でその他の付札とは一線を画し、むしろ第四水田対応層の複数種形の文書木簡に類似している。また、圭頭形ではないものの、右側の表面と側面の角を斜めのケズリで除去している点は特異である。さらに完形の付札の中で、郷、「里」、人名に加え、物品名（編一束）までが記載されている唯一の例である。これらの点から五一号はあらかじめ他の付札とは異なる機能が与えられていた、もしくは他の付札とは異なる集団（個人）、すなわち複数種形の木簡を製作していた集団（個人）によって製作されたものではなかろうか。一方、八六号は先述したように上端の製作方法はむしろ記録筒である八七号に類似しており、書式が二行割り書きである点、法量の点（図59）でやはり他の付札とは一線を画する。また、六九号は郡里制下の記載を有するが、八世紀初頭前後の年代が推定されている第四水田対応層に上端の残存する付札が皆無であるため、このような複数種形の端部製作技法が前段階すなわち郡里制段階の技法の残存であるかどうかを確認することは、現状ではできない。

剣先部のみが残存している木簡は五七号（図51）、九二号（図52）、七号（図版35）であり、何れも付札の可能性がある。

四 切込型

切込型の木簡は六点存在する。ここでは欠損品も含めて記載する。

直頭形で上端を側面ケズリによって調整するものには「一」型状に近い「一」型状の切り込みを持つ六七号（図53）、平面ケズリによって調整するものは小型の「一」型状切り込みを持つ八三号（図53）と「一」型状の切り込みを持つ八二号（図53）がある。上端が複数種形のものは「一」型状の切り込みを持つ七二号（図53）と緩い「一」型状の切り込みを持つ七六号（図53）である。圭頭形のものは「一」型状の切り込みを持つ七四号（図53）である。切込型の形態上のばらつきは極めて大きい。ただ、表面

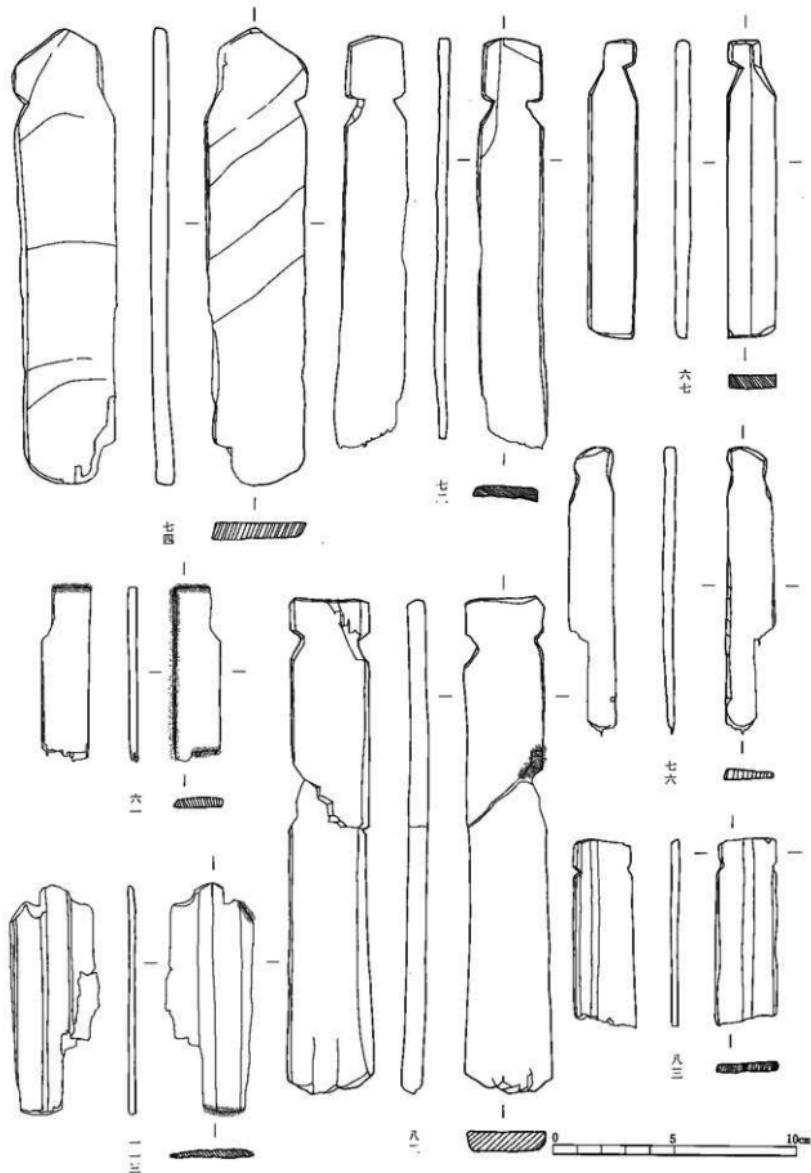


図53 第三水田対応層出土木簡（六）

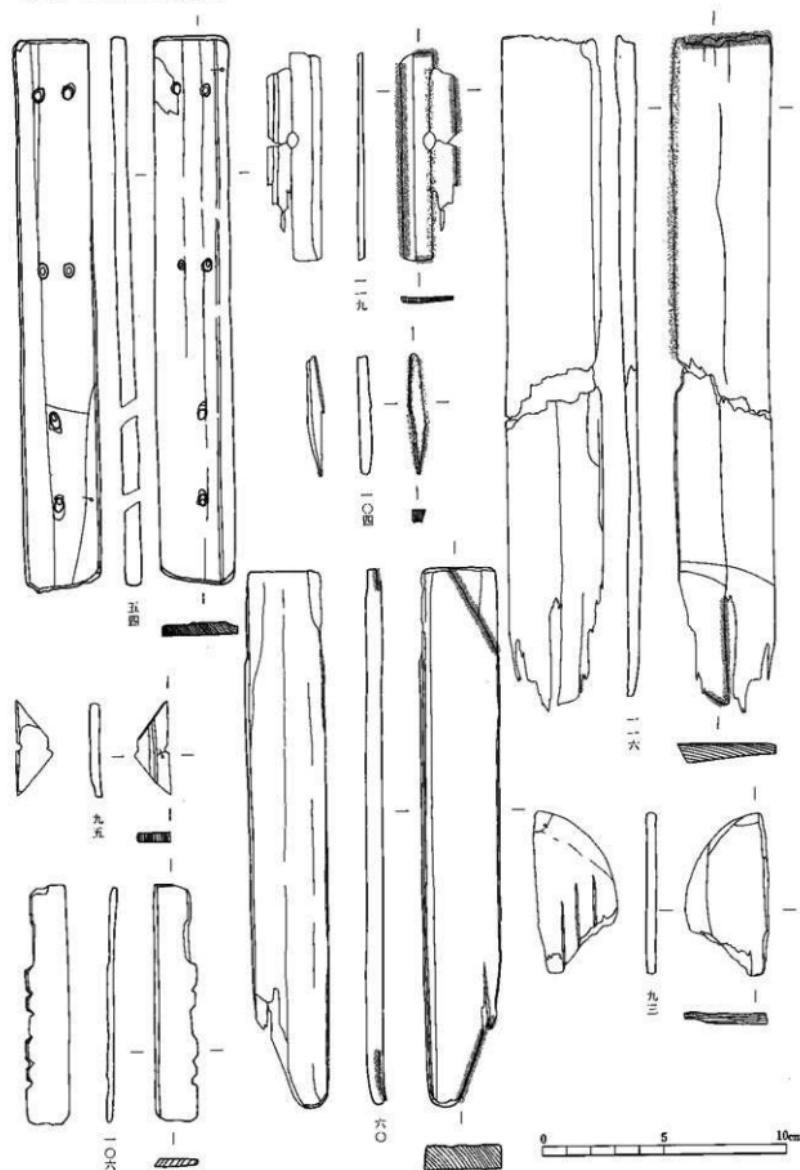


図 54 第三水田対応層出土木簡 (七)

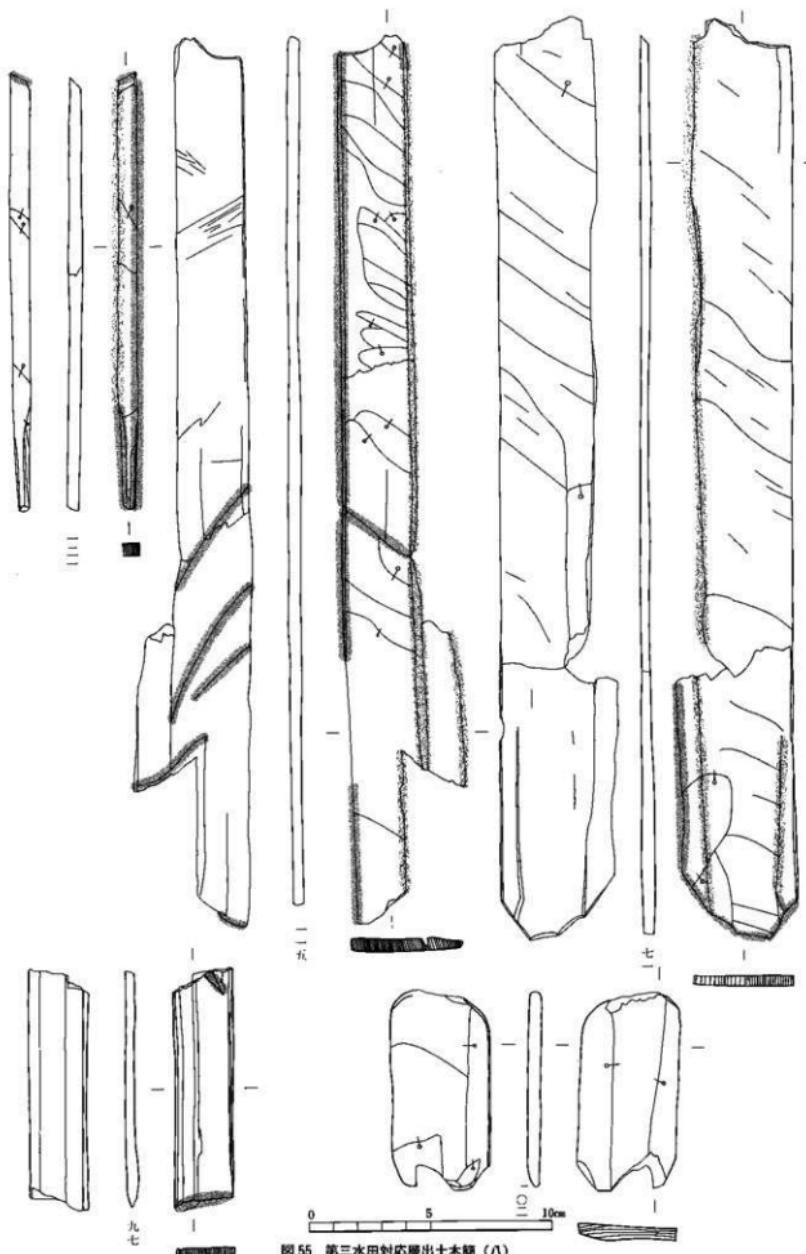


図 55 第三水田対応層出土木簡 (八)

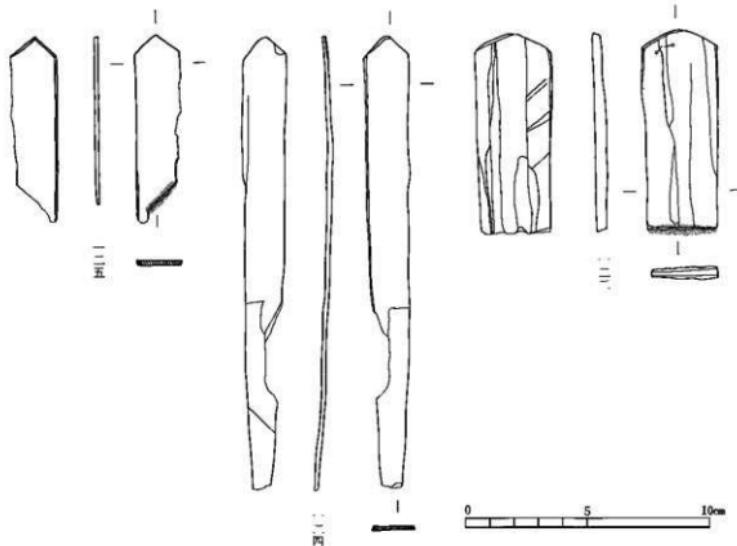


図56 第二水田対応層出土木簡

にはほとんど調整痕が観察できないという点、裏面には文字が記載されず調整も表面と同様、もしくは無調整という点で共通する。

五 第二水田対応層出土木簡の様相

第二水田面からは五点の木簡が出土しているのみであるが、全てが端部のいずれかが残存している。

完形品は短冊型の一二三号（図版4）のみで、端部はキリによって成形されている。一二四号（図5）は下端が欠損しているものの、両側縁の角度から劍先型であった可能性が高い。このことから、一二四号と同様に螺旋が記載されている一二五号（図6）も同様の形態であった可能性がある。表面の調整痕は観察されず、厚さは両者ともに一二・二mmである。これらは袴串と形態が類似し、螺旋を記載しているという点でも、通常の木簡とは異なる機能が予想される。圭頭の角度は一二四号が九〇度、一二五号が九八度で、一般的の木簡に比べるとやや鋭い。これに対し、圭頭であるが螺旋が記載されない一二三号（図6）は、一二〇度と緩く、厚さも四・四mmを測る。

六 小結

(一) 木簡発見グループの変遷と木簡の種類

第二章では同一造構、同一層位から出土した木簡のまとまりを「グループ」として遺跡全体で合計三五グループを設定した。ここではこのグループの変遷に沿って木簡の組成がどのように変化していくかを概観することにする。

第五水田対応層では1から7までの七つのグループが設定されている。一グループには1号のみが属するが、短冊型のうち、端部が〔3〕の形態をもつ木簡が現状では屋代遺跡群最古のものとなる。直頭形は3グルー

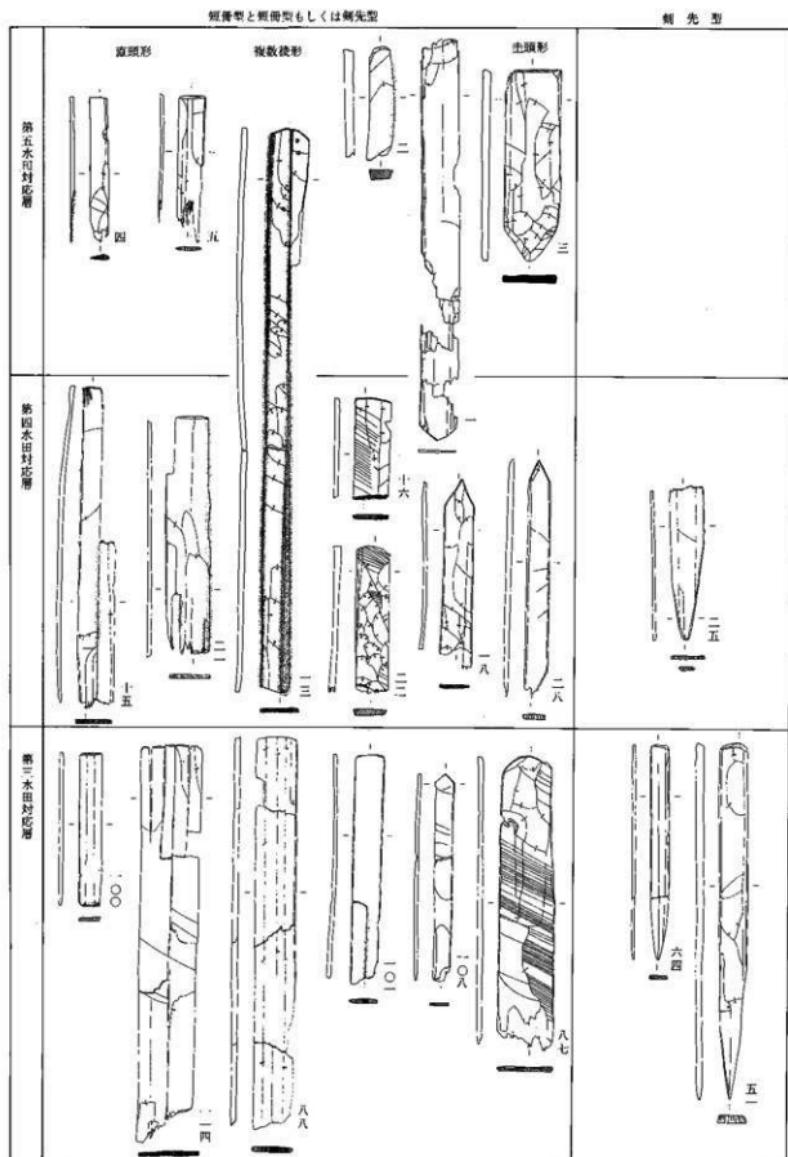


図 57 木簡の形態変遷

アの1-802Z型式（五号）のように、上端を斜めに面取りするものを初見とする。2グループの三号（1-803）も上端の形はこれと同様である。このような技法が観察できる直頭形の木簡はこのほか第四水田対応層に二点見られるのみで、古い段階に特徴的な技法と考えられる。ただしこのような技法を有する圭頭形の木簡は、第三水田対応層の28グループに一点（八七号）、複数稜形の木簡は27グループに一点（八六号）見られる。これに対し、直頭形の木簡でも上端を山形に面取り調整するものは23グループに一点（五一号）、1-802Z、32グループに二点（一一四号、一七号）見られ、新しい段階に特徴的である。

第四水田対応層では8から21までの一四グループが設定されている。このうち9グループで複数稜形でかつ表面にカットグラス状ケズリの見られる20-22型式の木簡（一三号）が初出する。このような両者を兼ね備えた木簡はこの後11グループ、17グループで出土しているが、第三水田対応層の23グループを最後にみられなくなる。これより上層で出土している同じ木簡は、六八号のハギトリ状ケズリを最後に、それ以降は調整痕が明確でなくなる。また、複数稜形の特殊な付札である五一号はこの23グループに属する。

第三水田対応層には22から33までの一二の廃棄グループが設定されている。先ず、カットグラス状ケズリをもつ複数稜形の出土するグループの最終に位置づけられる23グループから、付札（五一号）、もしくは人名の書かれた付札の可能性の高い木簡（五三号）が出土し始める。そして五一号のように、第三水田対応層で特徴的な上端部を山形に面取りする技法を持つものが初出する。25グループ、26グループでは約三割が付札およびその可能性の高い木簡になる。特に25グループでは切込型の木簡が初出する。さらに27グループは転用もしくは廃棄行為のなされた文書木簡などを除いては、全体の約六割が、付札と考えられる形態上の類似性の高い劍先型木

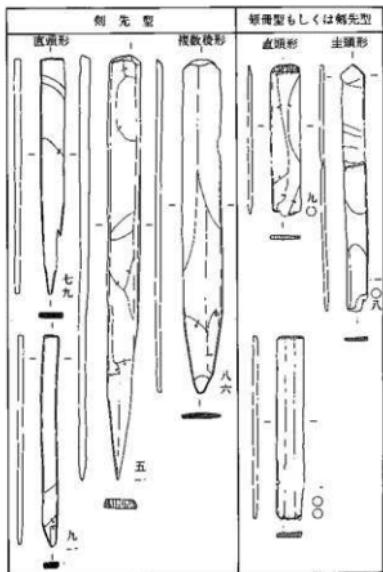
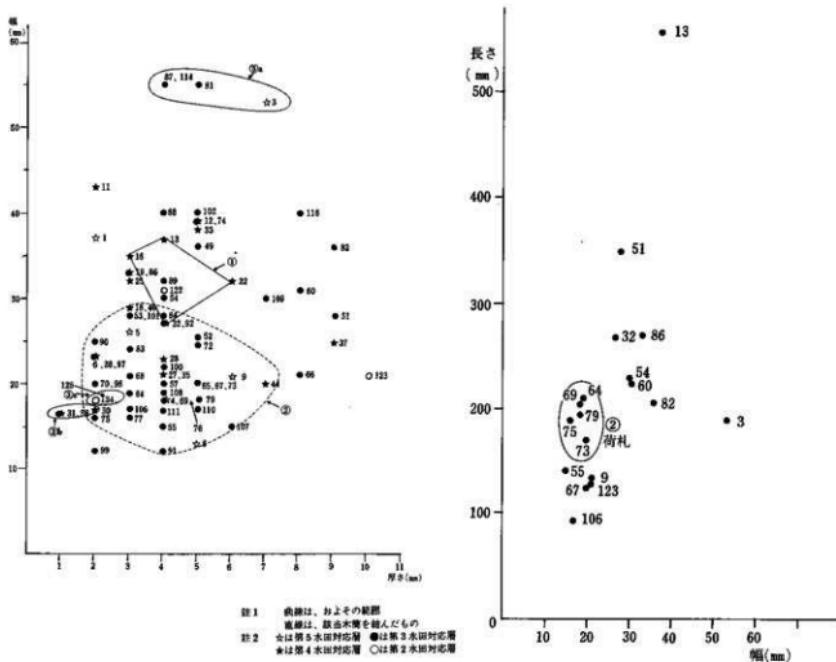


図58 第三水田対応層出土付札の形態（切込型を除く）



(2) 幅と厚さ

(1) 長さと幅

第一水田対応層には34、35グループが設定されているが圭頭形の木簡(一二四号、一二五号)は調整方法と法量から第二水田対応層の直串に墨書きがあるものと推測された木簡に類似しており、内容的にも祭祀に関わりのある木簡と推定される。

(2) 屋代遺跡群出土木簡の形態の特色

以上、屋代遺跡群出土の木簡を形態、技法の観点から大まかに分類し、比較的まとまりのあるもののみを掲げると以下の一五つの群が設定される。また、(1)で検討してきた時間軸をこれにあてはめると(1)内に記したような傾向がつかめる。

① 短冊型もしくは剣先型で、端部に複数の棱が削り出されたり、表面はカットグラス状ケズリ(もしくはハギトリ状ケズリ)による調整ないしは文字の消去作業の痕跡が観察できる木簡群。(第四水田対応層から第三水田対応層のうち25グループまでに多く見られる)

例 一三、一六、二二、三三、四九、(五一)、(六八)

② 剣先型か、剣先型もしくは短冊型で、上端が圭頭形、表裏面の調整痕は見えないか無調整で、厚さが一~二ミリメートルの木簡群。(第三水田対応層に見られる)

例 六四、七三、七五、七九、九〇、九一、(一〇〇)

③ 剣先型もしくは短冊型で、上端が圭頭形、表裏面の調整痕が見えないか無調整で、厚さが一~二ミリメートルの木簡群。(第四、三、二水田対応層)

例 一二、五八、一二四、一二五

④ 切込型の木簡群。(第三水田対応層の25、27グループに限定)

例 六七、七二、七四、七六、八一、八三

⑤ 端部を斜めもしくは山形に面取りしたもの。

例 ア・五、一〇、二一、八六、八七、一〇 イ・三、一五、五一、
一四、一七

(6) その他

が設定される。①は文書木簡が主体を占め、少数の付札を含むが、郡家を含む関連施設などで製作された可能性がある。②は各地からもたらされた付札で、技法細部の観察から郷との関連が推定された。なお、付札と推定されるものは②とした直頭形のものその他に直頭形のもの(一〇八号)や上端を斜めに面取りしたもの(一一〇号)も稀に存在する。③の一部は形態と出土状況から今回便宜的に斎串に分類している。斎串と木簡の一部は非常に似通った形態を有しているため、単独で出土した場合、文字の判読できないものの分類は難しい。今回は、厚さ、圭頭部の角度、表面調整から斎串を分類する方向性を提示したが、今後後代遺跡群全体の斎串の分析を通して検討していく。④は少數であり時間的に近接して存在したことと、斎一性に乏しいことを特色とする。逆にこのことが付札が付けられた物品を推定する手がかりになるのではないかだろうか。⑤この他、技法上の特色として、上端の平面形態の如何に関わらず、端部を斜めもしくは山形に面取りしたものが見られる。これらは、法量の点から三号、八七号、一四号の一群と五号、二五号、五二号、八六号の二群に分けられるが、このうち前群(図59②の⑤)に属する木簡がどれも比較的厚く幅広である点から、この技法が単なる癖ではなく、機能と関連することを意味しているのではないかと考えられる。ただし九九算が記載されている八号は、この一群と近似した法量を示すが明確な斜めの面取りは行われていない。

命令の伝達と召喚先に参向する際に「身分証明書」の役割を果たしたとされる郡符木簡が何れも最大である点は、既に平川南によって指摘されており(平川、一九九五)。⑥に含まれる屋代遺跡群の一四号の郡符木簡も既述のように大型の一群に属する。これに対しても①、②、③はこれらとは

法量的に異なり、かつそれぞれのグループの法量のかなりの集中が看取される(図59②)。また、図59からは読みとれる法量の大から小へというランクは、斜めもしくは山形の面取り調査がなされる広義の文書木簡(①)、端部に側面ケズリによる複数の棱が表出される広義の文書木簡(⑤)、端部が無調整もしくはケズリの行われる付札(②)、②より更に薄い祭祀関係の木簡(③a、③b)、という調整のランクと内容に大まかに対応している。このことから今回の限られた資料からは、木簡の法量は木簡の機能差を反映していることが推測される。これに対し、切込型の付札は近接した時期に廃棄されたもののその製作技法のみならず法量のばらつきがかなり大きい点で剣先型の付札とは対象的である。

第二節 木簡の転用・廃棄方法

一 木簡の転用方法

屋代遺跡群出土木簡には一次的な目的を果たした後に単純に廃棄された木簡の他に、木簡の形状に二次的な改変が加えられたものが含まれる。この改変行為は木簡の転用を意図するものと、再利用を防ぐための廃棄を意图するものなどに分類される。転用には、文字を削って、もしくは空いているところに習書を行った習書木簡への転用と、他の木製品への転用が見られる。

(1) 第五水田対応層出土木簡の様相

習書の最も古い例は第五水田対応層出土の八号(図40)である。本来幅広の木簡表面に文字が書かれていたが、右側面に二次的なキリを施し、新たに狭くなった木簡の幅にあわせて「多」の字の習書を行っている。表面の[□]は文字の右側がキリによって欠損しているため、習書より前の段階に木簡に記されていた文字であったと思われる。板目材IIであるため